

# 兵庫県地域福祉支援計画 (案)

〔第5期〕

つながり・支え合いのある地域共生社会ひょうご  
～“誰も取り残されない”地域づくり～

2024(令和6)年3月



# 目 次

第1章 第5期地域福祉支援計画の概要.....	1
1 策定趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
(1) 法的位置づけ.....	1
(2) 他の計画との関係.....	2
3 計画の期間.....	3
4 県の福祉施策の沿革と現状.....	3
5 主な福祉関係法制度の動向.....	5
(1) 地域福祉.....	5
(2) 高齢者福祉.....	6
(3) 障害者福祉.....	6
(4) 児童福祉.....	6
(5) その他.....	7
6 第4期地域福祉支援計画の評価.....	7
7 計画の目標(目指す地域社会の姿).....	10
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	12
1 地域社会の現状.....	12
(1) 人口・世帯構造等に関する状況.....	12
(2) 高齢者に関する状況.....	15
(3) 障害者に関する状況.....	18
(4) 子ども・子育てに関する状況.....	20
(5) 生活困窮者に関する状況.....	22
(6) 生活に課題を抱える人の状況.....	25
(7) 活動主体(地域住民、NPO法人等)に関する状況.....	29
2 地域福祉を推進する上での課題.....	32
(1) 複合的な課題、制度の狭間の課題等への対応強化.....	32
(2) 住民が主体となった地域づくりの推進.....	32
(3) 地域を支える人と組織の多様化及び裾野の拡大.....	34
(4) 庁内連携及び関係団体との連携の強化.....	34
第3章 地域福祉の推進方策.....	36
1 包括的に支援する体制づくり.....	36
(1) 分野横断的な支援体制の構築に向けた体制の整備(重層的支援体制整備事業の推進).....	36
(2) 地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握.....	40

(3) 生活困窮者等に対する分野横断的な対策の推進.....	40
(4) 権利擁護支援体制の充実.....	48
(5) 共生型サービス※等の展開.....	50
2 安心して暮らせる地域づくり.....	51
(1) 福祉の視点からの地域づくりの推進.....	51
(2) 市町の実情に応じた重層的な圏域(エリア)設計.....	52
(3) 地域福祉ネットワークの構築.....	55
(4) 地域を支える活動の基盤強化.....	56
(5) 社会福祉法人の専門性を生かした地域における公益的な取組等の推進.....	60
(6) 住民の主体的な健康づくりの推進.....	63
(7) 認知症の予防・早期発見、地域で支える仕組みの構築.....	63
(8) 障害者の障害者支援施設等からの地域移行・地域定着を支援.....	63
(9) 外国人が安心して生活できる環境整備.....	64
(10) 災害時に備えた平時からの対応.....	66
(11) 特殊詐欺被害の防止.....	68
(12) 地域福祉を支える財源確保(寄附文化の醸成等).....	68
(13) 福祉以外の様々な分野(まちづくり、医療、農林水産を含めた産業、労働、教育、防犯、防災等)との連携.....	69
3 地域づくりを担う人づくり.....	70
(1) 住民の地域づくり活動のきっかけづくりを支援.....	71
(2) 高齢者、障害者や若者等の目線に立った地域づくりに参画する住民の育成.....	73
(3) 地域の支え合いや“つなぎ・つながる”を支える地域福祉の担い手づくり.....	74
(4) 学校、企業等の多様な主体の参画の促進.....	76
(5) 福祉・介護人材の確保(定着)及び資質の向上.....	76
4 計画的な地域福祉の推進.....	79
(1) 各主体の協働推進.....	79
(2) 社会福祉協議会との連携・協働.....	80
(3) 地域福祉計画の進行管理・評価等の実施.....	81
(4) 行政職員の意識改革.....	81
第4章 地域福祉支援計画の推進.....	83
1 地域福祉支援計画の推進体制.....	83
2 市町の地域福祉計画の推進に対する県の支援.....	83
(1) 計画策定の支援.....	83
(2) 進行管理・評価の支援.....	83
(3) 情報の提供.....	83
第5章 県の地域福祉支援施策体系.....	84

参考資料 .....	89
1 地域福祉支援計画の改定に向けた検討経過.....	89
2 兵庫県社会福祉審議会名簿 .....	90
3 兵庫県社会福祉審議会小委員会の設置について.....	91
4 兵庫県社会福祉審議会小委員会名簿.....	92
5 地域福祉支援計画策定庁内ワーキンググループ設置要綱.....	93
6 社会福祉法(抜粋) .....	95
7 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(抜粋) .....	100
8 用語解説 .....	101

※ 「用語解説」について

説明のある用語の最初の箇所に「※」を付しています。



# 第1章 第5期地域福祉支援計画の概要

## 1 策定趣旨

兵庫県では、2019(平成31)年度から2023(令和5)年度を計画期間として「第4期地域福祉支援計画」を策定し、市町の地域福祉が推進されるよう、市町の取組を支援してきた。

今般、計画期間満了にあたり、核家族化、未婚化、晩婚化、ライフスタイルや働き方の変化などを背景に、地域福祉を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、8050問題<sup>※</sup>やダブルケア<sup>※</sup>、ひきこもりやヤングケアラー<sup>※</sup>など、従来の制度・分野の枠の中には当てはまりにくい制度の狭間の課題や複雑化・複合化した課題が顕在化している。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やその後の物価高騰の影響等により、社会的孤立や社会的排除が深刻化している地域社会の現状や、国における地域共生社会の取組をはじめ、地域福祉政策の動向等を踏まえ、新たに「第5期地域福祉支援計画」を策定することとした。

### 【地域共生社会】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

社会福祉法第108条第1項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的な見地から、市町の地域福祉の取組を推進するために策定するものである。

#### 社会福祉法第108条(抄)

##### (都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 5 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

## (2) 他の計画との関係

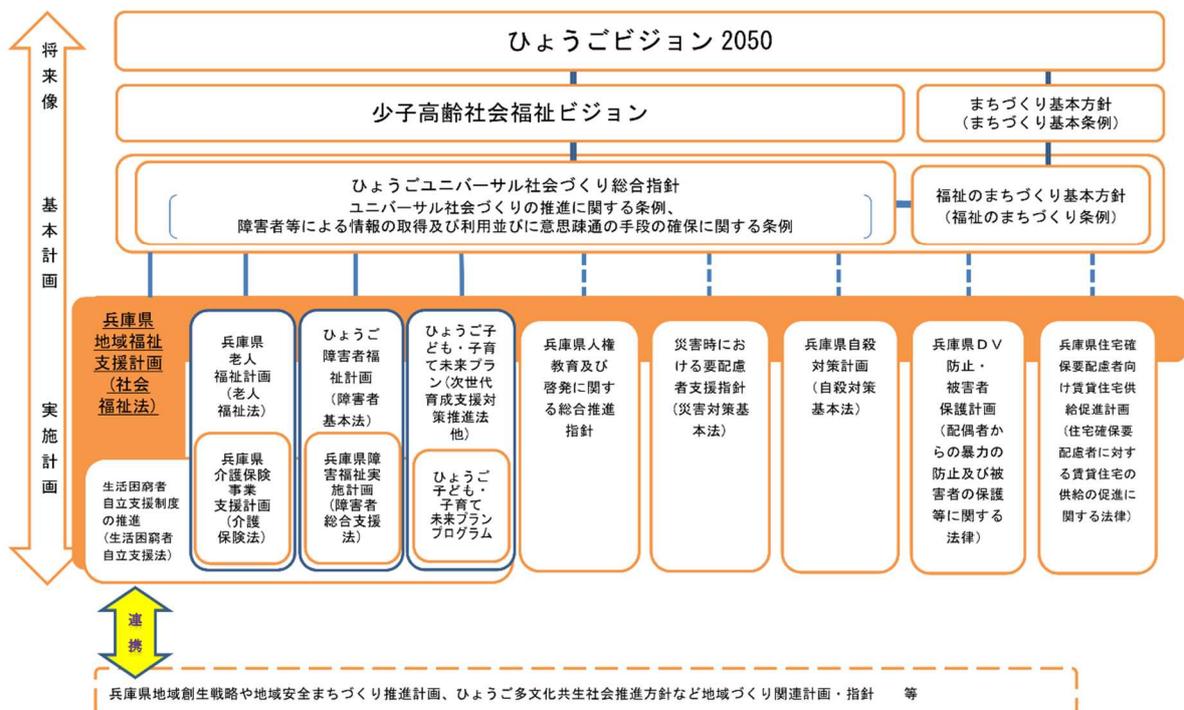
### ア 県の関連計画等との関係

兵庫県では、急速な少子高齢化の進展など時代潮流の変化や上位計画である「21世紀兵庫長期ビジョン」(2022(令和4)年3月に「ひょうごビジョン2050」に改定)を踏まえ、総合福祉ビジョンである「少子高齢社会福祉ビジョン～新たな「豊かさ」の創造～」を2012(平成24)年3月に策定した。

また、ユニバーサル社会※づくりの取組をより一層推進していくことを目的として、2018(平成30)年3月に「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」を制定するとともに、条例の基本理念を実現するものとして「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」を同年10月に改定した。

兵庫県地域福祉支援計画は、「ひょうごビジョン2050」、「少子高齢社会福祉ビジョン」及び「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」等の兵庫県の基本的計画を踏まえ、高齢者、障害者、子ども、若者、子育て世代等のあらゆる人が、それぞれの状況に応じて持てる力を発揮し、社会の担い手として活躍できるよう、その取組方向を具体化する実施計画として位置づけられている。

具体的には、全県的な地域福祉の向上を目指し、地域づくりを通じた福祉的な住民自治を進めるため、福祉と地域づくりの融合を図ることや、地域における高齢者、障害者、児童、生活困窮者等の分野を中心としつつ、その範囲や対象にとらわれずに、共通して取り組むべき事項や市町における包括的な支援体制整備への支援に関する事項等を定める計画である。



## イ 地域福祉支援計画と市町地域福祉計画との関係

地域福祉支援計画は、各市町における地域福祉計画の策定・推進を支援することにより、市町における地域福祉の取組を支援し、全県的な地域福祉の向上を目的とするものであり、県が広域的な見地から、市町が目指すべき地域福祉の基本的方針、市町に求められる取組及び県の支援策を示すものである。

また、県における福祉施策と他の分野別施策との連携・整合を図りつつ、地域福祉の視点から、市町において横断的に実施されるべき取組を示すものであり、具体的には次のような役割を持っている。

- ① 市町が目指すべき地域福祉の基本的方針を定める計画
- ② 市町における地域福祉の取組の差異を確認し、全県的に地域福祉の向上を目指すためのガイドライン
- ③ 地域の実情に応じた包括的な支援体制の構築など、市町の地域福祉を推進する仕組みづくりを具体的に示す計画
- ④ 地域を運営する人材の育成や地域づくり活動の活性化、包括的な支援体制の構築、未策定市町に対する支援など、市町の地域福祉を推進するため、県として必要な支援策を示す計画
- ⑤ 地域福祉推進に向けた地域住民、地域団体、ボランティアグループ、NPO<sup>※</sup>、民生委員・児童委員<sup>※</sup>、社会福祉法人、社会福祉協議会<sup>※</sup>、企業、行政等の基本的な役割や連携のあり方を示す計画

## 3 計画の期間

2024(令和6)年度から2028(令和10)年度まで(5年間)

## 4 県の福祉施策の沿革と現状

(30年間の総括)

- 戦後、都市部への人口集中、核家族化、共働き世帯の増加など社会の変化の過程において、これまで地域や家庭が果たしてきた役割の一部を補完・代替する必要性が高まった。これに対応していくため、日本の社会保障制度は、高齢者、障害者、子どもなどの属性別・対象者別の生活の中での典型的なリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野で

は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など、属性別や対象者別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。

- その一方で、人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時のニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている。特に、高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会のつながりや社会参加の機会に十分には恵まれていないことも多い。

併せて、地域のつながりが弱くなり、支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下している。また、経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化するなど、血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」機能の脆弱化が顕在化している。

- 加えて、本県においては、1995(平成7)年1月17日、阪神・淡路大震災が発生した。阪神・淡路大震災は、社会的・経済的な諸機能が高度に集積し、人類史上初めて、高齢化が進む大都市を直撃した大地震であり、戦後の我が国における地震災害の中で、最大の被害をもたらした災害の一つである。

震災直後には、被災現場での被災者相互の助け合い、避難所等での励まし合いや支え合いなどによって、多くの人々の生命が救われるとともに、人々の心身の安定や元気の回復につながった。また、全国から駆けつけた多くのボランティアをはじめ、国内外から様々な支援の手が差し伸べられるなど防災ボランティア活動が展開され、大きな役割を果たした。1995(平成7)年は、後に「ボランティア元年」と呼ばれるようになり、これを契機に多くの県民がボランティアに関心を持つようになった。

以来、長きにわたり被災者自身の懸命の努力のもと、ボランティアやNPOなどによる活動、まちづくり協議会の活動、災害復興公営住宅における高齢者等の見守り活動など、震災を契機とした全国でも先駆的な取組も拡がってきた。また、被災市町では、復興計画等を策定し、これまで多様な復興事業を展開してきた。

- 現在、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しており、社会的孤立やダブルケア、いわゆる 8050 問題などの課題が顕在化している。これらの課題については、誰にでも起こりうる社会的リスクであるものの、個別性が極めて高いことから、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している状況である。

- これらの状況を踏まえ、国は、分野・対象者別に進められてきた縦割りの仕組みを見直し、地域のすべての関係者が「我が事」として、地域生活課題に「丸ごと」対応できる社会である「地域共生社会の実現」を今後目指すべきイメージとして、地域づくりを推進していくこととし、高齢分野において培ってきた「地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>」の考え方や実践を深化・推進させていくことにより、その実現を目指していくこととした。

- 県では、国の動向を踏まえ、前回計画期間において、地域共生社会の実現を目標にして、計画的な取組を進めてきたが、属性別・対象者別の制度にまたがる横断的な課題、制度の狭間にある課題など近年顕在化してきた課題については、十分には対応できているとは言えない。

その要因として、分野を超えた連携や横断的な支援については、優良事例の蓄積が乏しく、また、支援の基盤を整えるため一定の時間を有することのほか、この計画期間中において、経済成長の停滞や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、地域における活動や個々人の生活様式等に大きな影響があり、地域づくりにマイナスの要因が生じたことが挙げられる。

- 一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、多くの地域活動が中止になり、コミュニティワーカーや生活支援コーディネーター<sup>※</sup>など住民主体の取組を支援する者は、不安や戸惑いを抱えながら、つながりを切らさないよう総力を挙げて住民による創意工夫ある地域づくりへの支援や地域活動を支えてきた。
- これら過去からの取組の経緯を踏まえ、この間に包括的支援体制の整備や地域づくりをさらに強力に推進すべく事業化された重層的支援体制整備事業<sup>※</sup>を積極的に活用するとともに、阪神・淡路大震災からの復興過程における教訓や新興感染症対応等の教訓も生かしながら、改めて、“誰も取り残されない”地域共生社会の構築を目指し、新たな計画を策定する。

## 5 主な福祉関係法制度の動向

### (1) 地域福祉

- 社会福祉法の改正(2021(令和3年)4月施行)

市町において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業が創設された。

また、福祉ニーズが複雑化・複合化する中、社会福祉法人の経営基盤の強化や、こうした福祉ニーズへの対応を図るため、社会福祉法人間の連携方策の新たな選択肢の一つとして、「社会福祉連携推進法人<sup>※</sup>制度」が創設された。

- 孤独・孤立対策推進法の制定(2024(令和6)年4月施行)

日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、または社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する対策を実施することを国・地方公共団体の責務として規定されたほか、孤独・孤立対策推進本部の設置等について定められた。

## (2) 高齢者福祉

### ○ 介護保険法の改正(2021(令和3)年4月施行)

介護人材の不足への対応として、介護保険事業(支援)計画に、介護人材の確保、資質の向上、業務効率化に関する取組を記載することとされたほか、有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための規定が整備された。

### ○ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の制定(2024(令和6)年1月施行)

認知症の人が尊厳を維持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、7つの基本理念を定めるとともに、国・地方公共団体においては、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有することとされた。

## (3) 障害者福祉

### ○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正(2024(令和6)年4月施行)

これまで事業者について努力義務(行政機関等は義務)とされていた「合理的配慮の提供」が義務化されることとなった。

### ○ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定(2022(令和4)年5月施行)

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得及び利用並びに意思疎通が重要であるため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、実施することが、国・地方公共団体の責務として規定された。

## (4) 児童福祉

### ○ こども家庭庁の創設、こども基本法の制定(2023(令和5)年4月施行)

こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進するための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設された。また、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的にこども基本法が制定された。

### ○ 児童福祉法の改正(2024(令和6)年4月施行)

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援を実施するための体制強化等を行う旨の規定が設けられた。

## (5) その他

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定(2024(令和6)年4月施行)  
困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講じることが、国・地方公共団体の責務として規定された。
- 災害対策基本法の改正(2021(令和3)年5月施行)  
災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者<sup>\*</sup>の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町における個別避難計画<sup>\*</sup>の作成が努力義務化された。

## 6 第4期地域福祉支援計画の評価

- 地域福祉(支援)計画の策定は、2000(平成12)年の社会福祉法により法制化され、高齢者、障害者、児童などの分野別の計画を「総合化」すること、また、その策定のプロセスについても趣旨や性格から「住民参加のもと」策定されるものとして、各自治体での策定が進められている。県内市町における地域福祉計画の策定・改定状況については、全41市町中、38市町(92.7%)が「策定済み」、そのうち、33市町(86.8%)が「改定済み」となっている。依然として計画が未策定となっている3町に対して、早期の策定に向け、強く働きかけを行う必要がある。
- 地域福祉計画では、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」(法第107条第1項第1号)が、さらに「包括的な支援体制の整備」(法第106条の3第1項各号に掲げる事業)について、多くの市町の計画において位置づけられており、地域共生社会の実現に向けて必要とされる取組や事業が各市町において展開されている。
- 第4期地域福祉支援計画で示した「5つの推進方策」については、地域福祉計画に徐々に反映されつつあるが、包括的な相談支援体制を構築する市町の増加が低調であるなど実践につながっていない市町も見受けられるため、計画の実効性を高めることが今後の課題となっている。
- 今後、地域共生社会の実現に向けては、それぞれの市町が計画に基づき、地域生活課題に対する創意工夫による対応や包括的な支援体制づくりを分野横断的に具体性をもって取り組んでいくことが求められている。
- 地域福祉計画に記載されている施策、事業・取組などの評価については、地域福祉の推進に向けた取組が市町の創意工夫の下に実施していくものであり、成果よりもそのプロセス等を重視すべき場合もあることから、数値化が困難な場合があることにつ

き留意が必要である。

- 一方で、事業・取組の見える化は、計画の進捗状況を評価し、また地域住民等の理解の促進を図るため、できる限り数値化していくことが必要であり、数値化するものとし、しないものの判別は、計画の策定段階において十分に検討することが望ましく、定量的に把握すべきものについては継続して把握できるかどうか課題となる。

- 第4期計画における推進方策の進捗状況について、「地域住民や地域団体から構成されるネットワークの構築」は、地域見守りネットワーク応援協定を締結した団体が48団体となり、概ね順調に拡大する一方、全ての圏域(エリア)で地域福祉ネットワーク※を構築する市町が20市町に留まるなどネットワークの構築に課題がある。

また、「地域づくり活動の活性化」は、社会福祉法人連絡協議会※(ほっとかへんネット)設置市町数が44市区町となり、概ね順調に拡大する一方、「地域福祉の推進基盤の強化」では、包括的な相談支援体制を構築する市町が21市町に留まるなど推進基盤の強化に課題がある。

- 第4期計画においては、アウトカム指標※となりうる数値目標の設定がないため、毎年度県が実施する「県民意識調査」において、「今の生活全般での満足度」を参考に取上げると、現計画期間では2018(平成30)年度58.3%から2022(令和4)年度60.5%に増加、また、第1期計画策定時の2004(平成16)年度の52.2%からは大幅に増加している状況である。

一方で、「『兵庫のゆたかさ指標』県民意識調査」においては、「頼りになる知り合いが近所にいる割合」について、2020(令和2)年度62.6%が2022(令和4)年度は62.2%と微減、世代としては50代、60代の満足度が低い状況であり、地域的には都市部が低い状況となっている。

社会情勢が異なるため、一律の比較は難しいものの子育て世帯への支援策、高齢分野における地域包括ケアシステムの推進、地域医療分野における地域医療構想の推進などにより、住み慣れた地域におけるくらしの安心・安全が一定程度確保されている状況と考えられる。

一方、「頼りになる知り合いが近所にいる割合」の低下に見られるように、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や地域の交流行事の中止などにより住民等による地域福祉活動には一定の影響が表れている。

- 今後、ポストコロナ社会における地域共生社会づくりに向け、重層的支援体制整備事業といった制度横断により支援する有効な施策を活用しながら、市町の取組の更なる強化・推進を図っていくことが必要である。

そのため、本計画は、①複合的な課題への対応や制度の狭間の課題への対応を世帯丸ごと一体的に行っていく包括的支援体制の整備、②新型コロナウイルス感染拡大

により停滞した住民等による地域福祉活動の再加速、③住民の意識醸成や専門職の質・量の充実を図るなどの支援の担い手の課題に対応するため、関係者へのガイドラインとなるよう策定する。

- 併せて、毎年、地域福祉支援計画のフォローアップを図る一方で、全県的な地域福祉の推進や地域格差の是正を図るためには、計画未策定町への対応や、計画に基づく取組の進捗状況の把握及びフォローアップが必要である。

**(参考)第4期計画における推進方策の進捗状況等**

推進方策	数値目標	進捗状況	目標値
地域住民や地域団体から構成されるネットワークの構築	地域見守りネットワーク応援協定数	48団体 (96.0%)	50 団体
	全ての圏域(エリア)で地域福祉ネットワークを構築する市町数	20 市町 (48.8%)	41 市町
包括的な相談支援体制の構築	成年後見制度*利用促進基本計画に基づく中核機関の設置数	26 箇所 (63.4%)	41 箇所
	包括的相談支援体制づくり推進者数	370 人 (148.0%)	250 人
地域福祉を推進する人材育成	民生委員・児童委員の充足率	93.3%	98.2%
地域づくり活動の活性化	社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)設置数	44 市区町 (89.8%)	49 市区町
地域福祉の推進基盤の強化	包括的な相談支援体制を構築する市町数	21 市町 (51.2%)	41 市町

## 7 計画の目標(目指す地域社会の姿)

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、SDGs<sup>※</sup>の趣旨に沿って全ての人が地域社会の一員として包摂され、多様な主体が我が事として参画し、誰も取り残されず、世代や分野を超えてつながり・支え合うことで、地域住民一人ひとりの暮らし・生きがい、地域をともにつくる地域共生社会を目指す。

### つながり・支え合いのある地域共生社会ひょうご ～ “誰も取り残されない”地域づくり ～

(取組の視点)

① ソーシャルインクルージョン<sup>※</sup>(社会的包摂)の視点

生活困窮者、障害者、外国人労働者、刑務所出所者、LGBT<sup>※</sup>等の社会的排除の対象となりやすいマイノリティの人たちの権利を守り、地域社会に統合・包摂していくことが不可欠である。

制度の狭間にある人や複合的な課題を抱える人などを包括的に受け止め、横断的にとらえ、支援につなげるという視点

② リスクマネジメント<sup>※</sup>(地域生活課題の発生予防・対処)の視点

地域福祉を進める上では、単に「みんなで困っている人のために善いことをしよう」という概念を超え、誰もが陥り、個人では対応しきれない地域生活課題(リスク)を、共同体である地域社会全体の矛盾や不具合としてとらえ、その発生を予防し、対処していく「地域生活課題に対するリスクマネジメント」という視点

③ コミュニティづくりの視点

地域福祉の推進は、地域社会において福祉的な住民自治を形成する過程で社会的孤立からつながりを再生する取組である。

地域住民、専門職、事業者、行政等の参画と協働を促進することにより、コミュニティという共同基盤を豊かにしていくという視点

## ～SDGsの理念に基づく“誰も取り残されない”地域づくり～

- 国際的に豊かで活力ある未来を創る SDGs(持続可能な開発目標)が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められている。

本県では、企業や団体、教育機関、県民などとともにSDGsを推進しており、2023(令和5)年度には「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に国から選定された。

- SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものである。

また、SDGsは2030(令和12)年を年限として、17の共通目標を提示しており、社会福祉分野における事業や活動は、この目標のいくつかをすでに体現している。

例えばSDGsの目標1の「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」は、地域の中の生活困窮者や貧困世帯の子ども等への支援に重なる。

SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していく。



## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1 地域社会の現状

兵庫県における高齢、障害、児童分野等にかかるデータ等をもとに、地域社会の現状を整理した。

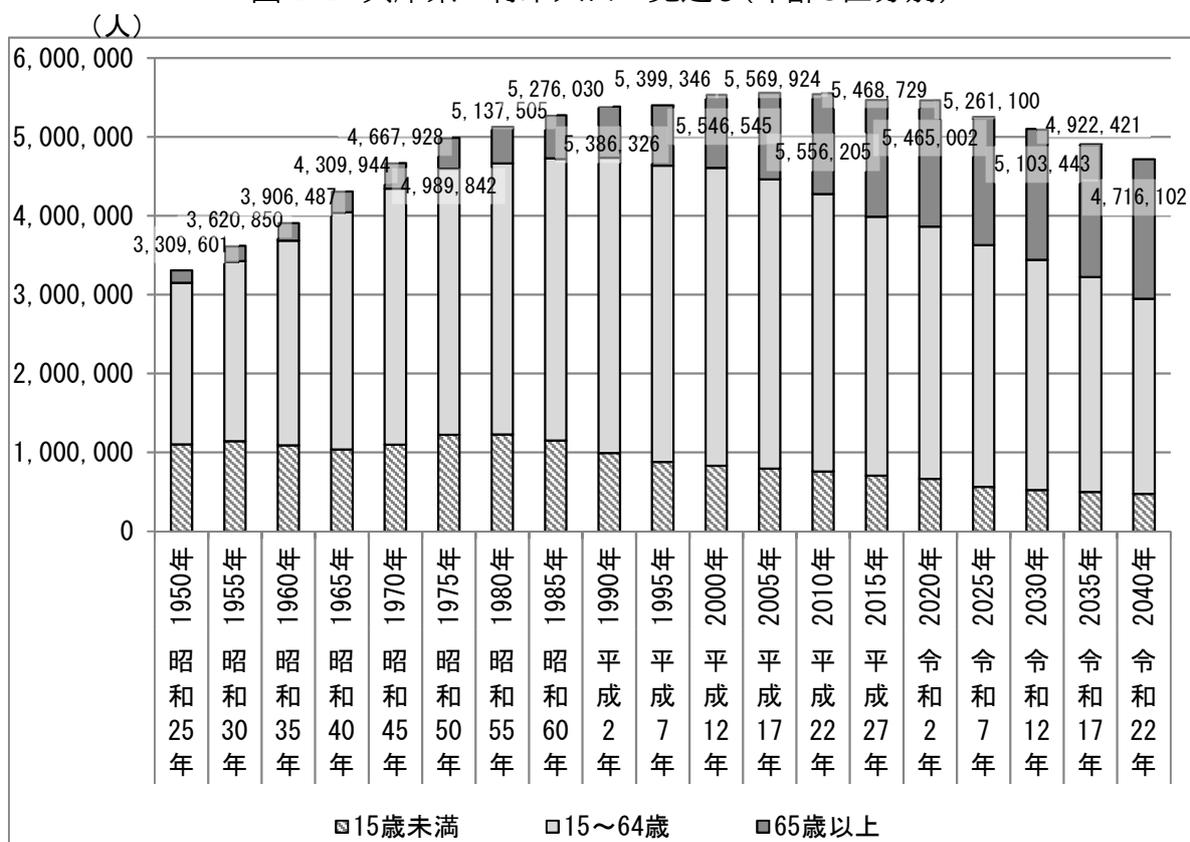
#### (1) 人口・世帯構造等に関する状況

##### ① 人口減少の進展

全人口は、2005(平成17)年以降減少に転じる一方で、65歳以上の人口は、増加傾向にある。

2015(平成27)年では、兵庫県の人口 5,468,729人のうち、15歳未満は 12.9%(706,871人)、15歳以上64歳以下は 60.0%(3,280,212人)、65歳以上は 27.1%(1,481,646人)であったが、2040(令和22)年では、兵庫県の推計人口 4,716,102人のうち、15歳未満は10.1%(475,860人)、15歳以上64歳以下は 52.4%(2,471,103人)、65歳以上は 37.5%(1,769,139人)と見込まれており、人口減少と少子高齢化の更なる進展が見込まれている。

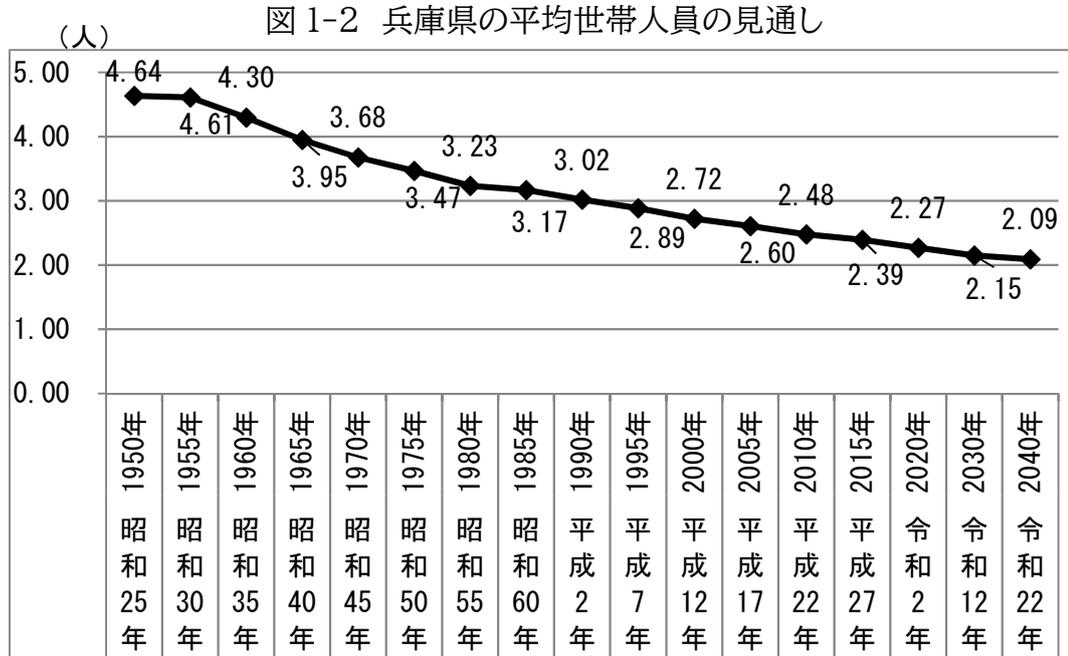
図 1-1 兵庫県の将来人口の見通し(年齢3区分別)



令和2年まで:兵庫県「統計書累年データ」実績値、令和7年以降:国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」推計値

② 世帯規模の縮小

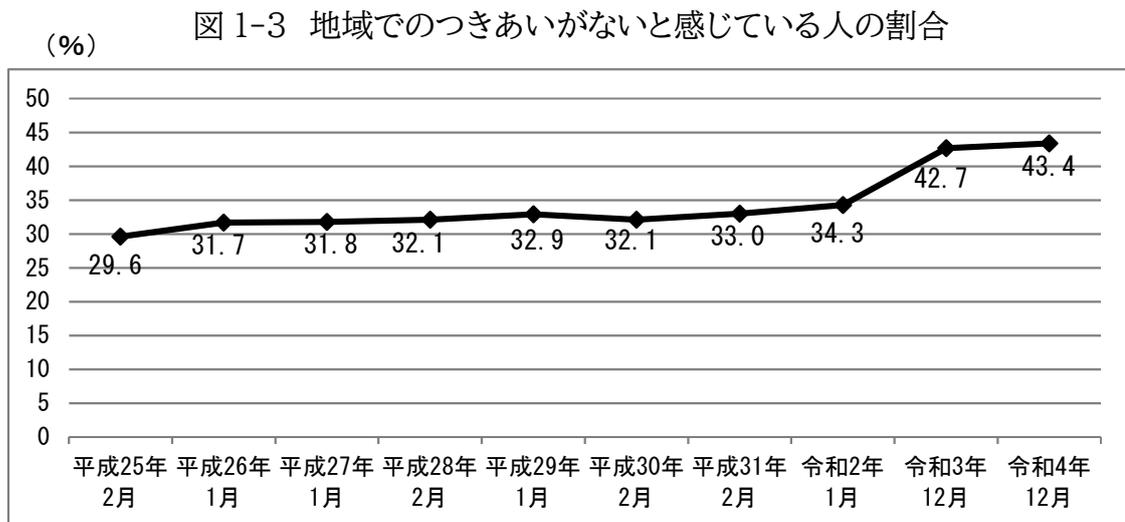
世帯当たりの人員数は、戦後減少を続けており、2040(令和22)年(2.09人)には1960(昭和35)年(4.30人)の半分以下となる見込みとなっており、今後更なる世帯規模の縮小が見込まれる。



令和2年まで:兵庫県「統計書累年データ」実績値、令和7年以降:国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」推計値

③ 地域でのつきあいの希薄化傾向

2013(平成25)年は、地域でのつきあいが無いと感じている人の割合が3割弱であったが、2021(令和3)年以降、4割を超える住民が地域でのつきあいが無いと感じており、地域におけるつながりの希薄化が進んでいる。

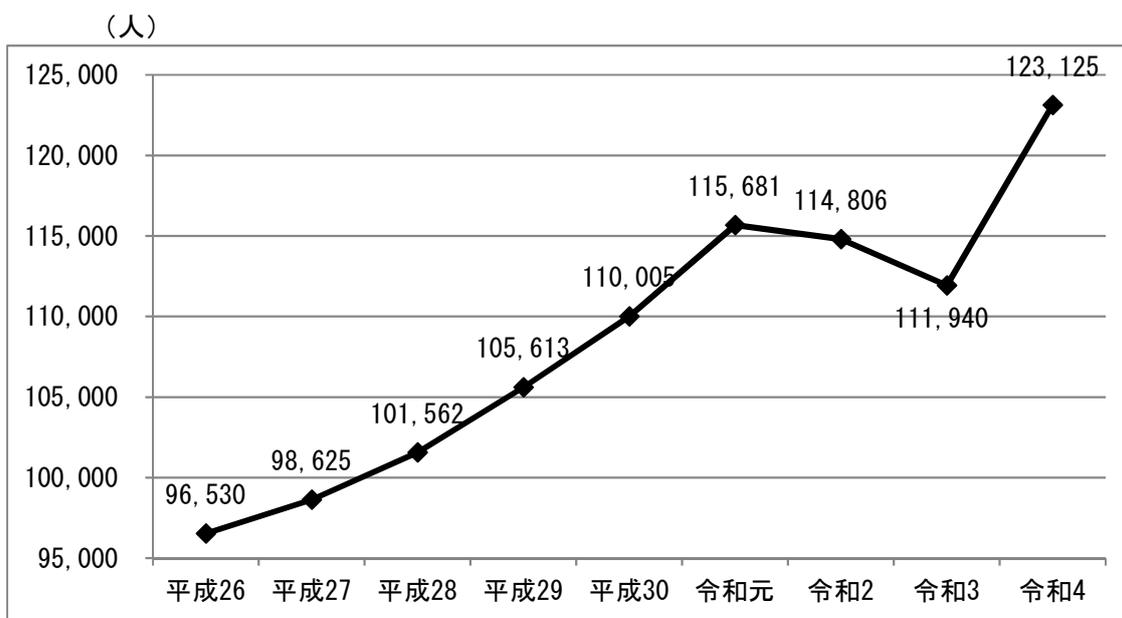


内閣府「社会意識に関する世論調査」(各年)を基に作成

#### ④ 在留外国人の増加

2014(平成26)年に96,530人であった兵庫県の在留外国人は、2022(令和4)年には123,125人まで増加している。2020(令和2)～2021(令和3)年にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、減少傾向にあったが、2022(令和4)年には再び増加に転じており、共生社会の実現に向けた取組が求められている。

図 1-4 兵庫県の在留外国人数の推移



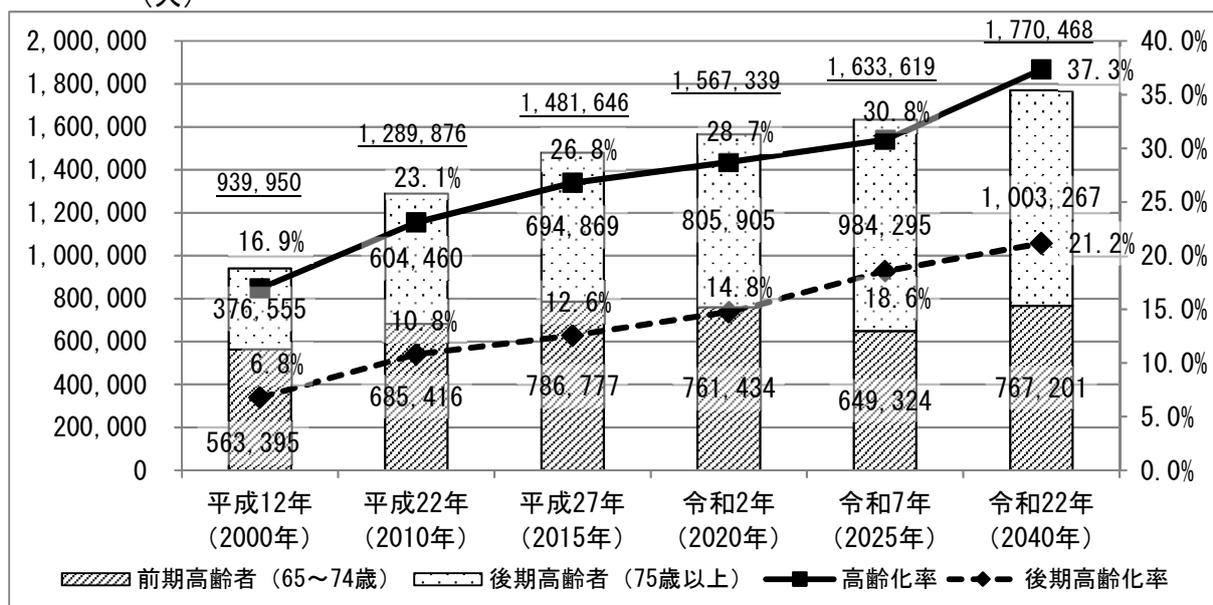
法務省「在留外国人統計」(各年)を基に作成

## (2) 高齢者に関する状況

### ① 高齢化の進展

高齢者人口、高齢化率ともに増加傾向にあり、2025(令和7)年には高齢化率が3割に達する見込みとなっており、全ての団塊世代の県民が75歳以上となるなど、とりわけ後期高齢者人口が増加している。

図 2-1 兵庫県における高齢化の推移と将来推計

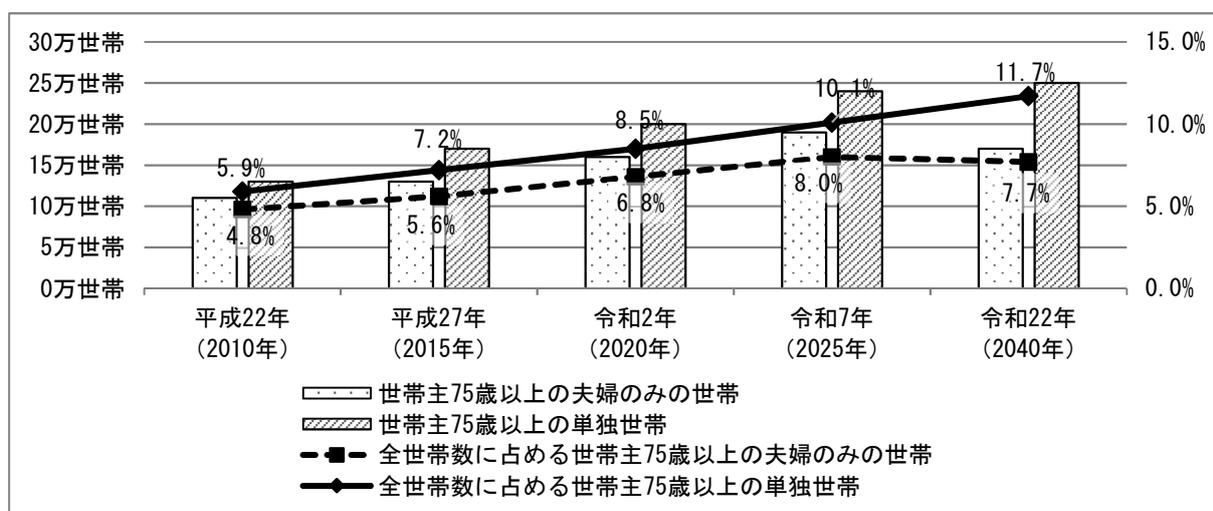


県・高齢政策課推計(兵庫県老人福祉計画(令和3年3月)より)

### ② 高齢夫婦世帯・単独世帯の増加

世帯主75歳以上の高齢夫婦世帯・単独世帯ともに増加傾向にあり、2040(令和22)年には世帯主75歳以上の単独世帯は25.4万世帯になると見込まれる。

図 2-2 兵庫県における世帯主75歳以上の高齢夫婦世帯・単独世帯の推移

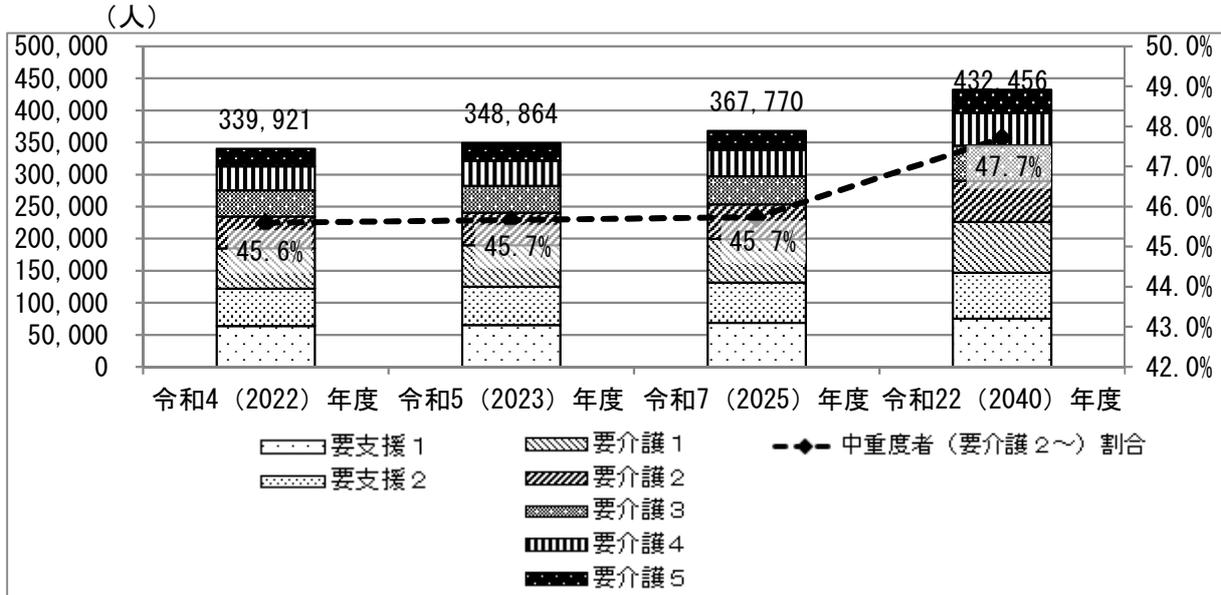


県・高齢政策課推計(兵庫県老人福祉計画(令和3年3月)より)

③ 要支援・要介護認定者数の増加

高齢化の進展に伴い、要支援・要介護認定者数は年々増加している。認定区分別の割合は、2023(令和5)年度現在、中重度認定者(要介護2以上)の割合が45.7%となっているが、後期高齢者の増加に伴い、2040(令和22)年度にかけて、医療・介護ニーズの高い中重度認定者の割合が増加することが予測される。

図 2-3 兵庫県の要支援・要介護認定者数の推移

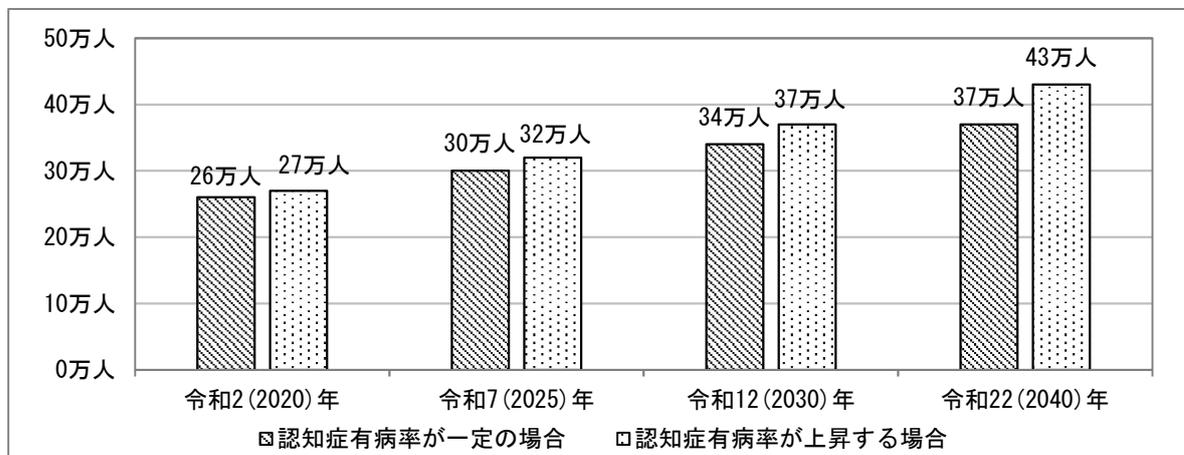


県・高齢政策課推計(兵庫県老人福祉計画(令和3年3月)より)

④ 認知症高齢者数の増加

認知症高齢者は、2020(令和2)年時点で約26~27万人(高齢者の16.7~17.5%)であり、2025(令和7)年には約30~32万人(高齢者の18.5~20.0%)、2040(令和22)年には約37~43万人(高齢者の20.7~24.6%)になると見込まれ、医療・介護ニーズの更なる増加・多様化が想定される。

図 2-4 兵庫県の認知症高齢者数の推計

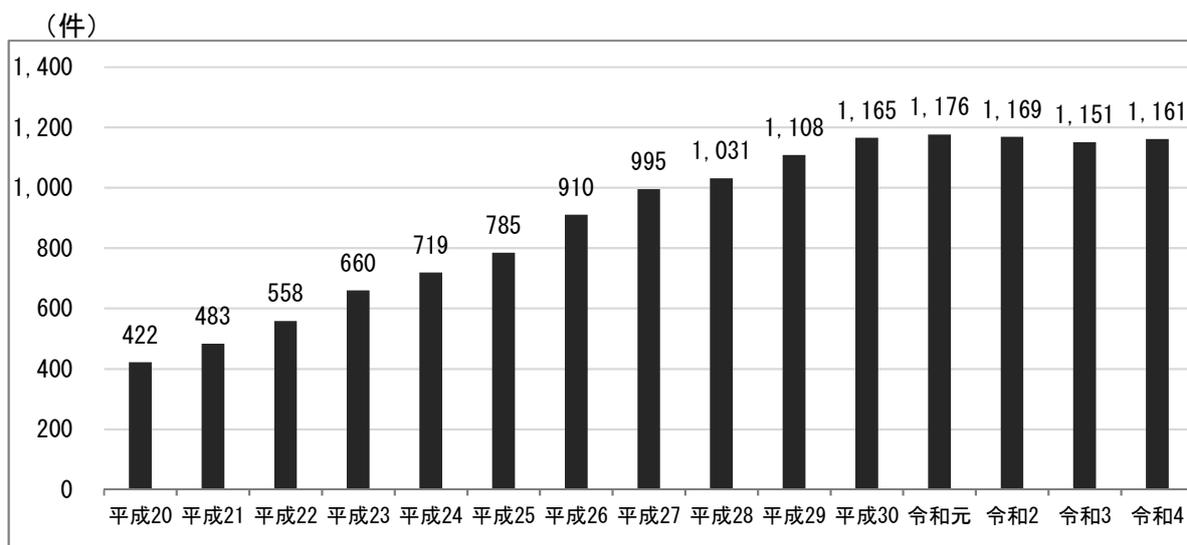


国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H30.12.25)」及び厚生労働省「認知症の人の将来設計について」を基に県・高齢政策課推計(令和5年)

⑤ 日常生活自立支援事業※契約件数の増加

判断能力に不安のある方を対象に福祉サービス利用援助等を行う日常生活自立支援事業の契約件数は、年々増加傾向にあり、2022(令和4)年度では2008(平成20)年度の約 2.7 倍となっている。高齢化及び単身世帯の増加が進む中、同事業の必要性が一層高まっている。

図 2-5 兵庫県での日常生活自立支援事業契約件数の推移



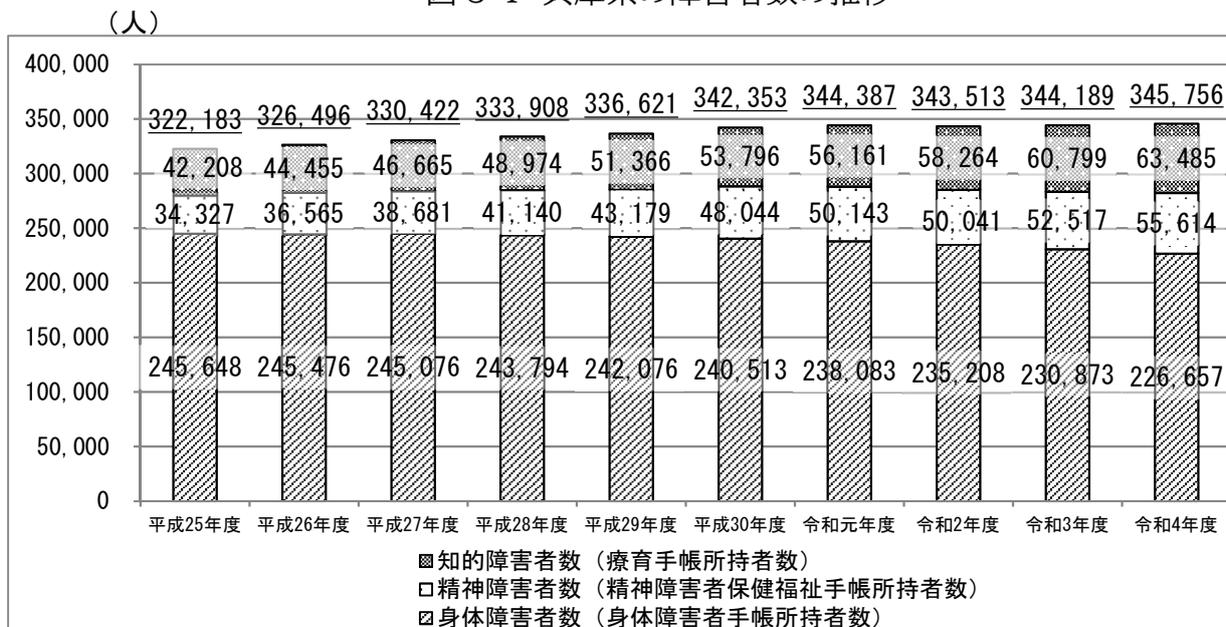
兵庫県社会福祉協議会調べ(令和5年)

### (3) 障害者に関する状況

#### ① 障害者数の増加

障害者数は増加傾向にあり、2022(令和4)年度には、身体障害者が226,657人、精神障害者が55,614人、知的障害者が63,485人となっており、県民総数(5,378,405人:令和5年4月1日現在)に占める割合は約6.4%(345,756人)となっている。

図 3-1 兵庫県の障害者数の推移



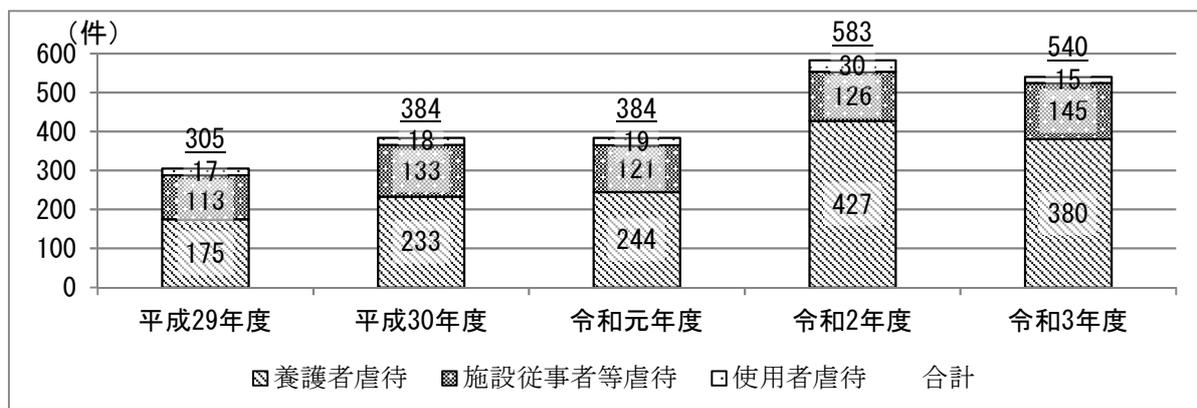
県・障害福祉課調べ(令和5年)

#### ② 障害者虐待の増加

2021(令和3)年度に虐待の相談・通報・届出の件数は540件あり、うち約70.4%が養護者(身の世話をや身体介助、金銭の管理等を行っている家族、親族、同居人等)による虐待となっている。

また、施設従事者等による虐待は増加傾向にあり、障害者虐待の未然防止に向けた対策が必要となっている。

図 3-2 兵庫県の障害者虐待の相談・通報・届出件数の推移

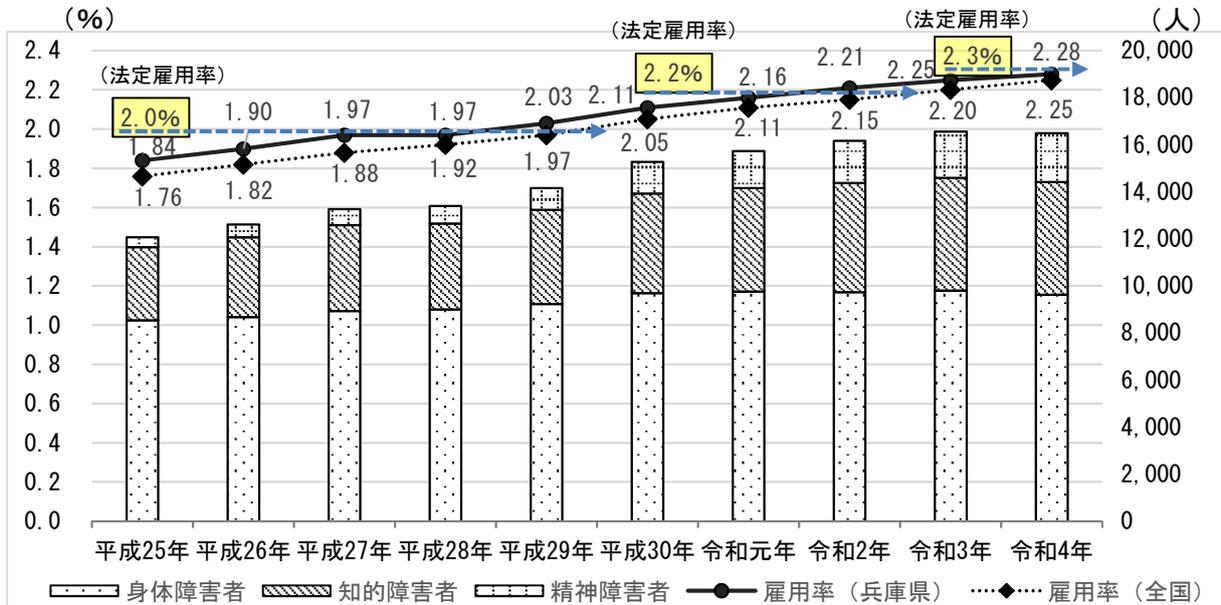


県・障害福祉課調べ(令和5年)

③ 障害者の雇用状況

民間企業における障害者の雇用率は、年々上昇傾向にあり、2022(令和4)年には2.28%と全国平均2.25%を上回っているものの、法定雇用率の2.3%には達しておらず、障害者雇用の拡大を一層促進していく必要がある。

図 3-3 兵庫県の障害者の雇用状況(民間企業)

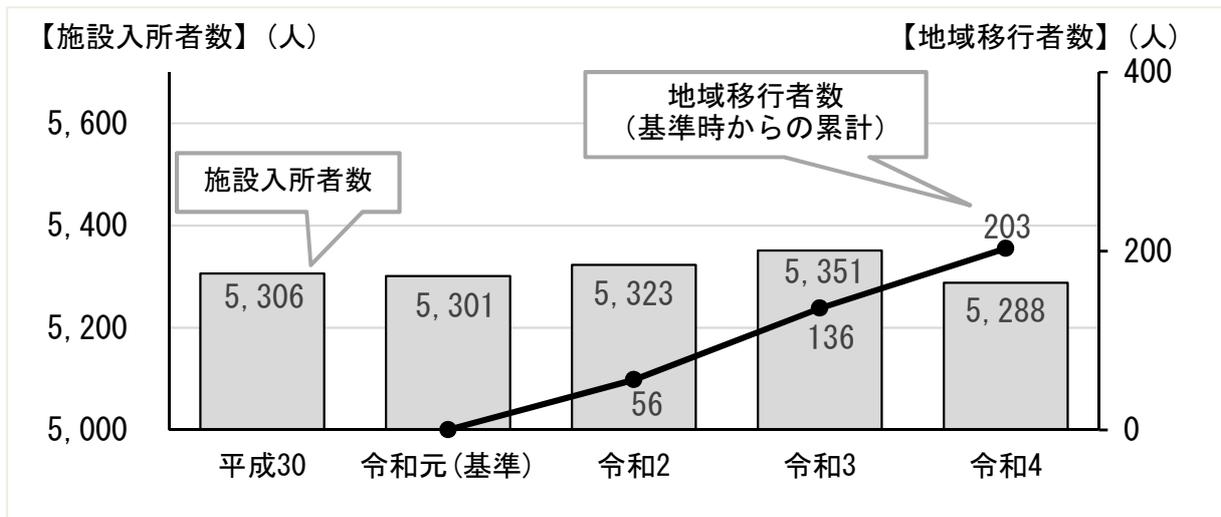


兵庫労働局「令和4年障害者雇用状況の集計結果」

④ 障害者の地域移行者数の状況

障害者自身の高齢化や重度障害者の増加、介護者の高齢化等により、施設入所者数の減少や地域生活への移行者数の増加は鈍化傾向にある。

図 3-4 兵庫県の障害者の地域移行者数の状況

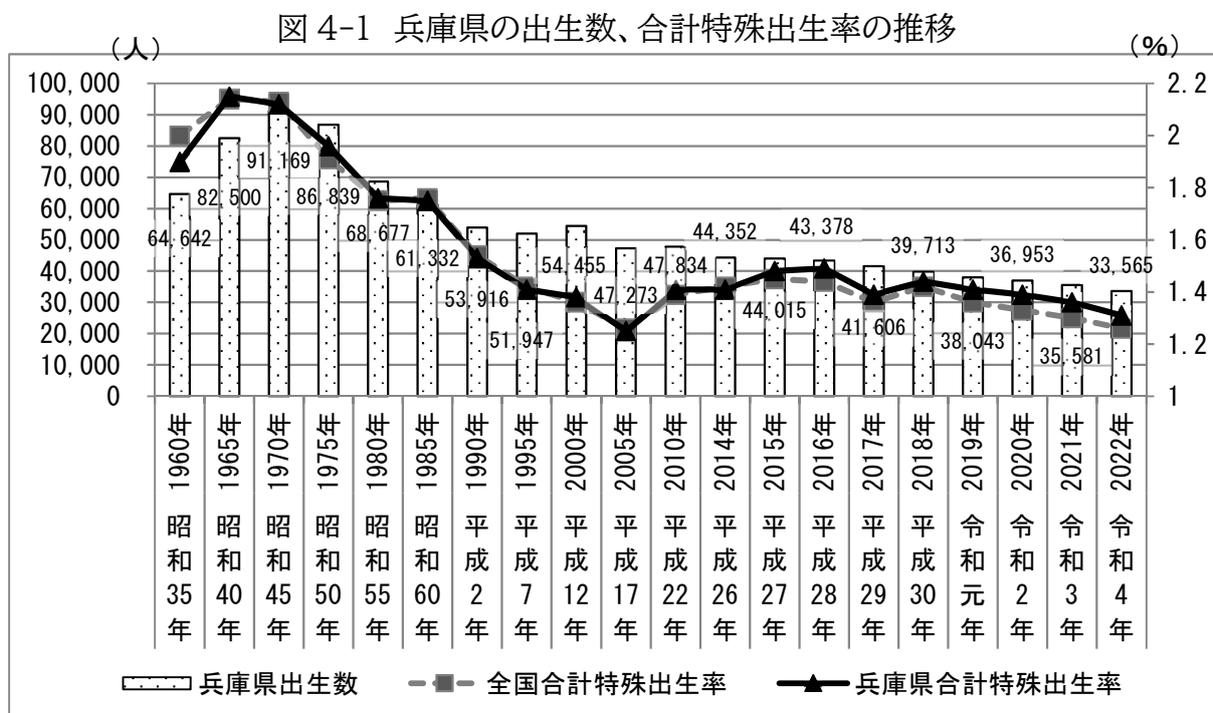


県・障害福祉課調べ(令和5年)

#### (4) 子ども・子育てに関する状況

##### ① 少子化の進展

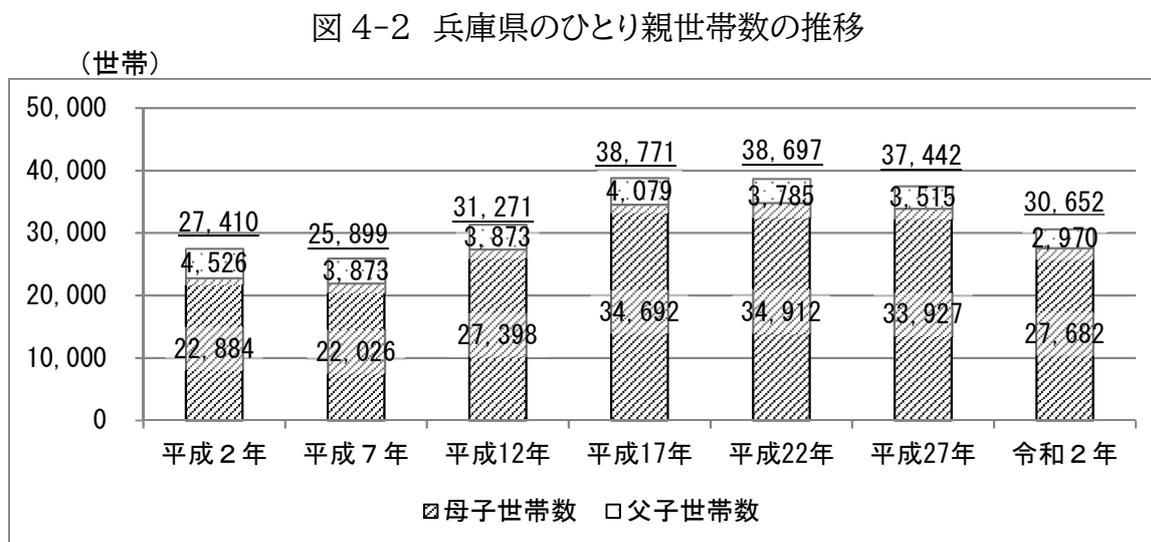
2015(平成27)年以降、出生数は減少傾向にある。合計特殊出生率は、全国値を上回っているものの依然として低下しており、人口減少が進行している。



厚生労働省「人口動態調査」(各年)を基に作成

##### ② ひとり親世帯数の推移

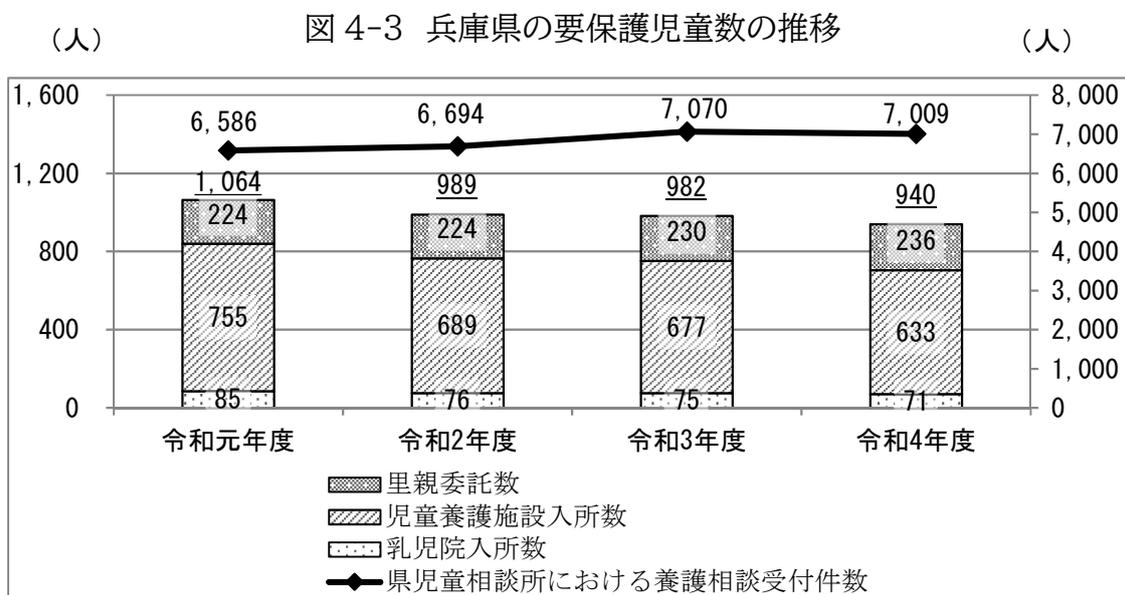
母子世帯と父子世帯を合わせたひとり親世帯数は、2010(平成22)年以降減少傾向にあるものの、引き続き3万世帯を超えており、子育てと生計維持の両面からの支援が求められている。



国勢調査(各年)を基に作成

### ③ 要保護児童数の推移

家庭的養護が推進され、児童養護施設\*の小規模化が進められる中、2022(令和4)年度の乳児院入所数及び児童養護施設入所数は 2019(令和元)年度の83.8%と減少している一方、里親\*委託数は 105.4%と増加している。また、県が設置する児童相談所における養護相談受付件数は高止まりの状態にある。

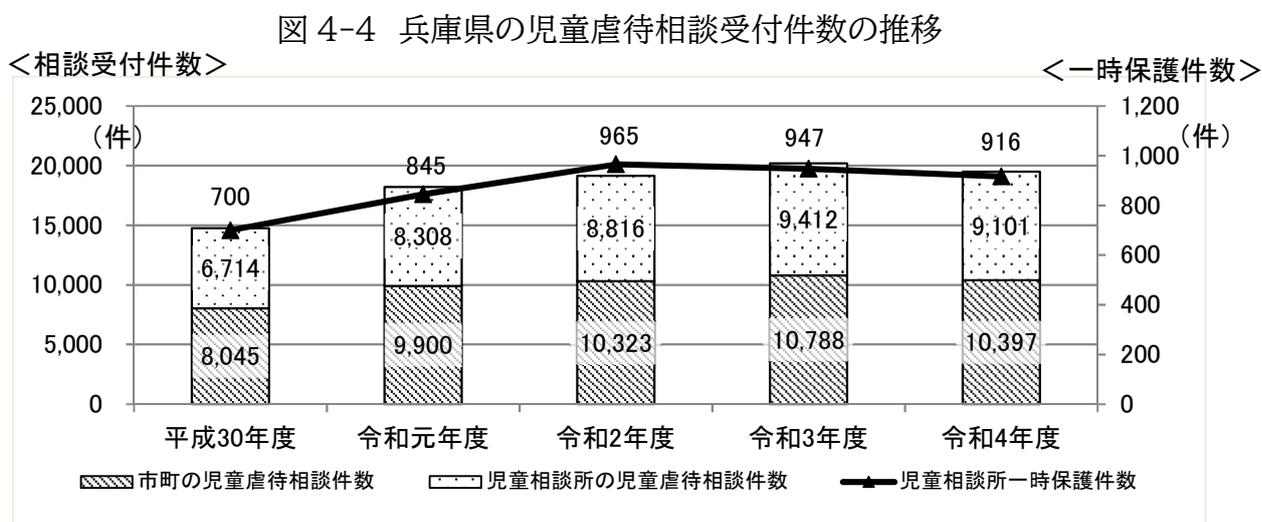


県・児童課調べ(令和5年)

### ④ 児童虐待相談受付件数の増加

2021(令和3)年度から2022(令和4)年度にかけては県内市町及び県・神戸市・明石市が設置する児童相談所の児童虐待相談受付件数及び一時保護件数がやや減少しているものの、依然として高止まりの状態にある。

なお、市町及び児童相談所の児童虐待相談受付件数は、2022(令和4)年度 19,498 件から2018(平成30)年度 14,759 件の 1.3 倍と増加している。



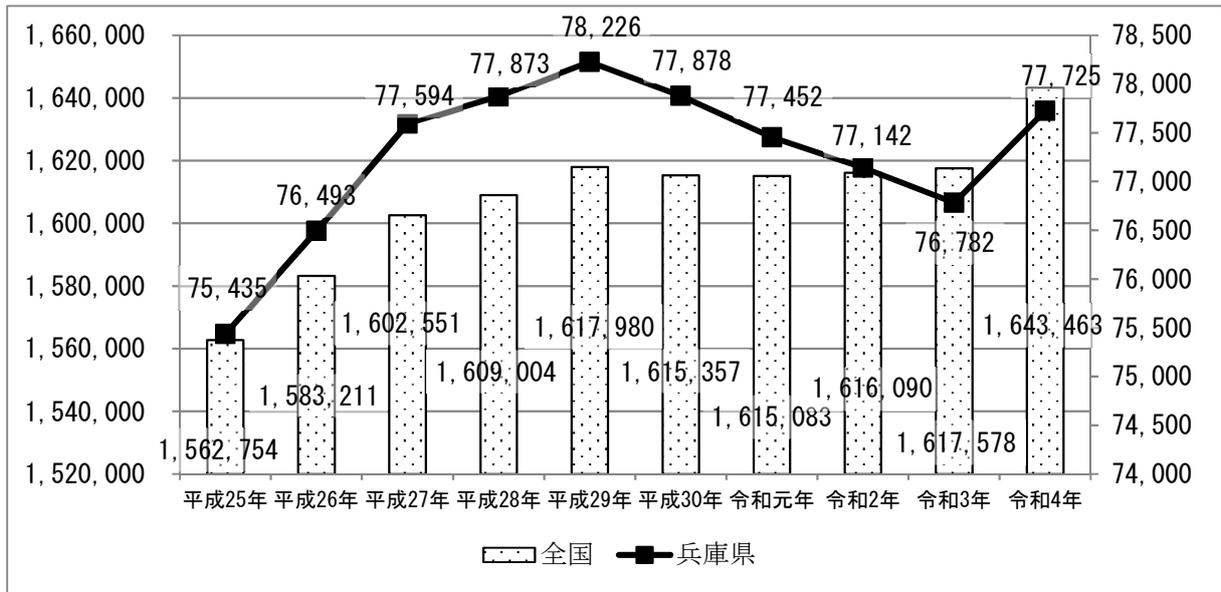
県・児童課調べ(令和5年)

## (5) 生活困窮者に関する状況

### ① 生活保護受給世帯の増加

本県の生活保護受給世帯数は、2017(平成29)年をピークに減少していたが、2022(令和4)年は77,725世帯と増加に転じており、全国1,643,463世帯の約4.7%を占めている。

図 5-1 兵庫県生活保護受給世帯数の推移

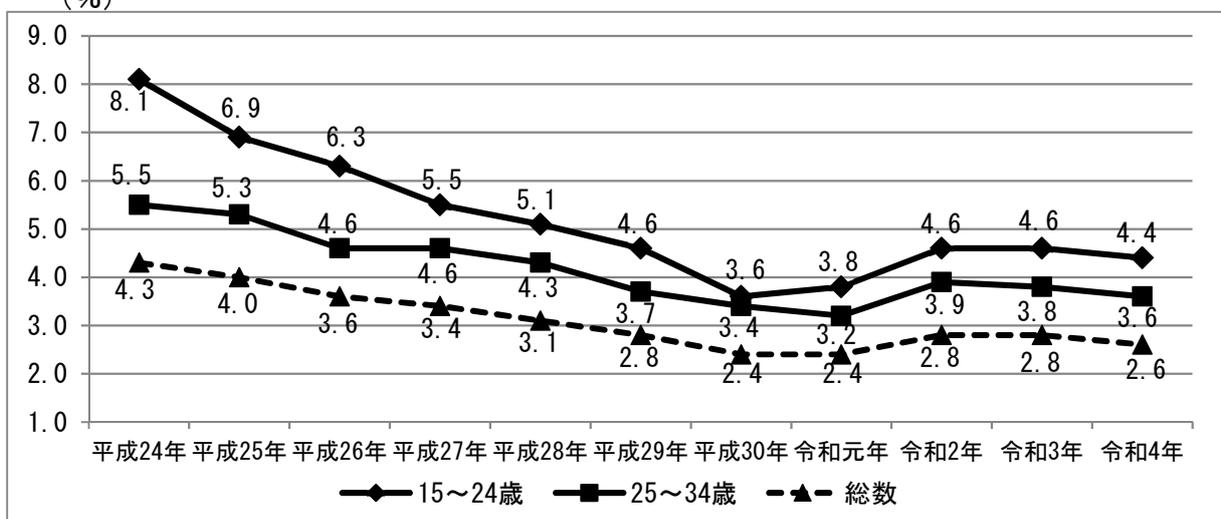


厚生労働省「被保護者調査」(各年)を基に作成

### ② 若い世代の失業が深刻化

リーマンショック(2008(平成20)年秋)以降、雇用失業情勢は全体として改善してきているものの、失業率は2.6%前後で推移しており、若年労働者(15~34歳)の失業率は全体の失業率を常に上回っている。

図 5-2 若年者の完全失業率の推移

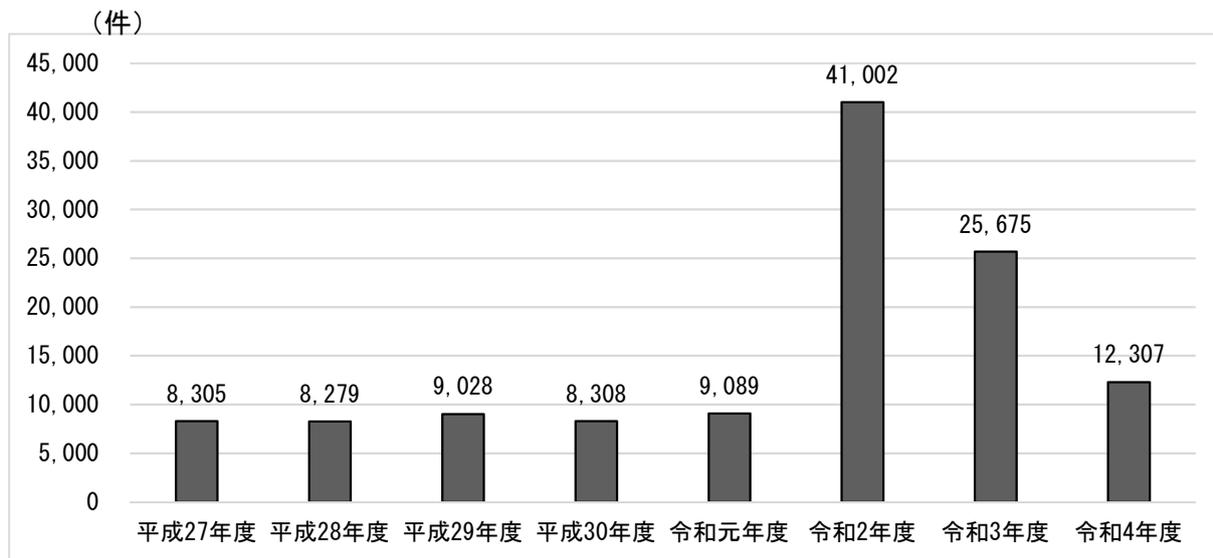


総務省「労働力調査」(各年)を基に作成

③ 生活困窮者自立相談支援事業の相談件数の推移

2020(令和2)年度には、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の制限等の影響から、生活困窮者自立相談支援事業の相談件数は大幅に増加した。それ以降、行動制限の緩和等に伴い減少しているものの、2022(令和4)年度も12,307件と高止まりの状態にある。

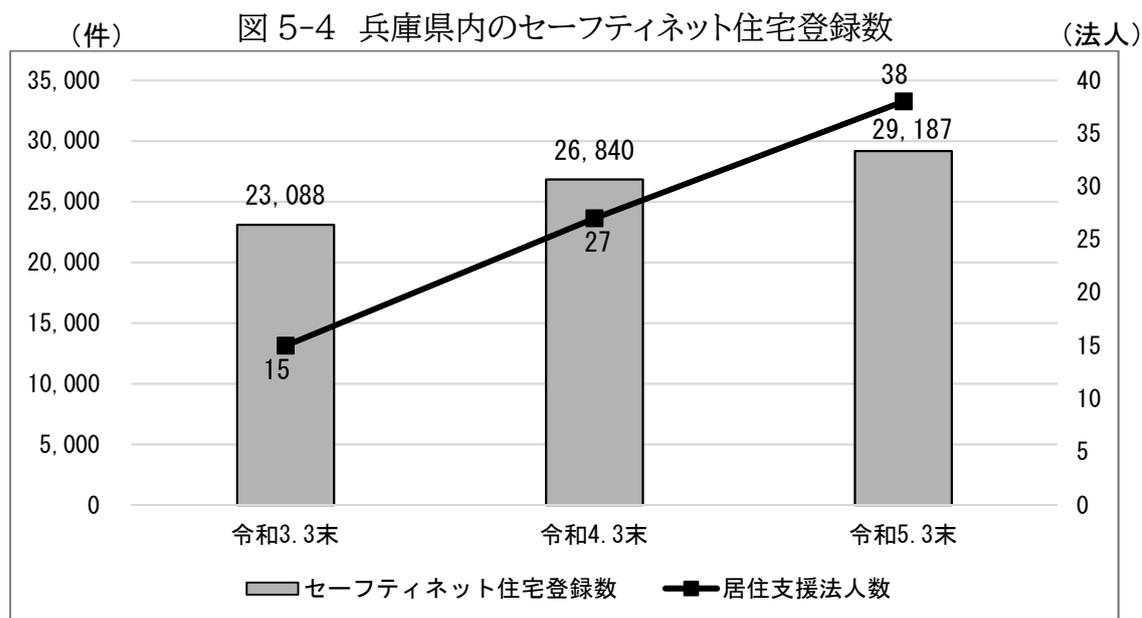
図 5-3 兵庫県内の生活困窮者自立相談支援事業の相談件数の推移



県・地域福祉課調べ(令和5年)

④ セーフティネット住宅<sup>\*</sup>登録数

要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅登録数及び要配慮者への入居支援等を行う居住支援法人<sup>\*</sup>数は、共に年々増加しており、入居支援体制は充実してきている。



県・住宅政策課調べ(令和5年)

⑤ 生活福祉資金新型コロナウイルス特例貸付※の状況

新型コロナウイルス感染症の発生による休業等に伴う所得の減少等により、当面の生活費に関する資金需要に対応するため、2019(平成31)年3月から2022(令和4)年9月末まで実施された生活福祉資金の特例貸付について、合計20万1,705件、約805億6,900万円の貸付けが行われた。

図 5-5 兵庫県の生活福祉資金新型コロナウイルス特例貸付の状況(H31.3~R4.9)

種別	件数(件)	金額(百万円)
緊急小口資金	77,142	14,150
総合支援資金	87,568	46,628
総合支援資金(再貸付)	36,995	19,791
合計	201,705	80,569

兵庫県社会福祉協議会調べ(令和5年)

## (6) 生活に課題を抱える人の状況

### ① ひきこもり状態にある人の状況

2023(令和5)年3月に発表された内閣府調査に基づく全国推計値から、本県のひきこもり状態にある方は約6.3万人で、生産年齢人口(15歳～64歳)の50人に1人がひきこもり状態であると推計される。また、ひきこもりになった主な理由の1つとして、およそ5人に1人が「新型コロナウイルスの流行」をあげており、コロナ禍での社会環境の変化が背景にあることをうかがわせる結果となっている。

図 6-1 兵庫県のひきこもり対象者数(推計)

	令和元年5月(※1)	令和5年3月(※2)
全国(推計)	約115万人	約146万人
兵庫県(推計)	約5万人	約6.3万人

※1 内閣府「若者の生活に関する調査」(平成28年)、内閣府「生活状況に関する調査」(平成30年)

※2 内閣府「子ども・若者の意識と生活に関する調査」(令和4年)を基に県・障害福祉課作成(令和5年)

### ② アルコール依存症者の状況

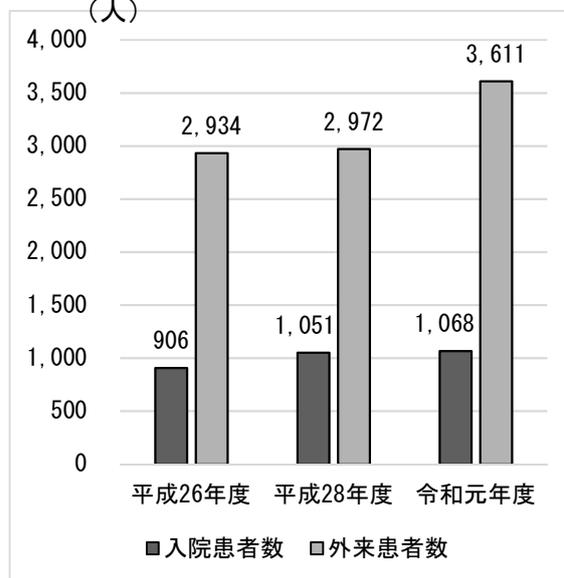
アルコール依存症の患者数は、入院・外来とも増加傾向にあるが、潜在的なアルコール依存症者数12.8万人(2018(平成30)年度推計値)に比べて、実際に医療機関を受診している人数は少ない。

図 6-2-1 アルコール依存症者の推計値(平成30年度)

	男性	女性	計
兵庫県	11.1万人	1.7万人	12.8万人
全国	263万人	40万人	303万人

AMED「アルコール依存症の実態把握、地域連携による早期介入・回復プログラム開発に関する研究 2016-2018」

図 6-2-2 兵庫県のアルコール依存症の精神科での入院、精神科での外来患者数(人)



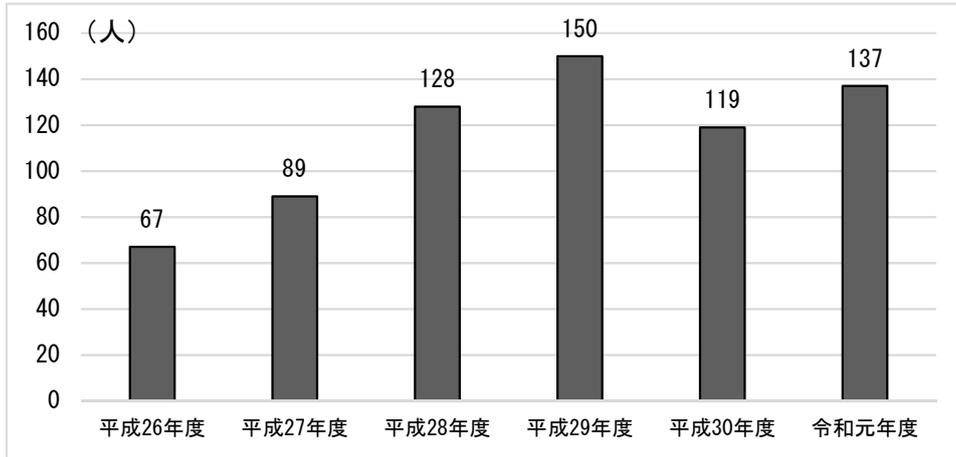
精神保健福祉資料(各年度)

③ ギャンブル等依存症者の状況

ギャンブル等依存症の外来患者数は、2019(令和元)年度で 137 人であるが、国の調査によると、ギャンブル等依存症が疑われる者の割合は成人の2.2%であることから、本県では2020(令和2)年度時点で約9万6千人と推計される。

ギャンブル等依存症が疑われる者のうち、実際に医療機関を受診している人はごく一部であると考えられる。

図 6-3 兵庫県のギャンブル等依存症外来患者数の推移

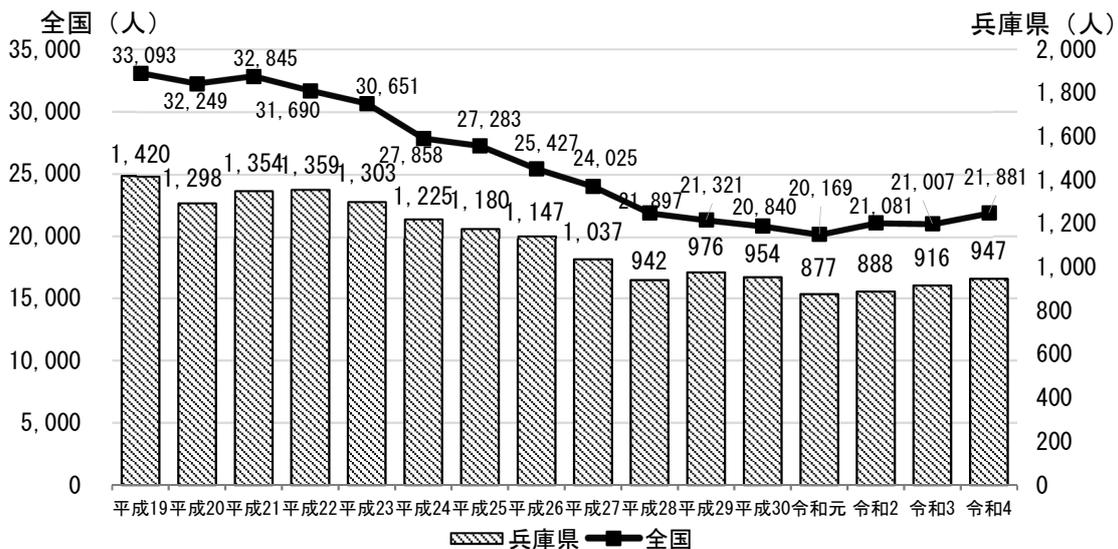


精神保健福祉資料(各年度)

④ 自殺者数の増加

自殺者数は減少傾向にあり、2016(平成28)年以降継続して1,000人を下回っているが、2020(令和2)年以降は3年連続で微増している。2022(令和4)年は947人であり、全国(21,881人)の4.3%を占めている。

図 6-4 自殺者数の推移



警察庁・県警本部資料を基に作成(令和5年)

⑤ 世話をしている家族の有無

小学6年生の6.5%（約15人に1人）、中学2年生の5.7%（約17人に1人）が「世話をしている家族がいる」と回答しており、1学級につき1～2人のヤングケアラーが存在している可能性がある。

図 6-5 家族の世話をしている学生の割合

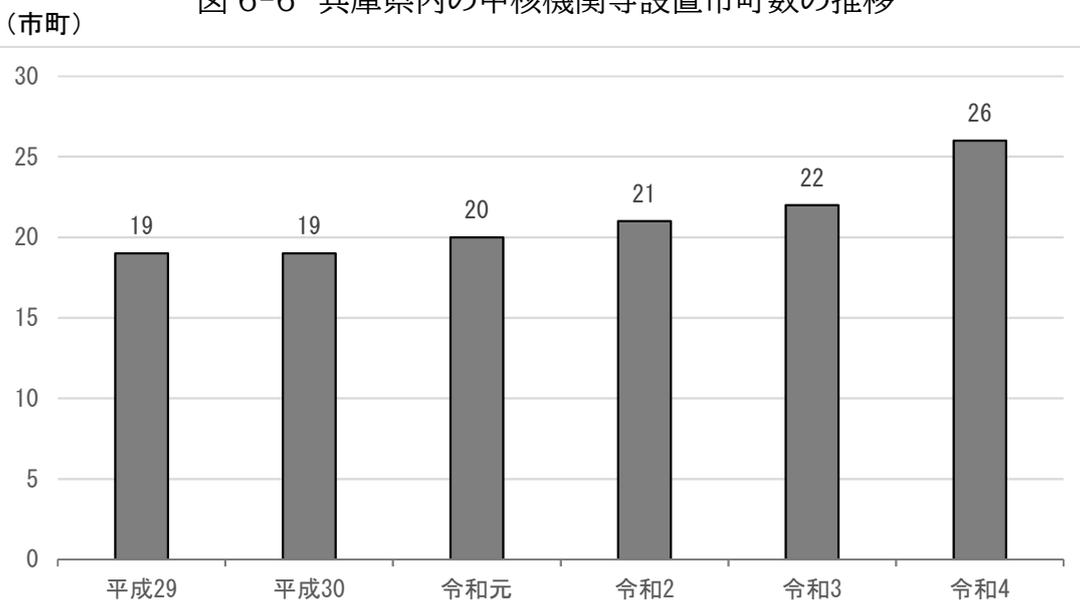
区 分	割 合
小学生(6年生)	6.5%
中学生(2年生)	5.7%
高校生(2年生)	4.1%
大学生(3年生)	6.2%

「2020年・2021年 ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(厚生労働省)を基に作成

⑥ 成年後見制度利用促進・権利擁護※支援における中核機関等の設置

権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの中核機関等を設置している市町数は増加しているものの、2022(令和4)年では約63%(県内41市町中、26市町)にとどまっている。

図 6-6 兵庫県内の中核機関等設置市町数の推移



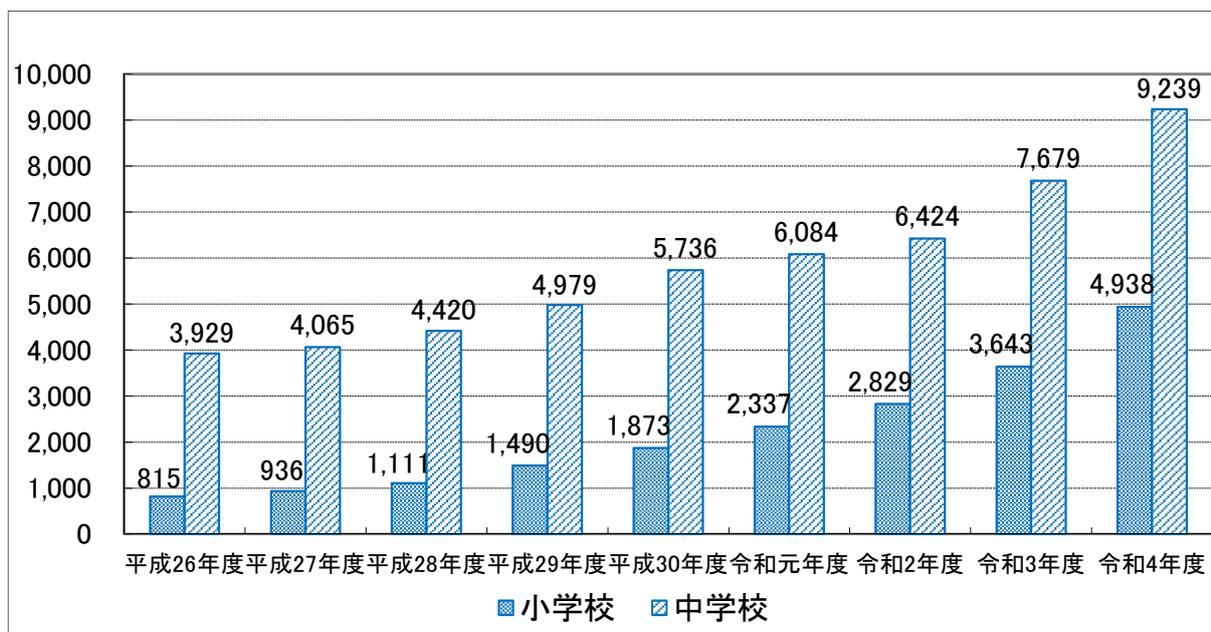
県・地域福祉課調べ(令和5年)

⑦ 不登校児童生徒数の推移

県内公立小中学校における不登校児童生徒は年々増加しており、2022(令和4)年度は2014(平成26)年度の約3倍となっている。

とりわけ公立小学校においては、2014(平成26)年度と比較して不登校児童生徒数が約6倍に増加しており、早急な対策が求められている。

図6-7 県内公立小中学校の不登校児童生徒数の推移

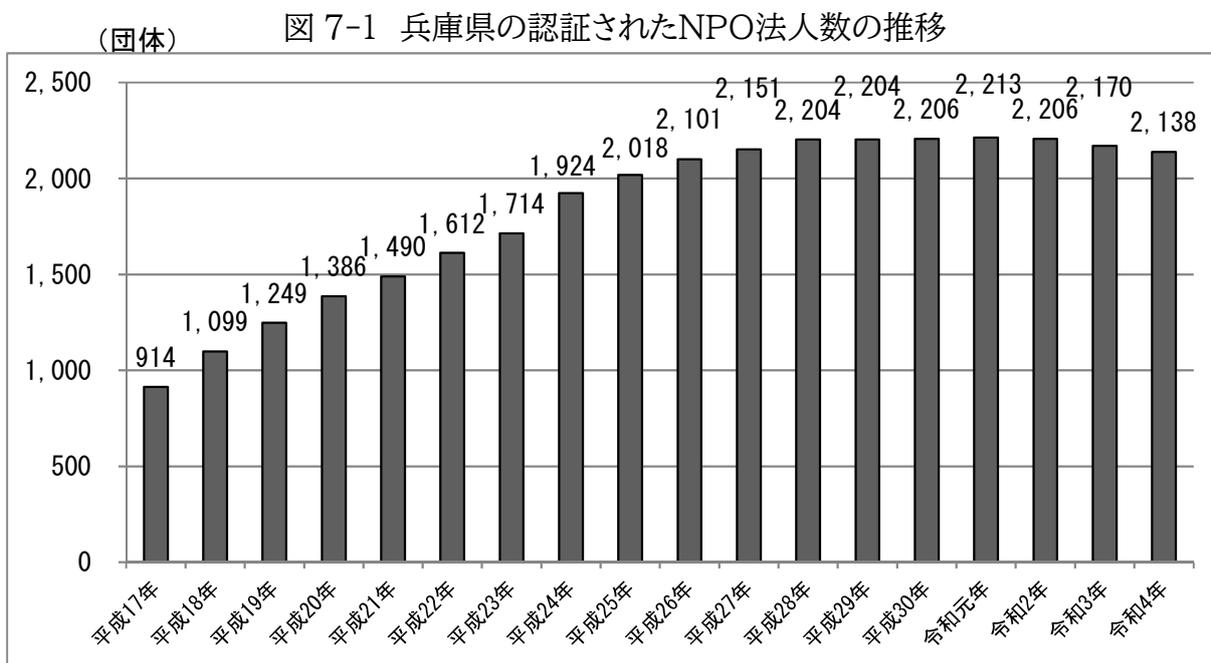


文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に作成(令和5年)

(7) 活動主体(地域住民、NPO法人等)に関する状況

① NPO法人数の推移

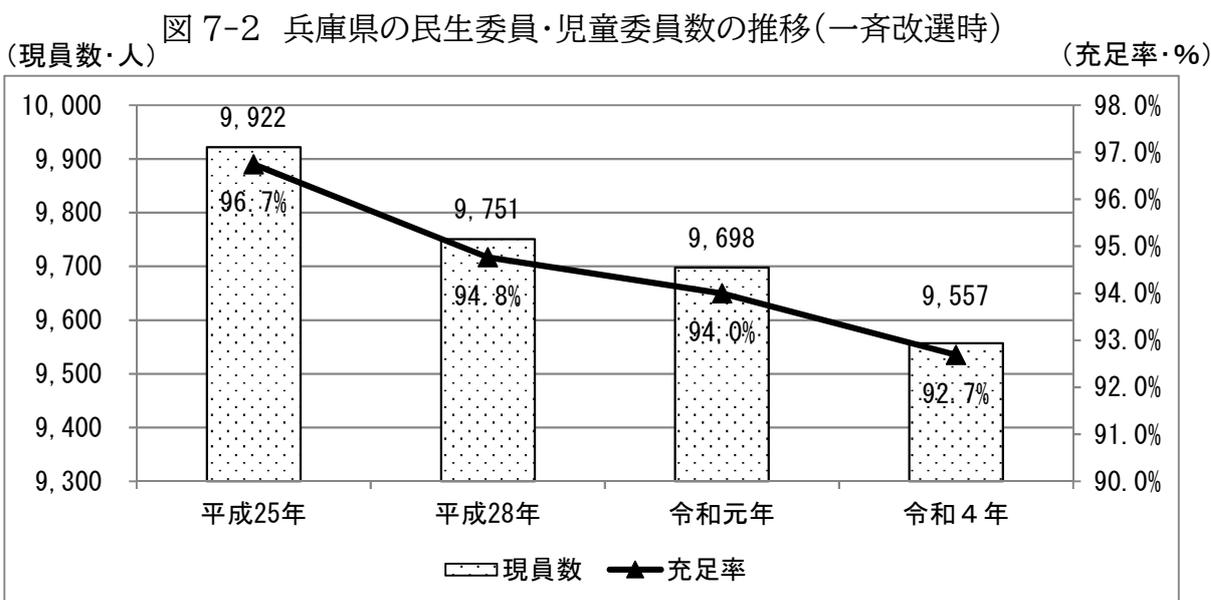
NPO法人数は、近年、横ばいであり、2022(令和4)年は2,138 団体となっている。



県・県民躍動課調べ(令和5年)

② 民生委員・児童委員の充足率の低下

民生委員・児童委員の一斉改選時(3年毎)における現員数及び充足率はともに減少傾向にある。2013(平成25)年の一斉改選時には充足率96.7%であったが、2022(令和4)年の一斉改選時には充足率92.7%にまで低下しており、なり手不足への対策が求められている。



県・地域福祉課調べ(令和5年)

③ 社会福祉法人連絡協議会の増加

市区町域で複数の社会福祉法人が連携し、地域生活課題の解決を図る取組である社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)は、年々その数を増やし、2023(令和5)年度は44か所に設置されている。

図 7-3 社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)の設置状況

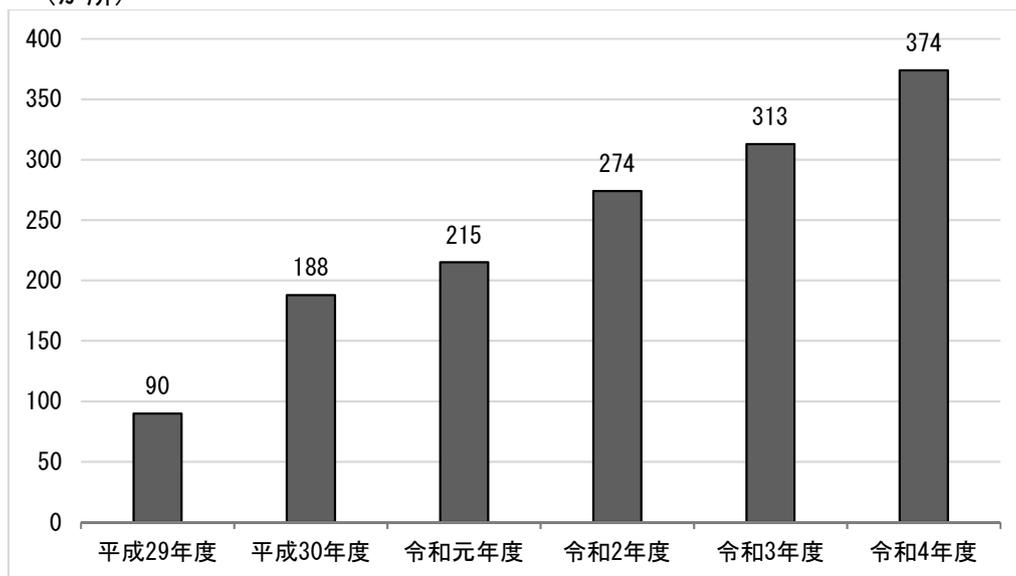
平成29年度 (以前)	伊丹市、南あわじ市、垂水区、丹波市、佐用町、 丹波篠山市、東灘区、兵庫区、西区、宝塚市、灘区、 長田区、須磨区、北区、明石市、小野市、三田市、 加西市、中央区	19 か所
平成30年度	加東市、たつの市、川西市、豊岡市、赤穂市、西脇市、 尼崎市、新温泉町	8か所
令和元年度	西宮市、加古川市、高砂市、宍粟市	4か所
令和2年度	姫路市、播磨町、上郡町、相生市、芦屋市、洲本市	6か所
令和4年度	稲美町、養父市、福崎町	3か所
令和5年度	朝来市、多可町、猪名川町、太子町	4か所
合 計		44か所

兵庫県社会福祉協議会調べ(令和5年)

④ 子ども食堂\*の増加

2017(平成29)年度に県内90か所で開設されていた子ども食堂は年々増加し、2022(令和4)年度には374か所で開設されている。

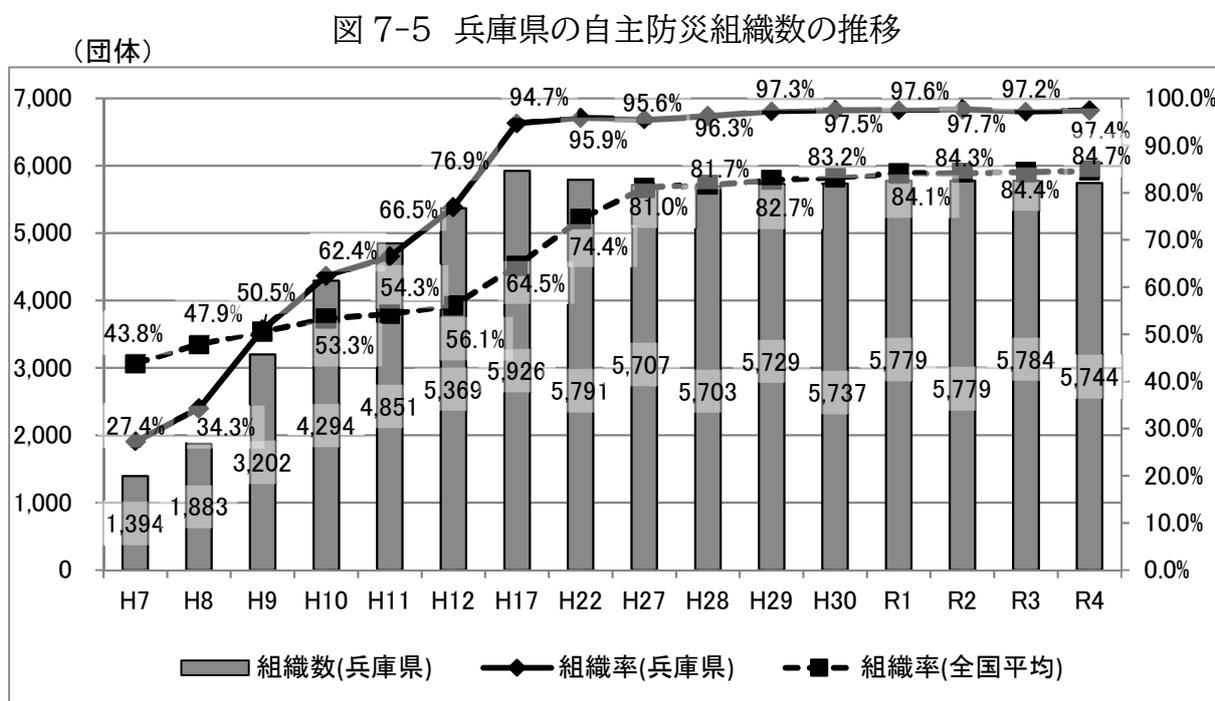
図 7-4 兵庫県内の子ども食堂数の推移



県・地域福祉課調べ(令和5年)

⑤ 自主防災組織<sup>\*</sup>率の上昇

本県の自主防災組織数は、近年横ばいであるが、組織率については、2022(令和4)年度全国平均84.7%に対し、本県では97.4%と全国平均を約13%上回っている。



県・消防保安課調べ(令和5年)

⑥ 災害時における個別避難計画の策定状況

災害時、高齢者や障害者等の避難行動要支援者がスムーズに避難できるよう、一人ひとりの状況に合わせて事前に作成する個別避難計画について、全41市町が個別避難計画を1件以上作成している。

全国1,741市区町村のうち、一部でも個別避難計画を作成している自治体は1,474自治体(84.7%)である。

図 7-6 災害時における個別避難計画の策定状況

	兵庫県	全国
市町村数	41	1,741
策定済 (一部策定含む)	41	1,474
未策定	0	267
策定済の割合	100%	84.7%

内閣府・消防庁「個別避難計画の策定等に係る進捗状況の把握について」(令和5年)

## 2 地域福祉を推進する上での課題

### (1) 複合的な課題、制度の狭間の課題等への対応強化

- 高齢の親と働いていない独身の50代の子どもが同居している世帯に係る問題である「8050問題」、親なきあとの問題、育児と介護のダブルケア、ひきこもり、ヤングケアラー、不登校、虐待、高齢障害者への対応等複数の課題が重なり合うなど複雑化・複合化する課題や制度の狭間の課題への対応が必要である。
- 世帯規模の縮小等を背景とした人間関係の希薄化により、地域住民相互の関心・理解が低下し、さらには新型コロナウイルス感染症やその後の物価高騰の影響等により、拍車のかかった孤独・孤立の問題への対応が急務である。
- 地域社会からの孤立やSOSが出せないことで、適切な支援を受けることができない生活困窮者等について、地域住民や民生委員・児童委員からの情報提供を受け、自立相談支援機関、地域包括支援センター※などの関係機関と緊密な連携を図ることにより、早期に発見し、適切な支援につなげることが必要であるとともに、世帯の自立や社会参加の仕組みづくりを進める必要がある。
- コロナ禍を端緒とした、社会福祉協議会による生活福祉資金新型コロナウイルス特例貸付にかかる借受世帯への支援は、物価高騰等の影響により長期化が予測されていることから、自立相談支援機関をはじめとする関係機関と連携の上、相談支援体制の強化を図ることが必要である。
- 認知症高齢者等の増加に伴い、判断能力が十分でない者の増加が見込まれることから、本人中心の地域生活を支援する権利擁護支援の基盤強化が必要である。
- 分野横断的な課題に対応するため、多世代交流や地域福祉の拠点として居場所機能等を担うとともに地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供を行う共生型・多機能型の福祉拠点の一層の整備促進が必要である。

### (2) 住民が主体となった地域づくりの推進

- 住民による地域づくりの取組は、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じた自由で拡がりのあるものであり、住民一人ひとりが自ら作っていくものである。  
このため、住民自身が自主的に取り組み、地域づくりに参加できるよう、行政や社会福祉協議会等が緊密に連携して取組を支援することが必要である。
- 地域でのつきあいの希薄化が続いている中、住民自身が地域づくりに主体的に取

り組めるよう、暮らしの中で住民が話し合う場、福祉専門職や行政のネットワーク、住民と専門職等のネットワークなど、圏域を意識した重層的な連携・協働の場づくりとして、公民協働による地域福祉ネットワークを形成する必要がある。

- 自治会をはじめとした地域コミュニティを担う団体の組織基盤の脆弱化(人員不足・財源不足等)や新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした会議自粛等に起因するコミュニティの相互扶助機能(互助)の低下への対応が必要である。
- 地域で孤立している住民、食事や学習等に困っている子どもなどについては、世代や属性を超えた住民同士の交流の場として、ふれあいサロンや子ども食堂などの住民の主体的な取組への支援や、行政による学習支援、ボランティア活動の拠点充実等が求められる。
- 社会福祉法人は、社会福祉法第24条により、その専門性を生かし「地域における公益的な取組<sup>※</sup>」を実施することが求められており、施設や事業所が所在する地域住民のニーズに応える機能の発揮が期待されている。  
このため、地域サポート施設<sup>※</sup>や社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)の取組も含め、複合的課題や制度の狭間等の地域生活課題の解決に向けた分野横断的な取組の充実が求められる。
- 平時から災害時に備え、地域の中で顔の見える関係づくりや災害時の要配慮者の支援体制を構築するため、住民の交流機会の充実や地域の実情に応じた住民相互の支え合いの仕組みづくりを進める必要がある。  
また、個人情報の取扱いに関しては、災害対策基本法及びひょうご防災減災推進条例に基づき、平時から避難行動要支援者名簿<sup>※</sup>の情報を、地域へ提供していく必要がある。
- 増加傾向にある外国人県民が、地域の一員として、自らの強みや独自の視点を生かして、地域の活性化に貢献し、地域社会を支える担い手となる取組を推し進めること(多文化共生の推進)が必要である。
- 寄附やクラウドファンディング<sup>※</sup>等の新たな資金調達方法による資金提供も地域づくりへの参画のひとつの形態と捉え、地域貢献につながる活動として、住民の理解が進むように寄附等の普及を図る必要がある。
- 地域共生社会を目指した地域福祉の推進は、福祉の分野にとどまらず、福祉以外のまちづくり、医療、農林水産をも含めた産業、労働、教育、防犯、防災、交通等の分野の取組と連携して進める必要がある。

### (3) 地域を支える人と組織の多様化及び裾野の拡大

- 地域づくりへの参加や就労などを通して、誰もが社会的な役割や生きがいを持つことにより、支援を受けている人も状況や場合によっては「支え手」となり得ることを理解するなど、一人ひとりが地域社会の一員であり、自発的かつ自律的に地域づくりに参画する意識を醸成することが必要である。
- 地域住民、地域団体、ボランティアグループ、セルフヘルプグループ(当事者組織)、NPO、民生委員・児童委員、社会福祉法人、社会福祉協議会、生協・農協等の協同組合、企業、学校、行政等の属性を問わない幅広い層が地域づくりに参画し、協働できる仕組みを構築することが必要である。
- 地域福祉を推進するにあたり、「暮らしと地域」全体の視点を持ちながら、地域住民との協働を通じて地域の資源を生かし、必要に応じ開発することにより、個人や世帯が抱える地域生活課題の解決につなぐコーディネート力が高い行政職員・専門職を育成する必要がある。
- コロナ禍や物価高騰等の影響により、生活困窮・ヤングケアラー・ひきこもり等支援を要する者が増加していることを踏まえ、これら複雑化・多様化する課題に的確に対応できる人材の確保・育成に努める必要がある。
- 地域生活課題が複雑化・多様化する中、民生委員・児童委員の役割や負担が増大したこと等により、新たな担い手不足につながっていることを踏まえ、民生委員・児童委員のなり手不足の解消への対応が必要である。
- 高齢化等の進行により福祉・介護ニーズが増大する中、自分らしく暮らし続けるためのサービスを支える福祉・介護人材の確保(定着)が大きな課題になっている。

### (4) 庁内連携及び関係団体との連携の強化

- 地域生活課題については、福祉以外のまちづくり、医療、農林水産を含めた産業、労働、教育、防犯、防災、交通等、生活の基盤となるそれぞれの分野においても、密接に関連することを踏まえ、相互に連携した中長期的かつ総合的な地域づくりを推進する必要がある。

このため、福祉部局だけではなく地域づくり部局、教育委員会等との連携をはじめ関係部局との庁内連携を強化する必要がある。

例えば、包括的な支援体制を整備するため、生活困窮をはじめ、高齢者、障害者、児童、住宅等の諸課題に対して一体的に対応できるよう庁内連携を強化する必要がある。

- 市町社会福祉協議会は、社会福祉法第109条第1項により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられ、市町域で地域福祉活動を推進する中核的な役割を担うとともに、地域福祉のコーディネート役として、公民協働による地域福祉の推進体制を構築することが求められている。
  
- 各市町社会福祉協議会は、地域の関係者と有機的に連携をとりながら、事業展開を行っていくことが必要であり、各地域において、これまで行われてきた地区社会福祉協議会等や行政の地域づくりの活動・取組とも整合を図る必要がある。  
また、市町社会福祉協議会が事業受託等を行っている各種のサービス事業等についても、地域福祉業務とのバランスを取って行うことが肝要である。
  
- 市町と市町社会福祉協議会が協働して、地域の各種課題の解決に臨むことを目的に、業務だけではなく、それぞれの組織のあり方も含めて、知恵を出し合い、共に検討することが必要である。  
これらの検討を含め、県と県社会福祉協議会、市町と市町社会福祉協議会が、「地域共生社会の実現」に向け、役割分担を行った上で、共に地域福祉を推進していく必要がある。

## 第3章 地域福祉の推進方策

### 1 包括的に支援する体制づくり

地域住民が抱える地域生活課題が複雑化・複合化している中、市町には、高齢、障害、児童等、各分野の支援体制では対応が困難な地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が求められている。

また、市町の包括的支援体制づくりに加え、高齢者、障害者や児童への虐待の未然防止及び迅速な対応、地域における権利擁護の推進のほか自殺対策などのちや尊厳を守っていく取組の強化が必要である。

#### [数値目標]

- 多様な地域生活課題に対応できる包括的な支援体制を構築する。
  - ・重層的支援体制を整備する市町数  
6市(2023(令和5)年度) → 41市町(2028(令和10)年度)
  - ・権利擁護サポーターの配置市町数  
(2024(令和6)年度から新規配置) → 41市町(2028(令和10)年度)

#### (1) 分野横断的な支援体制の構築に向けた体制の整備(重層的支援体制整備事業の推進)

- 社会福祉法の改正により、包括的な支援体制の整備が義務化され、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、制度の縦割りを超えて、人と人とのつながりの再構築を図る「重層的支援体制整備事業」が創設された。
- 市町は、重層的支援体制整備事業を活用し、それぞれの支援機関では対応しがたい複合的かつ複雑な課題や制度の狭間にある課題等を多機関が協働して包括的に受け止める支援体制を整備するほか、支援を必要とする者を早期に把握するため、適宜、アウトリーチ<sup>\*</sup>を行いながら、積極的に展開する。

また、社会的孤立を予防し地域生活課題の早期発見につながる住民の地域福祉活動や一人ひとりの活躍を応援し、多種多様な社会参加の場づくりと参加ニーズに応じた支援に取り組む。〔市町〕
- 市町は、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとされており、地域住民等の支援ニーズに包括的に対応するため、市町の地域福祉計画に内包していく場合も含め、計画の策定に努める。〔市町〕

- 市町は、重層的支援体制の整備にあたり、これまで各地域において蓄積してきた公民の福祉資源を生かす視点を持ち、分野横断的・伴走的な取組を行う必要性・重要性について市内全体での共有を図るとともに、体制整備後もPDCAサイクル※により取組の更新・充実化を絶えず進める。〔市町〕
- 県は、重層的支援体制整備が市町地域福祉計画を進める上で核となる役割を果たすことが期待されることから、本事業を第5期兵庫県地域福祉支援計画のリーディングプロジェクトとして位置づけ、今期計画において全市町で実施できるよう、広域的・専門的な見地から、県、社会福祉協議会、学識経験者等による現地訪問等を含め、積極的に市町の取組に対する助言、情報提供、ワークショップによる研修等を行い、市町の体制整備を支援する。〔県〕

#### [主な県の施策]

##### ○ 重層的支援体制整備への支援

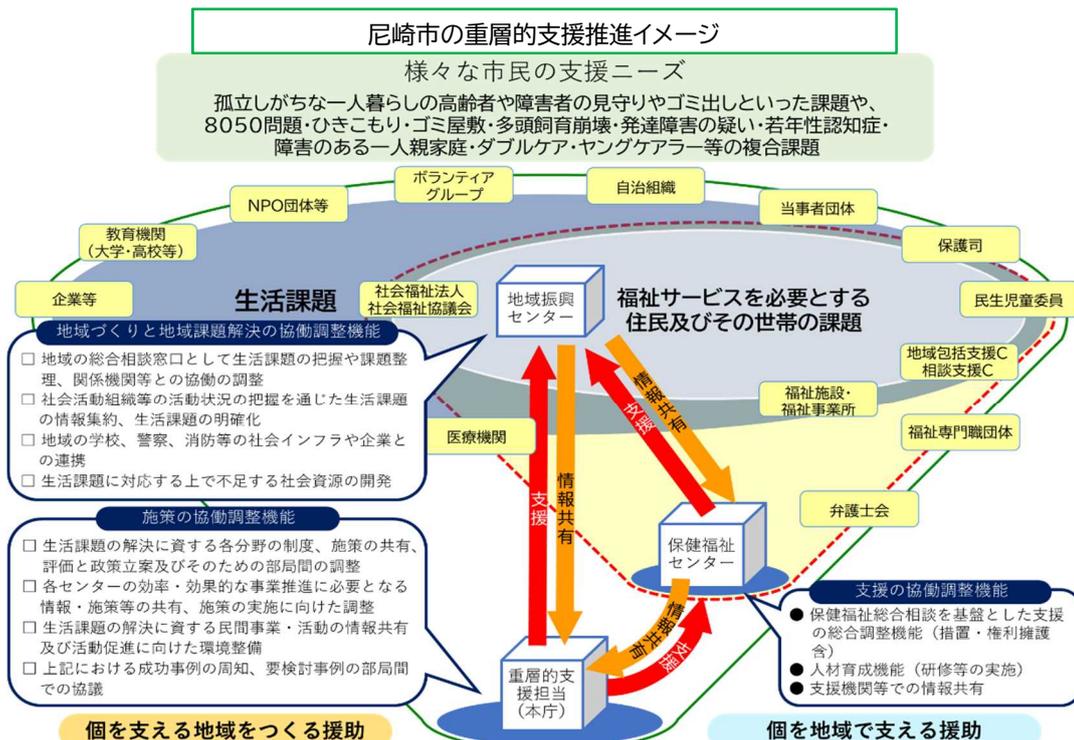
市町が創意工夫をもって円滑に実施できる体制を整備するため、従来、介護、障害、子ども、生活困窮の分野毎に行われていた相談・地域づくりに関連する事業にかかる補助を一体的に執行できるよう、重層的支援体制整備事業交付金を交付する。

また、県・市町連絡会議を開催し、県内市町の先進事例を学ぶ機会や担当者同士の意見交換の場を設けるとともに、地域福祉の中心的役割を担う市町や市町社会福祉協議会の担当者を対象にしたセミナーを開催し、他府県の事例紹介や学識経験者による講演を行っている。

今後、実施自治体の取組について検証を行うとともに、包括的な支援体制を構築するためのマニュアルや事例集を作成することにより、各市町が地域の特性に応じた支援体制を構築できるよう、市町支援を行うこととしている。

【取組のポイント】

- ①庁内の関係各課や市社協等の関係者で協議を繰り返し、重層的支援体制整備事業推進計画を内包した地域福祉計画を策定
  - ②地域づくりの拠点である地域振興センター(6か所)と保健福祉センター(2か所)のネットワークをいかした関係機関や地域の支援関係者等との役割分担による支援体制の整備
  - ③複雑・複合化した支援ニーズに対応するために、重層的支援推進担当課を新設するとともに、市と市社協の協定締結による一体的な事業の推進
- 尼崎市では、第4期「あまがさきし地域福祉計画(2022(令和4)～2026(令和8)年度)」の策定に際し、広く市民や支援関係者の声を聞くとともに、各分野の専門家・支援関係者庁内の様々な部署と協議を重ねながら重層的支援体制整備事業を具体化し、全庁的に推進していく計画の主要取組項目として位置づけた。
  - 課題が複雑・複合化した相談事例の多くは地域で孤立したり、相談窓口が明確でないため支援につながりづらく、課題解決に時間がかかるため、様々な分野の支援機関や地域の支援関係者と連携した伴走支援体制が必要となる。
  - こうした課題認識のもとで総合相談体制や専門機関のネットワークを構築している南北保健福祉センターと、6行政区で地域資源のネットワークや協働のプラットフォームづくりを進めている地域振興センターの職員をコーディネーターとして位置づけ、本庁の重層的支援推進担当課(新設)に配置した基幹包括化推進員と連携した多機関や地域の支援関係者と連携した早期把握と包括的な支援を推進する体制を整備した。
  - また、市社協と事業の協働実施協定を締結し、地域振興センターでの市と市社協による総合相談窓口や地域づくりの推進とともに、重層的支援推進担当内に市社協のCSWを配置し、個別ニーズに対応した参加支援等に取り組んでいる。

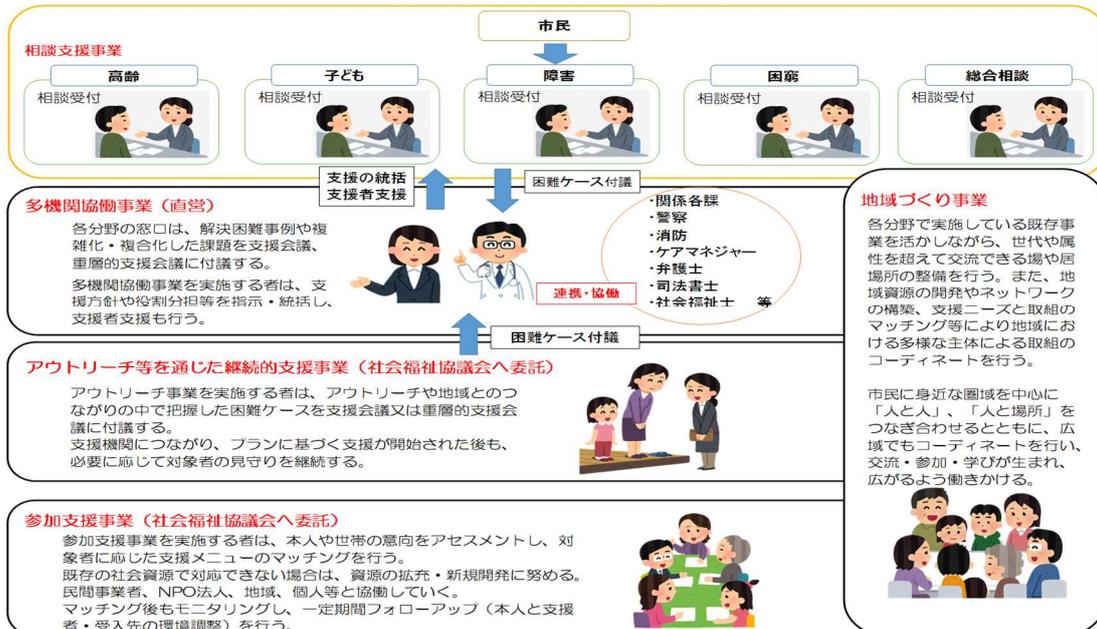


【取組のポイント】

- ①事業開始に先立ち、支援体制のあり方について具体的な個別事例をもとに検討
- ②各分野の相談窓口は存続したまま、複雑化・複合化した問題等に対応する福祉総合相談窓口を設置
- ③専門職とのネットワークの連携及び支援全体の俯瞰を市が担当し、地域福祉を推進する社会福祉協議会にアウトリーチ支援や参加支援等を委託するなど、適切な役割分担のもと事業を実施
- ④既存の地域づくりの取組を活かしつつ、ネットワークの強化等による分野横断的な交流の場や居場所の整備等の充実を図る

- 加東市では、2021(令和3)年度に重層的支援体制整備事業(移行準備事業)に着手し、2022(令和4)年度から重層的支援体制整備事業をスタートした。
- 事業を開始するにあたり、健康福祉部を中心に各課の相談窓口での相談内容や困難ケース等の課題の掘り起こしを行い、制度の狭間で支援が届きにくい方や支援に繋がりにくい方を取りこぼさないための支援体制について話し合いを行った。
- 複雑化・複合化した困難ケースが増加する中で、相談者本人が課題を抱えているという認識は低く、喫緊の困りごとは、各相談窓口へ来所されることがほとんどであることから、各課の相談窓口は維持した上で、福祉総合相談窓口を「多機関協働事業」の担当課に設置し、庁内連携体制を整えた。
- 「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「参加支援事業」は地域福祉を担う社会福祉協議会へ委託し、市と協働するとともに、「地域づくり事業」においては、各分野で実施している既存の事業を活用しながら、分野横断による交流の場や居場所の整備を行っている。

重層的支援体制整備事業相談・支援体制イメージ



## (2) 地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握

- 民生委員・児童委員、保護司<sup>\*</sup>、生活支援コーディネーター等の地域の関係者、関係機関等と連携し、相談に来られない者や自ら支援を求めることができない者に関する情報が、地域住民の相談を包括的に受け止める場に入ってくる体制を整備する。  
〔社協、市町、県〕
- 介護保険法における地域ケア会議や生活支援協議体<sup>\*</sup>等の活用により、より暮らしに身近な圏域で地域関係者が参加の上、個別事例の検討等を通じた地域生活課題の抽出及び課題解決に向けた検討を進めていく。〔事業者、社福、社協、市町、県〕

## (3) 生活困窮者等に対する分野横断的な対策の推進

- 生活困窮者の自立支援にあたっては、社会的孤立を解消させ、社会参加に繋がるような居場所づくりや中間就労の場、さらには住まいの確保や就労支援など生活全般にわたる伴走型の包括的な支援を、福祉、就労、住宅その他の関係機関や民間団体と緊密に連携して行う。とりわけ生活困窮者自立支援法に定める各事業については、個別事案に関して関係者で情報共有しながら支援策を検討する支援会議の設置を含め、地域の実情を踏まえた方式で全事業の実施に努める。〔市町、県〕
- 行政、福祉関係機関、民間企業、地域団体等の公民が連携し、地域において生活困窮者等に対する食品配布等のサポートを行うとともに、持続可能な支援体制を構築するため、「ひょうごフードサポートネット」参画団体による配食や見守り活動等への支援に加え、フードサポートネット専用のホームページを立ち上げ、関係機関の食材マッチングや参画団体の取組等の広報を実施するなど、食品支援の周知・啓発及び関係団体の連携強化等を推進する。〔事業者、社福、社協、市町、県〕
- 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、今後、単身高齢者世帯の増加が見込まれる中において、孤独・孤立の問題の更なる深刻化が懸念されることから、孤独・孤立対策に係る県民意識の醸成を図るとともに、県・市において、公民連携による施策推進のための協議の促進や、地域関係機関が連携して必要な情報交換や当事者等への支援内容を協議する地域協議会の設置(既存の協議会等の活用を含む)など、支援体制の構築を図る。〔市町、県〕
- ひきこもり対策について、より身近な市町域における相談窓口や居場所等の充実を図り、市町のひきこもり支援施策への広域的、専門的な後方支援を実施する。  
また、県は、全県的なひきこもり支援団体等のネットワークを立ち上げ、情報交換の仕組みを構築するとともに、ひきこもり支援団体の経営上の課題に対応する研修や、支援者のスキルアップを図る研修を実施する。〔市町、県〕

- ヤングケアラーや若者ケアラーは、周囲も気づきにくく本人や家族の自覚もないまま表面化せず、問題が長期・複雑化する傾向にある。このため、県専門相談窓口の支援実績等を踏まえ、市町版支援マニュアルの作成やマニュアル活用による市町キャラバン研修の実施により、身近な市町における窓口の設置を促進するなど、ヤングケアラー・若者ケアラーの早期発見、悩みの相談支援、福祉サービスへの円滑なつなぎ等の支援体制を市町と連携して全県に構築する。〔市町、県〕
  
- ケアリーバー<sup>※</sup>は、児童養護施設等を離れた後、頼る人や大学進学モデルのいない中、大学等進学率は低く、転職も多い状況にある。将来の選択肢を広げるため、小学生の学習塾や習い事、高校既卒者の予備校に通う児童生徒を支援する。  
また、就労相談機能を強化した専門相談窓口や里親支援センターの開設、ケアリーバーを応援する企業の認定制度の創設など、社会全体で支える体制を構築する。  
〔市、県〕
  
- 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対して、個々の意思を尊重し、抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた最適かつ多様な支援を提供するため、関係機関と連携して体制を整備する。  
併せて、県は「ひょうご困難な問題を抱える女性への支援計画」を策定し、総合的に各種対策を推進する。〔市町、県〕
  
- LGBT等の性的マイノリティ<sup>※</sup>が人権に関する様々な問題に直面したときに、一人で悩むことのないよう、当事者の立場に立ったきめ細かな相談対応のできる体制を強化するため、相談・支援機関の連携強化、相談機能の充実を図る。〔市町、県〕
  
- 刑務所出所者等は、社会から孤立しやすく、その結果、再び犯罪に手を染めるといふ悪循環に陥りやすいため、その人達が再び社会の一員となることができるよう、就労支援、住居支援、高齢者や障害者への支援など福祉的な支援や地域との連携体制の強化を図ることで、再犯を防ぐための取組を推進する。〔市町、県〕
  
- 自殺対策については、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される「誰も自殺に追い込まれることのない兵庫」の実現を目指して、市町や関係機関・団体と連携した取組の充実を図る。  
相談体制の整備や情報発信を図るとともに、子ども・若者、中高年層、高齢者層などライフステージに応じた、きめ細かな対策を推進する。〔市町、県〕

- 市区町域の社会福祉法人間のネットワークを強化し、制度種別の垣根を越えて取組を行う「社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)」との協議・連携を深め、地域福祉の向上を図る。

また、最近の物価高騰等により深刻化している生活困窮世帯への包括的な支援ができるよう、県内各社会福祉協議会に新たに配置された「ほっとかへんネットワーク」による相談支援の充実を図るほか、各支援団体等との連携・協働による支援を推進する。市町においても、生活福祉資金新型コロナウイルス特例貸付の借受世帯を中心とした生活困窮世帯の課題解決に向け、ほっとかへんネットワークと連携した支援を行うことが重要である。〔社福、社協、市町〕

[主な県の施策]

○ ひょうごフードサポートネット

長引くコロナ禍に加えて、食品等の価格高騰が加わり、生活に大きな影響を受けている生活困窮者等が増加していることから、生活困窮者等に対して、行政・福祉関係機関・民間企業・地域団体が連携して食品配付などのサポートを広く行うとともに、公民の連携により持続可能な支援体制を構築するため、兵庫県において2022(令和4)年度に「ひょうごフードサポートネット」を立ち上げた。

サポートネットにおいては、食品支援の周知・啓発や関係団体の連携強化等を推進するほか、民間企業等からの食品寄附を受け付け、社会福祉協議会やフードバンク等の参画団体へ提供している。

また、子ども食堂へ自ら出向くことができない子どもや家庭への支援として、子ども食堂からヤングケアラーや単身世帯等の自宅へ見守りも兼ねて温かい食事を対面で届ける「配食アウトリーチ事業」を 2023(令和5)年度から新たに取り組んでいる。

子ども食堂を運営するみなさまへ

兵庫県では、県内の子ども食堂に対して

## 配食事業の スタートを 支援させていただきます

【補助要件】

- 生活困窮者等への弁当の配食
- 配食を通じた見守りや支援活動

【補助額】

子ども食堂1箇所につき、10万円/年(上限)

- ①備品整備費(自転車・クーラーボックス等)
- ②運営費(人件費・運送費等)

※①②どちらも申請いただけます。

お問い合わせ 電話：078-362-9187 兵庫県福祉部地域福祉課

日頃から子どもたちと地域に

元気と笑顔をありがとうございます

【配食アウトリーチ事業 PR チラシ】



【企業からの食品寄附(パックご飯)】

(推進体制) ひょうごフードサポートネット概要図



[主な県の施策]

○ 孤独・孤立対策推進事業

社会環境の変化による人と人とのつながりの希薄化や、コロナ禍による孤独・孤立問題の顕在化・深刻化を受けて成立した「孤独・孤立対策推進法」を受け、地方版官民連携プラットフォームの設置を検討するとともに、孤独・孤立対策に関する施策や連携体制を推進するための会議等を実施する。

○ ひきこもり対策総合支援事業

ひきこもり状態にある方の増加に加え、女性割合の増加といった属性の変化など、支援のあり方が複雑化していることから、ひきこもり支援連携検討会議を踏まえ、ひきこもり支援団体等の全県的なネットワークを構築するとともに、運営力向上を図る研修会を実施する。



【内閣官房 孤独・孤立対策室 ポスター】

○ 自殺対策(相談体制の充実強化)

自殺の原因は多岐にわたり、また時間・曜日を問わず発生するため、悩みを抱える方がいつでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるよう、24時間電話相談体制の強化や ICT を活用した相談体制の充実等を図る。



【ひきこもり相談支援センターのリーフレット】



【自殺対策相談窓口のリーフレット】

《事例3》伊丹市の生活困窮者自立相談支援事業の概要

P40(3)の事例

2015(平成27)年4月より、市役所内の様々な窓口と連携する必要性から、伊丹市の直営により生活困窮者自立相談支援事業を開始した。

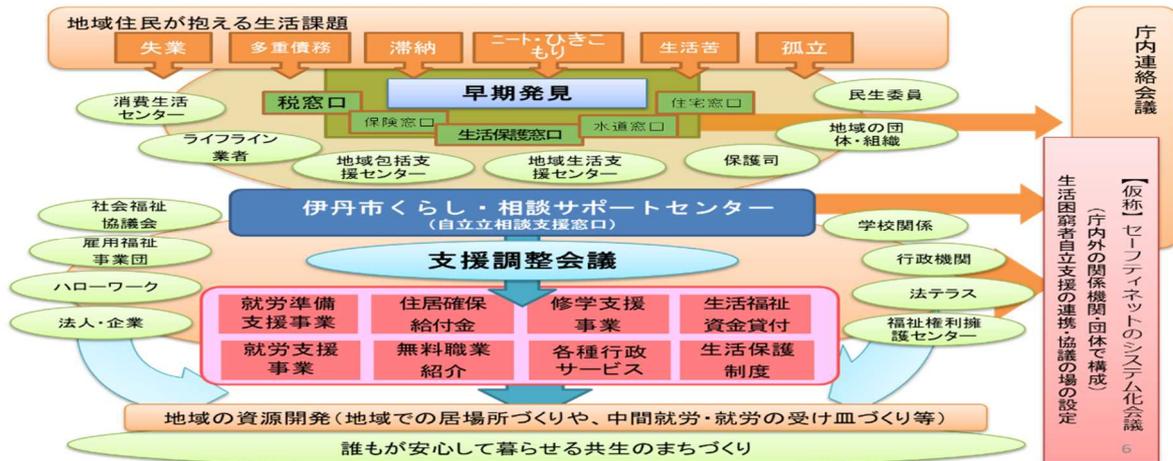
地域福祉の専門性及び地域とのつながりを有する伊丹市社協と連携し、伊丹市社協からの出向者を相談支援員として配置し、市と市社協が一体的に事業を実施している。

また、生活保護を担当する生活支援室に、新たに生活困窮者自立相談支援業務を担当部署を設置することで、相談者の利便性を考慮した体制を整備している。

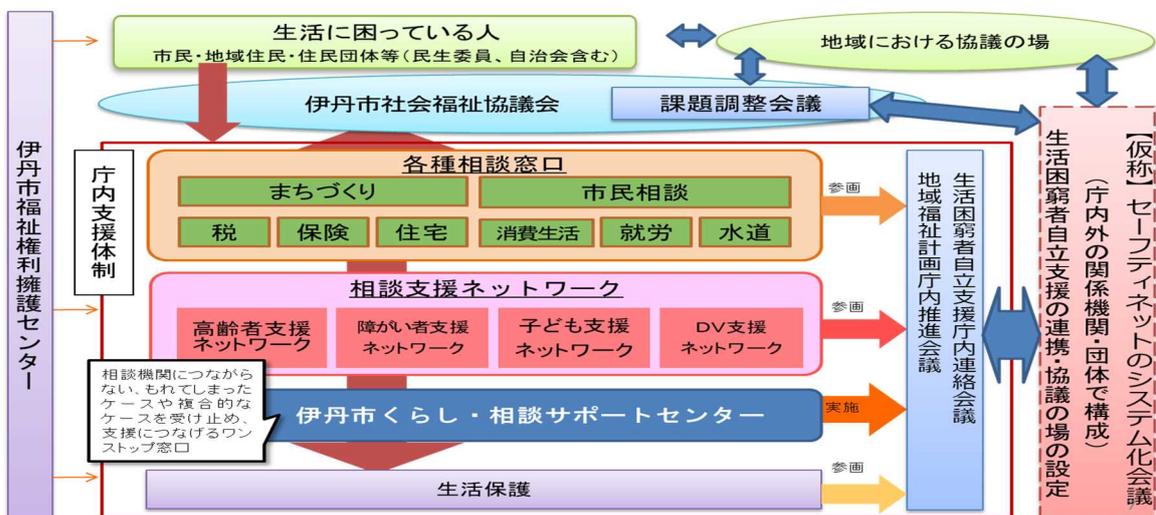
【組織体制】



【生活困窮者の支援ネットワーク図】



【もれのない総合相談支援体制のイメージ図】



〔兵庫県〕

兵庫県では、2022(令和4)年度から全県的な専門相談窓口を開設するとともに、全国に先駆けて「ヤングケアラー配食支援モデル事業」を実施している。

ヤングケアラーのいる世帯全員分のお弁当を自宅に届けることを通じて、家事負担の軽減に加え、これまで支援が十分には行き届かなかった家庭の状況の確認ができることになり、地域関係機関と連携した必要な支援につながりやすくなった。

また、行政・教育・福祉分野の支援者に対する多職種連携研修や、当事者団体が開催する交流会やオンラインサロンへの補助事業を実施しているほか、広く一般に理解を深めるシンポジウムや市町等の関係者の支援を進めるフォーラムの開催等を通じて、ヤングケアラーへの支援を全県的に展開している。



【配食支援モデル事業 PR 資料】



【ヤングケアラーへの理解を深めるシポジウム】

〔神戸市〕

神戸市では、2021(令和3)年6月に全国初となるヤングケアラー向けの相談窓口を開設し、専門の相談員による相談・支援業務を開始した。窓口では、家族や友人には相談できない、ヤングケアラーとしての悩みや希望を聞き取り、精神的負担の軽減を図るとともに、本人や家庭の現状を改善するために必要な公的支援の検討や関係機関との調整を行い、継続的な伴走支援を行っている。

また、当事者同士が気軽に集える場として「ふうのひろば」を同年10月から定期開催している。

当事者同士で交流や情報交換をすることにより、気持ちの整理やリフレッシュにとっても役立っている。



【ふうのひろば PR 資料】



【ふうのひろば交流・情報交換会】

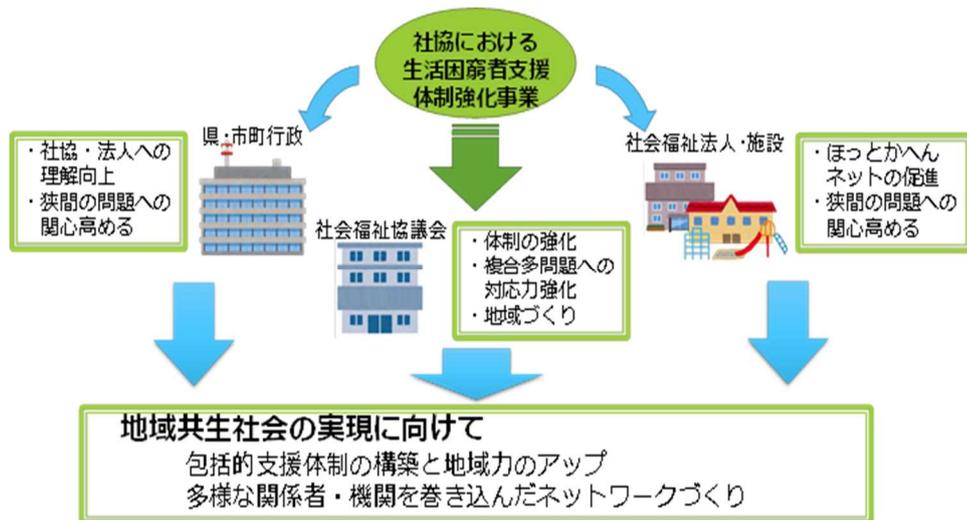
## 《事例5》生活困窮世帯への包括的な支援

P42(3)の事例

～ほっとかへんネットワーカー(社協における生活困窮者支援体制強化事業)～

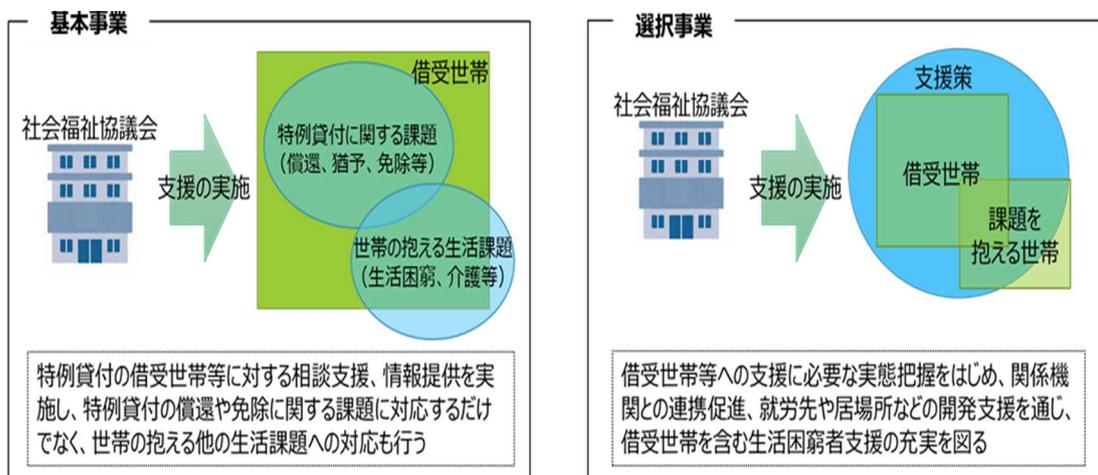
新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い実施した生活福祉資金特例貸付の借受世帯に係る借入金の償還が2023(令和5)年1月から開始されたことを受け、生活困窮状態が続く借受世帯等が、安心して暮らすことができるための相談支援などの支援と、地域内のセーフティネットの充実を通して社会的孤立・排除の解消及び予防を図ることを目的として、県内の各社会福祉協議会に担当職員(ほっとかへんネットワーカー)を配置している。

単に償還事務を行うだけではなく、借受世帯等への相談支援を通じて地域生活課題を把握し、課題解決に向けたネットワークづくりや当事者の活躍・参加の機会の創出など地域づくりに向けた拡がりのある取組を行っている。



■実施期間:令和5年4月1日～令和17年3月31日(特例貸付:総合支援資金(再貸付)の償還計画期間)

■実施内容:借受世帯の抱える課題に対する相談支援を行う「基本事業」と特例貸付の借受世帯への支援策の充実・開発を通じて地域における生活困窮者支援の充実を図る「選択事業」を実施する。



#### (4) 権利擁護支援体制の充実

- 「第2期成年後見制度利用促進基本方針」に基づき策定した市町計画における後見制度の利用促進や中核機関の整備運営など地域連携ネットワークづくり等の取組を適切に推進する。〔市町〕
- 市町は、本人の意思決定を支えるチームによる伴走型支援、虐待や生活困窮等への対応を含めた専門的支援、地域づくりの支援という3つの観点により、権利擁護支援センターの設置など各地域での権利擁護支援体制の充実を図る。  
併せて、各市町が設置する権利擁護・成年後見支援にかかる協議会においては、行政・福祉・法律専門職に当事者団体や市民後見人<sup>※</sup>等が参加し、権利擁護支援の理念浸透、個別支援の機能強化、多様な主体の参加の観点からの協議に取り組む。  
〔社協、市町、県〕
- すべての人が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、住民の立場から意思決定支援・地域づくり・参加支援に資する権利擁護サポーター（市民後見人など）を養成する。〔社協、市町、県〕
- 県は、市町の権利擁護支援体制の充実強化にかかる後方支援（専門員配置による助言支援、支援体制づくり事例集を活用した研修等）を行うとともに、権利擁護支援にかかる全県的な地域連携ネットワークの推進や、階層別の意思決定支援研修など、地域において専門職等と連携して権利擁護を広く支援する体制の構築について、広域的観点から計画的に取り組む。〔県〕
- 権利擁護のニーズが高まる中、認知症等で判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援を通じて意思決定支援を行う日常生活自立支援事業のより一層の周知、活用を図る。〔社協、市町、県〕
- 高齢者や障害者、子ども、配偶者等に対する虐待の深刻化を防ぐためには、早期発見・早期支援が重要であり、関係機関や市町、県との緊密なネットワークを形成し、着実な情報共有を図る。〔住民、社福、市町、県〕

##### [主な県の施策]

##### ○ 権利擁護サポーター

成年後見制度の利用及び権利擁護支援が適正に利用できる体制整備のため、権利擁護サポーター等養成研修等を通じた権利擁護支援等の担い手の確保・育成を推進する。

##### ※権利擁護サポーター

見守り活動、訪問支援、啓発活動、後見業務補佐等、市民後見のみならず広く権利擁護の担い手として活動する市民サポーター



【権利擁護サポーターによる訪問支援の様子】

## 1 概要

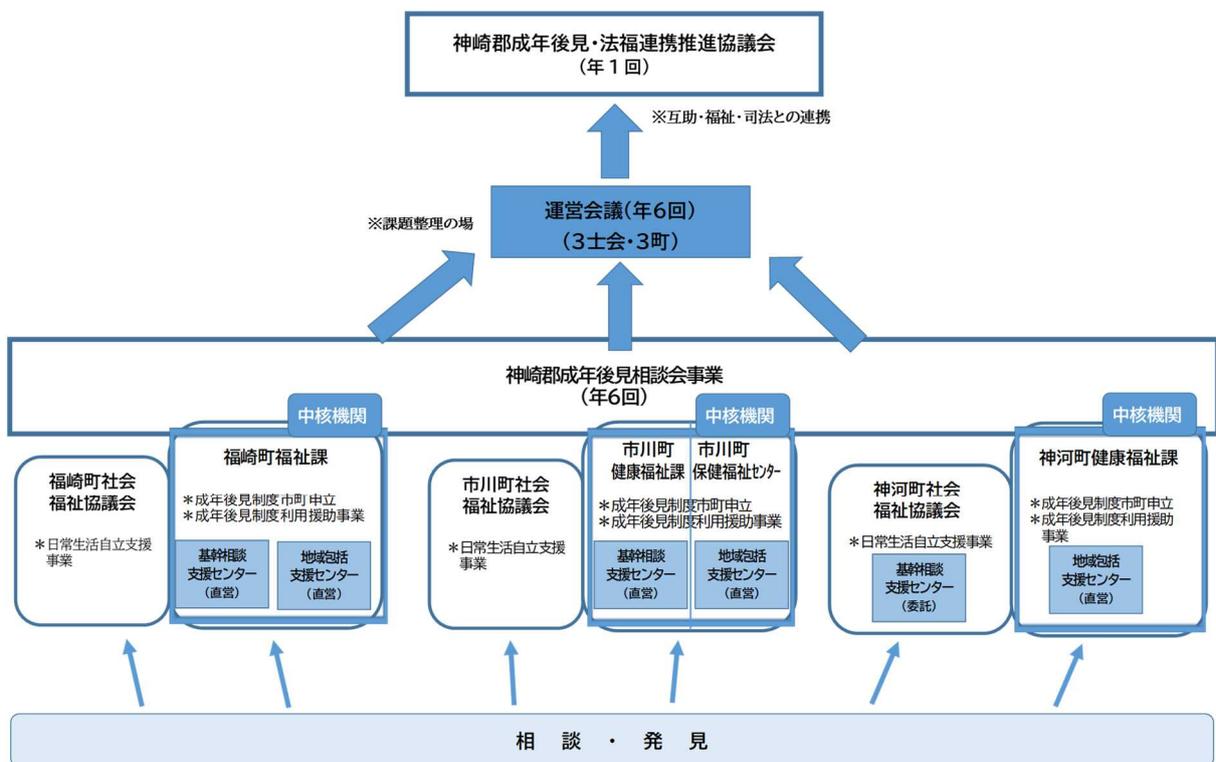
神崎郡3町では、複雑化・複合化した課題や虐待等に対する相談対応について、各町の中核機関等における総合相談支援の中で担うとともに、成年後見制度利用や債務整理、相続・金銭トラブル、消費者被害等の法的支援が必要なケースの対応については、「神崎郡成年後見・法福連携推進協議会」(以下「法福連携協議会」という。)を設置し、広域的な法福連携体制を推進している。

## 2 取組内容

法福連携協議会の設置以前は、近年増加傾向にあった法的支援を要する対応にあたり、各町と専門職のつながりがなかったことが課題であった。そこで、県主催の「中播磨3町地域連絡会議」において、弁護士会、司法書士会、社会福祉士<sup>\*</sup>会の専門職が参加して意見交換を行ったところ、専門相談会の開催を通じて支援ケースを蓄積していき、今後の必要な仕組みづくりにつなげていくことが専門職から提案され、法福連携協議会の設置へとつながった。

現在は、年6回の専門相談会の開催のほか、広報・啓発事業を合同実施しており、将来的にはニーズに応じて受任調整や後見人支援に取り組む予定である。

### 【神崎郡3町の中核機関体制】



## (5) 共生型サービス※等の展開

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、農園等において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせることによる世代を超えたつながりと役割を生み出し得る多様な共生の場を整備する。

また、利用者の支援や生活の質の向上に資するため、高齢、障害、子ども・子育て等の複数の福祉サービスを一体的に提供する多機能型サービスの整備を促進する。

〔社協、市町、県〕

## 2 安心して暮らせる地域づくり

地域福祉の推進は、全国一律の画一的なサービスの提供ではなく、自治体と地域の創意工夫により、住民が主体となり、豊かで多様なつながりのある地域づくりを目指した取組である。

このため地域福祉を推進するためには、各市町が地域の実情に応じた圏域(エリア)設計を行い、それぞれの圏域に、地域住民、行政、社会福祉協議会、NPOなど地域の関係機関が参画・協働するネットワークを構築し、そのネットワークをつないでいくことが求められる。

### [数値目標]

- 住民が主体となり、豊かで多様なつながりのある地域づくりを推進する。
  - ・県民意識調査において、  
「今の生活全般での満足度」の「満足」・「まあ満足」の割合  
60.5%(2022(令和4)年度) → 67.0%以上(2028(令和10)年度)
  - ・住民主体の「通いの場」への高齢者参加率  
9.1%(2021(令和3)年度) → 11.6%(2026(令和8)年度)
- 地域福祉ネットワークを構築する。
  - ・地域見守りネットワーク応援協定数  
48団体(2023(令和5)年度) → 65団体(2028(令和10)年度)

### (1) 福祉の視点からの地域づくりの推進

- 兵庫県内の多自然地域では人口減少や高齢化の更なる進行により、10年余りで都市部を含めて小規模集落が約3倍に急増し、地域運営の担い手の枯渇や、交通等インフラの衰退により、集落単位での生活機能の維持が困難となりつつある。  
こうした地域における地域づくりを効果的に進めるために、それぞれの地域課題や地域の強みなどの地域特性を十分に踏まえ、これまでの集落の枠組みを超えて、地域内の様々な関係主体が参画する広域的な地域運営体制の構築に向けて支援する。  
また、様々な地域課題の解決に向けて、地域の将来像を描き、地域固有の資源(人と人とのつながり、経済資源、自然環境等)を生かすとともに、地域外の力(人材・投資等)を呼び込む等幅広い取組を展開することで地域住民が安心して暮らし続けることができる持続可能な生活圏の形成を推進する。

[住民、事業者、社福、社協、市町、県]

- 国においては、地方創生を掲げ、2020(令和2)年に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地域の課題解決に向けた住民主体の取組を支援している。

県においても、第2期「兵庫県地域創生戦略」を策定し、団体・人材育成の取組等を進めている。こうした中で、まちづくりの諸活動と、地域団体による福祉活動を一体的に推進していくことが重要である。〔住民、事業者、社福、社協、市町、県〕

## (2) 市町の実情に応じた重層的な圏域(エリア)設計

- 市町の実情に応じて、日常生活圏域<sup>※</sup>(小学校区)、サービス圏域(中学校区)、市町域など重層的な圏域(エリア)設計を行う。

その際、圏域は、総合計画(まちづくり)や地域創生等の関係施策、介護保険事業計画、市町社会福祉協議会が策定する地域福祉推進計画など関連制度・計画等との整合を図った設計が求められる。

特に、介護保険事業計画における日常生活圏域(※)(概ね中学校区)と、地域福祉計画及び地域福祉推進計画の圏域については、それぞれ整合を図った上で各計画に記載する。〔社協、市町、県〕

### □市町の実情に応じたエリア設計の留意点

#### 【都市部】

多くの住民が居住している地域では、自治会や小学校区域など可能な限り、お互いの顔が見える狭い地域での圏域(エリア)設計が望ましい。

#### 【郡部】

集落の小規模化が進行し、地域運営に困難を生ずる等の場合は、複数の集落が連携した地域運営を検討する必要もあることなどから、地域住民による活動が可能な単位での広域でのエリア設定にも配慮する。

### ※ 市町介護保険事業計画に定める「日常生活圏域」について

介護保険法第107条第2項により、市町介護保険事業計画では「住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」を設定し、介護サービス量の見込みを立てることとなっている。この区域を介護保険では「日常生活圏域」として、概ね中学校区とされている。

そのため、地域福祉における「日常生活圏域(小学校区)」、「サービス圏域(中学校区)」と混同されやすい。

また、介護保険における生活支援体制整備事業では、「第1層(市町域)」と「第2層(日常生活圏域)」の圏域の考え方があり、各圏域で生活支援コーディネーターを配置し、協議の場づくりを行うこととなっている。

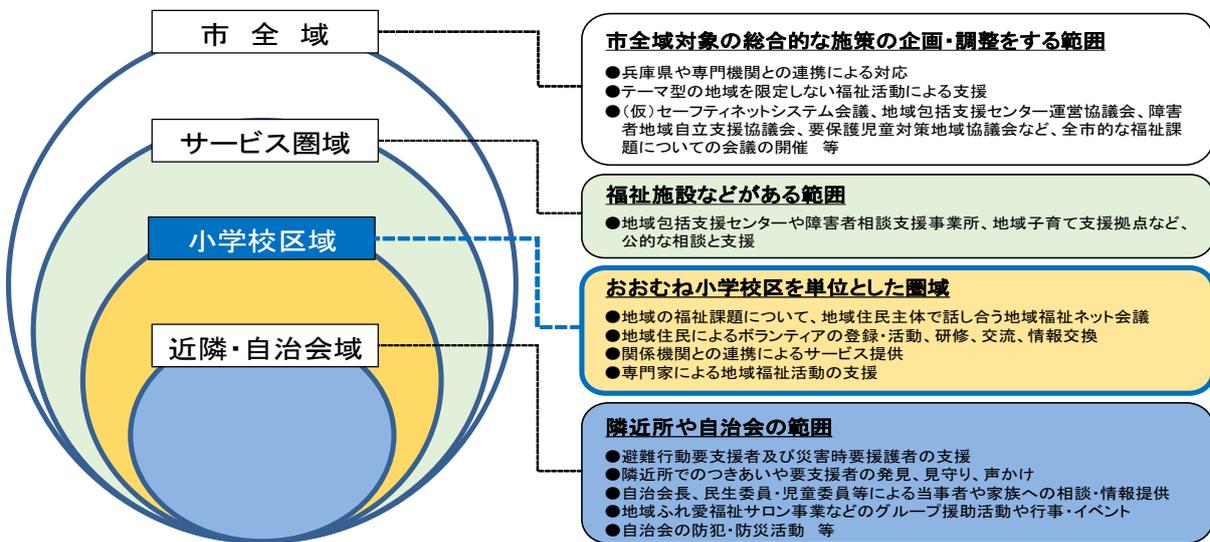
一方で、これまでの住民による協議の場づくりは、地域福祉での日常生活圏域(小学校区)より身近な圏域で行われてきた。そのため、重層的な圏域設計は意識しつつも、地域のこれまでの成り立ち等を踏まえ、地域住民が議論しやすいよう圏域設定すべきであり、介護保険における日常生活圏域(概ね中学校区)のみを無理に当てはめることの無いよう留意して圏域を設計する必要がある。

地域福祉の推進においては、地域の実情に合わせた圏域を設定し、各圏域の機能の整理をすることが有効である。

住民、当事者、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設※・事業所、専門職など様々な地域福祉推進の主体が、各圏域において、自身の活躍する場面をイメージできると、連携・協働やネットワークづくりも進みやすくなる。

市町の地域福祉計画(及び社協の地域福祉推進計画)に圏域設計の考え方等を位置づけることにより、包括的な支援体制の整備(重層的支援体制整備事業を含む)にも取り組みやすくなる。

【伊丹市地域福祉計画より】



【南あわじ市地域福祉計画より】

**第1層** 市全域 ~ 制度や施策につなげるエリア

- 事業所や企業、行政などが、地域の課題などをふまえて、必要な資源やサービスを開発していきます。
- また、横断的な相談窓口の仕組みをつくっていきます。

**第2層** 旧町(4地域) ~ 地域と専門職がつながるエリア

- 小地域では解決できない課題について、情報共有やサービスへつなげる場として、ネットワークづくりに取り組みます。

**第3層** 旧小学校区圏域(21地区) ~ みんなの力をつなぐエリア

- 地域の行事やイベントを通じて、それぞれの顔が見える関係性をつくっていきます。
- 話し合いを通じて困りごとの共有や 解決に向けて取り組みます。

**第4層** 自治会・隣保 ~ ご近所つながりエリア

- ご近所や隣保でのつながりや見守りは地域福祉活動の基盤です。身近なところでさまざまな人が「集える場」づくりや、交流する機会を増やし、地域での支え合い活動をすすめていきます。

### (3) 地域福祉ネットワークの構築

- 設計された圏域ごとに、地域生活課題の解決を目指した住民、地域団体、福祉専門職、行政等が協議・協働するネットワーク(地域福祉ネットワーク)を構築する。併せて、市町は、介護保険法の生活支援体制整備事業等を活用し、各圏域における地域生活課題の共有・検討の場である協議の場を整備し、その運営を支えていく。

地域福祉ネットワークの構築にあたっては、地域住民の主体性が発揮され、福祉専門職等との協働により、地域生活課題の解決とその発生の防止を目指す仕組みとして構築することが重要である。とりわけ、自治会域、小学校区域等など住民に身近な圏域においては、住民の主体性・自主性がより一層促される工夫が必要である。

〔住民、事業者、社福、社協、市町〕

- 現状の取組では解決が困難な地域生活課題や市町域で共通して対応すべき課題に対しては、地域ケア推進会議、自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会などのより上位のネットワークで対応するほか福祉専門職や行政と連携しつつ、課題解決に向けた発展的な仕組みづくりを進める。〔住民、事業者、社福、社協、市町〕
- 課題解決の仕組みは、全世代・世帯が対象となる包括的な仕組みとして構想し、「社会参加の場・居場所」、「就労」、「住まいの確保」等生活全般にわたる支援と結びつけていくことが重要である。〔事業者、社福、社協、市町〕
- 制度や専門職等による個別支援のサービス提供につながった後に、特に「つながり」の希薄化を招きやすいことから、引き続き地域の見守りや支え合いの中で、社会から孤立することなく、「つながり」を保ち続けることが重要であることについて留意する。〔住民、事業者、社福、社協、市町〕

#### □ 圏域ごとにつくるネットワーク例

地域の実情に応じて設計された重層的な圏域のネットワークを「地域福祉ネットワーク」という。

##### 【第1圏域】

おおそ自治会域から小学校区圏域における住民の見守り等を進める個別支援のネットワーク(地域見守り会議、随時型のケース会議等)

##### 【第2圏域】

おおそ小学校区圏域における住民同士、または住民と福祉専門職によるネットワーク(地域ネットワーク会議等)

##### 【第3圏域】

おおそ中学校区圏域における福祉専門職間のネットワーク(地域ケア会議等)

##### 【第4圏域】

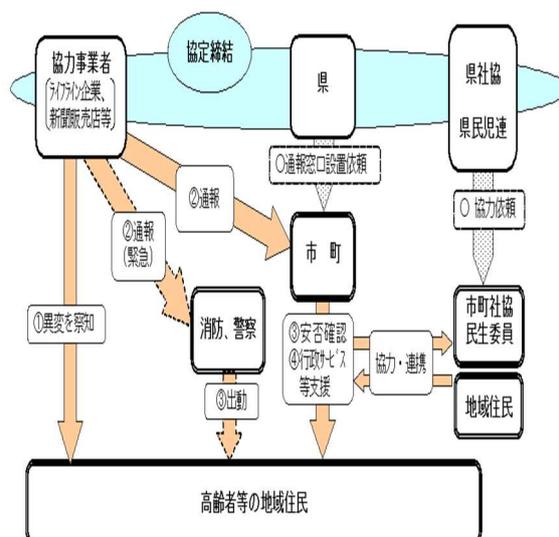
市町域における代表者等による制度・仕組みづくりのためのネットワーク(セーフティネット会議、地域ケア推進会議、地域自立支援協議会等)

[主な県の施策]

○ 地域見守りネットワーク応援協定

一人暮らし高齢者世帯等の孤独死が社会問題となる中、各家庭を訪問し異変を発見する可能性のある、電気やガス、新聞配達等のライフラインに関する事業者と見守りに関する協定を締結し、見守り活動や緊急事態への早期の対応、市町が取り組む見守り事業を支援する。

(令和6年3月末現在、48事業者と協定を締結)



(4) 地域を支える活動の基盤強化

○ 地域社会の一員である住民が、困りごとを抱えている住民のことを「我が事」として受け止め、助け合いや支え合いの取組の中で、支援の手を差し伸べるためには、住民が主体となった地域づくり活動をベースとした多様な取組を公民協働により活性化していくことが重要である。〔住民、事業者、社福、社協、市町〕

○ 限られた社会資源の中で地域づくりを成熟させていくためには、既にある地域の住民が集まる場やなじみの人間関係、高齢者や障害者の就労の場など、そこに集まる住民が互いを知り合い、孤立しがちな人がつながるきっかけとなる多様な集いの場を認識するとともにその活動の意味付けが有効である。

〔住民、事業者、社福、社協、市町〕

○ 地域づくりを進める上で中核となる地域住民等により構成される地域団体やボランティアグループ、NPO、セルフヘルプグループ等の活動を活性化させるため、多様な支援を行うことにより、住民主体の福祉活動の基盤強化を図る。活動支援にあたっては、財政面からの活動の立ち上げ支援に留まらないよう、組織運営の支援など幅広い支援を行う。〔社協、市町〕

○ まちづくり協議会など地域運営組織<sup>\*</sup>による地域づくり活動と、福祉分野で活動を行ってきた既存のボランティアグループ等の活動の連携を図るとともに、必要に応じて組織を再編(例:地域運営組織に新たに福祉部会を設置)するなど、地域生活課題の解決に向けた体制を強化する。

また、賑わいづくりや特産品の開発など地域創生を目的とした地域づくりと、高齢者や障害者等と農作業するなどの農福連携など様々な課題を抱えている人たちを支援する福祉活動との連携を図り、相乗効果が発揮されるようそれらの取組を支援する。〔市町、県〕

- 地域の人間関係の希薄化により、子育て中の親が孤立しがちとなり、身近に頼る相手がないなどの課題に対応するため、子育ての悩み等を話し合える親子の仲間づくりや子育ての相談の場づくり、一時預かりを行う場づくり等を支援する。〔市町、県〕
  
- 子ども達が、豊かな人間性や他者への思いやりの心を育み、健やかに成長するためには、地域の人たちや社会との関わりが不可欠である。  
そのため、地域団体やNPO等による環境学習や清掃活動など子ども達を対象とした体験学習の取組を支援するとともに、子ども達の安全・安心を確保するため、声かけ運動や登下校時の見守り活動のほか、子ども達に、食事や安らぎの場を提供する子ども食堂の開設など、地域ぐるみの取組を推進する。  
また、地域活動やボランティア活動に取り組んだ子どもを積極的に応援することも重要である。〔住民、社協、市町、県〕
  
- 相談や交流、居場所づくり等多様な機能をもった場・拠点づくりを先導的に行う公民連携による地域づくり活動や、地域生活課題を丸ごと受け止める相談体制づくり等の参考となる好事例の収集・公表を推進する。〔社協、市町、県〕
  
- 高齢者等の見守り活動や安否確認、平時からの避難行動要支援者名簿の情報の提供、多自然地域における買い物支援や移動支援をはじめとした生活支援サービスの提供などにおいては、つながりや支え合いによる活動と並行して、ICT 等による新たな技術を積極的に活動した取組を進めていく。  
〔住民、事業者、社福、社協、市町、県〕
  
- 地域生活課題の解決に向けては、地域の事業者・団体等との公民連携によるオール兵庫でSDGsを推進する。また、地域の課題解決に向けた様々な取組の価値について、地域の住民自身が認識し、国内外に発信するなど、地域の誇りにつなげる。  
〔住民、事業者、社福、社協、市町、県〕

## [主な県の施策]

### ○ ひょうご公民連携プラットフォーム

少子高齢化や人口減少、コロナ対応など、複雑化する社会課題を解決するためには、行政だけではなく企業・大学・団体等との幅広い連携やネットワークによる取組がより重要になっている。

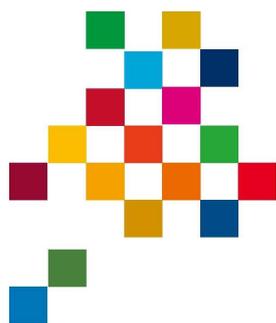
このため、2021(令和3)年10月に庁内各部局の課題と企業等の提案とのマッチング及び連携事業の具体化をサポートする「ひょうご公民連携プラットフォーム」を設置し、公民連携による地域活性化や情報発信などの取組を推進している。



### ○ ひょうごフィールドパビリオンの展開

2025(令和7)年4月から10月までの間、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに開催される大阪・関西万博は、兵庫の地域を豊かにする取組を国内外に発信できる大きな機会である。

万博をきっかけに、県内各地域の「活動の現場そのもの(フィールド)」を地域住民が主体となって発信し、多くの人を誘い、見て、学び、体験していただく「ひょうごフィールドパビリオン」を全県で展開していく。



ひょうごフィールドパビリオン



**[主な県の施策]**

○「子ども食堂」応援プロジェクト事業

経済的な理由等により食事が十分に取れていない、または、家庭の事情等により孤食している子ども達に食事を提供する「子ども食堂」の立ち上げ経費を補助することにより、子ども達が空腹を満たすだけでなく、家庭のぬくもりを感じたり、子ども同士や地域のボランティアとの交流を図るなど、心の拠り所となる空間づくりを応援する。



【子ども食堂】

支援対象	県内において、これから子ども食堂を開設する団体
支援事業	実施回数：月1回以上
子どもの受入人数	10人以上
支援経費	冷蔵庫、炊飯器、食器などの購入費
補助金額	100,000円(月1回以上) 200,000円(月2回以上)



【好事例の紹介(県発行)】

**《事例8》「ひょうご子ども福祉委員認定制度」**

P57(4)の事例

県内の社会福祉協議会が令和5年度から始めた取組。  
自分ができる範囲で誰かのために活動する子どもを「ひょうご子ども福祉委員」として認定する。

子どもが行う取組を応援することにより自己肯定感や自己有用感が高まり、子どもが生きる力を育む一助となるとともに、自らの活動の意味づけが行われ、将来にわたり社会参加の意識が根付くことを期待している。

**【認定条件】**

- 対象者 小学生から高校生(程度)
- 活動 自発的で継続性のある活動  
(事例：地域の清掃活動、子ども食堂の手伝い、地域活動のイベント企画・実施等)
- その他 市町社会福祉協議会から県社会福祉協議会に推薦を行い、決定された者には認定証を授与



#### (5) 社会福祉法人の専門性を生かした地域における公益的な取組等の推進

- 社会福祉法において、社会福祉法人の地域における公益的な取組が責務として位置づけられる中、県内では社会福祉法人が地域団体や住民と連携する取組が広がっている。社会福祉法人が、その専門性やネットワークを生かしながら、市町、社会福祉協議会、地域団体、NPO等と連携して行う地域における公益的な取組を支援する。

〔社福、社協、市町、県〕

- 属性や対象者の垣根を越えて社会福祉法人間のネットワークを強化することにより、地域生活課題への的確な対応を図るとともに、各地域のニーズを踏まえた効果的な取組を実施する社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)の拡大や取組の充実に向けた支援を行う。〔社福、社協、市町、県〕

- 県では、特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人による効果的な地域における公益的な取組を全県普及させるため、地域住民のニーズを踏まえた積極的かつ効果的な「地域における公益的な取組」を行う高齢者施設を「兵庫県地域サポート施設」として知事認定し、その取組を支援していく。〔県〕

- 地域における公益的な取組をより一層推進するためには、市町地域福祉計画において、社会福祉法人による地域における公益的な取組の位置づけを明確にすることが重要である。〔社福、市町〕

- 社会福祉法人間の連携方策の一つとして、複数の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進する「社会福祉連携推進法人制度」が創設された。

県でも本制度を活用した地域の実情を踏まえた取組を促進するなど、効果的な制度の活用を促していく。〔事業者、社福、県〕

## 1 設立

県内のモデル地域として、南あわじ市内の11の社会福祉法人が連携し、2014(平成26)年9月に「ほっとかへんネット南あわじ」を設立した。「住民の暮らしを守る」という目的を掲げ、各法人がつながり、制度の狭間にいる人や支援が届かない人に何ができるかを念頭に活動を進めている。

## 2 活動の体制と内容

当初は代表者による推進会議を中心に活動を検討し、2017(平成29)年度からは実務担当者会議も設置して、専門職でもあり生活者でもある実務担当者が、「自分発」の課題を出し合う場とすることで、活動を生み出している。

### 【実務担当者会議・4つのワーキンググループ】

- 広報活動と周知  
子育て世代を意識したデザインによるパンフレット、広報資材作成
- 災害時における仕組みづくり  
市の防災活動訓練へ参加、非常食の備蓄と食支援
- 生活困窮者相談と支援  
生活困窮者の中間就労について検討。コロナ禍では物品支援ネットワークを検討・運用
- 施設を活用した子ども支援  
特別養護老人ホームでの子ども食堂、市民交流センターで学習支援



【広報活動・パンフレット】



【子ども食堂「ほっとねっと食堂」】

## 3 活動を通じた連携・協働

プログラムには担当者以外の職員も積極的に参加しており、例えば子ども食堂では当該施設の職員のほかに他法人の保育士等も参加するなど、法人や職種の違いを超えて、一緒に取り組む貴重な機会となっている。

また、活動自体が地域住民、高校生ボランティア、市内NPO等との協働によるものとなっているほか、推進会議には市行政の担当者も出席して連携している。

地域生活を守る視点と住民ニーズを大切に、社会福祉法人に何ができるかを職員自身が考え、単独では難しくとも複数の法人が力を合わせて取り組み、社会福祉法人以外とも連携・協働していこうとしている。



【ロゴマーク「ほっとか騎士(ほっとかナイト)」】

1 趣旨

社会福祉連携推進法人制度は、

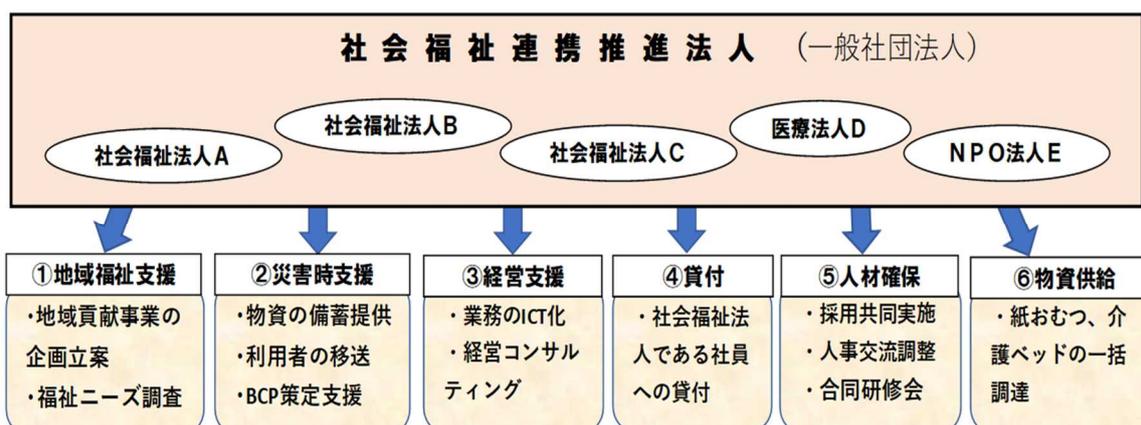
- ① 社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、
  - ② 地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、
  - ③ 社会福祉法人の経営基盤の強化に資すること
- を目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設された。

2 業務内容

複数の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進する。

【効果】

同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを生かした法人運営が可能となる。



【社会福祉連携推進法人 日の出医療福祉グループ(加古川市)】

(社福)日の出福祉会、(社福)博愛福祉会、(医療社団)奉志会が連携し、創設した日の出医療福祉グループが、以下の社会福祉連携推進業務を行っている。

社会福祉連携推進業務	主な事業
地域福祉支援業務	・講演会「日の出塾」の開催 等
災害時支援業務	・BCP(事業継続計画)の策定支援 等
経営支援業務	・業務のICT化(IT導入整備、システム開発、保守等) ・「福祉・介護事業経営相談室」を設置し、相談を希望する法人に専門相談を実施 等
人材確保等業務	・採用・研修、人材交流の実施支援 ・インドネシアにおける特定技能者養成 等
物資等供給業務	・ICT機器、介護用物品等の一括発注 等

## (6) 住民の主体的な健康づくりの推進

- 地域における健康体操の実施や健康に関する学習機会・情報の提供などを通じて、住民の積極的な健康づくりを推進し、生活習慣病の予防等による健康寿命の延伸に取り組む。とりわけ、高齢者については、住民が主体となって運営する通いの場への支援など自発的な介護予防に取り組む。〔住民、事業者、社福、社協、市町、県〕
- インターネットを活用した情報発信や保険者による ICT ツールを活用した運動への意識・行動変容を促すための健康づくり施策を支援する。〔市町、県〕
- 乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした地域住民の心身の健康、子育て、生活習慣病予防、介護などの様々な不安や悩みを語れる場を提供し、相談に応じる「まちの保健室」の利用を推進する。〔県〕

## (7) 認知症の予防・早期発見、地域で支える仕組みの構築

- 県民に広く認知症への正しい知識と理解に基づく認知症観の転換について普及啓発を図るとともに、身近な相談機関の機能強化や専門職の対応力向上とネットワークが充実するよう取り組む。〔社協、市町、県〕
- 若年性認知症(65歳未満で発症する認知症)は、医療や介護サービスだけでなく、障害福祉サービスなどを含む総合的な支援体制の整備が必要であることから、ひょうご若年性認知症支援センターを設置し、市町及び医療・福祉・就労等の関係機関と連携しながら、本人・家族等からの専門の相談に対応する。〔社協、県〕
- 認知症の人や家族が集うミーティングやチームオレンジ設置に向けた取組が認知症の人本人の声を起点とした内容となるよう支援するとともに、認知症になっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、認知症の人が自分の意思で社会参加できる地域づくりを推進する。〔市町、県〕
- 地域全体で認知症の人やその家族を支えるため、医療機関や介護事業所等との連携の核となる人材の養成や、住民による見守り活動の充実、日常生活自立支援事業、法人後見・市民後見体制の整備等に取り組む。〔住民、事業者、社福、社協、市町、県〕

## (8) 障害者の障害者支援施設等からの地域移行・地域定着を支援

- 地域移行後も、障害者が有する能力や適性に応じ、地域の中で自立した日常生活を送ることができるよう、緊急時体制及び日中活動の場や人材育成の機能を有する「地域生活支援拠点等」の整備を促進する。〔社福、社協、市町、県〕
- 自らの障害や疾病の経験を活かし、地域移行にあたっての自立意欲の向上や不安

解消に向けた相談・助言を行うピアサポーター※を養成し、活用を図る。

〔社福、社協、市町、県〕

- 施設入所者等の重度化・高齢化に伴い、常時支援を必要とする人に対応するため、日中サービス支援型グループホーム等の多様なすまいの選択肢を整備していく。

〔社福、社協、市町、県〕

### (9) 外国人が安心して生活できる環境整備

- 外国人が日本での生活になじみ、就労先で能力を発揮できるよう受け入れ分野に応じた情報の提供や相談・支援体制の整備を行うとともに、日本語教育の推進や居場所づくり事業、外国人県民交流事業等の推進を通じて、外国人が安心して生活できる環境整備を進める。〔事業者、社協、市町、県〕

- 外国人介護人材の参入促進・定着支援については、施設向けの受入促進・指導方法研修、外国人介護職員向けの悩み相談・日本文化理解促進講習会・介護技術や介護の日本語研修・介護福祉士※資格取得支援などの取組のほか、県内の介護事業者や現場で働く外国人介護職員のニーズを踏まえ、必要な支援策等を実施する。〔県〕

#### 〔主な県の施策〕

- 外国人留学生採用ワンストップ相談窓口

外国人留学生の採用を検討する企業や留学生からの相談に対応し、高度な技術力や知識を有する外国人留学生の県内就職を促進していく。

- 外国人雇用 HYOGO サポートデスク

県内企業に対し、外国人雇用に対する理解を深め、外国人労働者が在留資格に応じて適正に就労が行えるよう、「外国人雇用 HYOGO サポートデスク」を通じて対面・電話等による相談支援を実施する。

- ひょうご多文化共生総合相談センター

国の外国人材受入れ・共生のための総合的対応策を受け、11 言語での相談対応、NGO と連携した週末相談を行い、今後、増加が見込まれる外国人県民への生活相談、情報提供を実施する。



【ひょうご多文化共生総合相談センター相談窓口】

### 1 連携へのきっかけ

三田市国際交流協会では、日本語教室や外国人相談窓口の運営に取り組んでいる。これらの運営を通じて、決まった曜日にゴミを出す習慣が無い国から来た人が直面した近隣トラブルや、日本人との離婚で在留資格の取り消しを心配したケース等に対応する中で、外国人が直面しがちな課題とともに、理解しやすい「やさしいにほんご」を活用したコミュニケーションや、文化・習慣の違いを理解する大切さも見えていた。

2020(令和2)年以降、新型コロナウイルスの影響で孤立し、経済的に影響を受けた外国人は少なくない。三田市国際交流協会に多くの相談が寄せられた一方、三田市社会福祉協議会の窓口にも、生活困窮をはじめさまざまな生活上の課題を抱えた外国人が訪れ、どのような支援が可能かを探っていた。また、外国にルーツのある子どもの支援に関して、三田市社会福祉協議会から三田市国際交流協会への連絡は増加していた。

### 2 セミナーでの協働から継続的な連携へ

多文化共生に取り組むPHD協会等の後押しを得て、まずは分野横断で外国人支援を考える「社会福祉×多文化共生連携セミナー」を2022(令和4)年3月に開催。セミナーの企画や準備を通じて、三田市国際交流協会の「外国人とのつながりや相談窓口の経験」と、三田市社会福祉協議会の「福祉の専門性と支援ネットワーク」の相互の強みを生かし合えたらという機運が高まった。

2022(令和4)年4月からは両者で月例ミーティングを行い、主としてケース支援における交流を重ね、支援の質を高めている。小さなことでも情報交換できたり気づきにつながったりするとともに、支援の内容を現場にいかに関わるかや通訳・翻訳制度の範囲といった、外国人支援の課題も見えてきた。



【社会福祉×多文化共生連携セミナー】



【子どもによる自国をPRするポスター作り】

### 3 今後の展開

三田市国際交流協会と三田市社会福祉協議会では、いわゆる顔の見える関係になれたことと、月例ミーティングが定着したことを、これまでの取組の成果と捉えている。

スタッフ同士のつながりから組織的なつながりへ、そして多文化共生と福祉それぞれの分野のネットワークを互いに活用しあえるような形を目指して取組を続けている。

## (10) 災害時に備えた平時からの対応

### ① 災害に強い地域づくりの推進

- 令和6年1月に能登半島において大規模な地震による大きな被害が発生した。今後、復旧・復興のフェーズに応じた息の長い支援を行っていくことが求められる。

本県においても、南海トラフ地震など大規模災害発生の切迫性が指摘される中、高齢者や障害者などの災害時要支援者を災害から保護するとともに、被災者が自立・生活再建に取り組むことができるようにするため、行政、社会福祉協議会、事業者が互いに連携した支援体制を強化するなど、平時から災害時における福祉的支援を充実することが重要である。

このため、災害がいつ発生しても備えられるよう、それぞれの主体が地区防災計画、個別避難計画や業務継続計画等の策定及び適時の見直し等をこの機会に改めて実施することに加え、施設の耐震化や地域の関係機関協働による避難訓練の実施が不可欠である。

また、地域づくりを進める中で、災害時要支援者への対応を考えることが、地域全体の防災・減災力の強化につながるるとともに、普段からの地域の人間関係の強化にもなるという視点での取組を進めていくことが必要である。

〔住民、事業者、社福、社協、市町、県〕

- 地震や水害など大きな自然災害が相次いで発生する中で、災害に強い地域づくりを進めることが重要である。そのためサロンなどのつどいの場や地域づくり活動等を通じて、普段から地域の中で顔の見える関係づくりに取り組むとともに、高齢者や障害者をはじめとする災害時要支援者の支援体制を地域の中で構築し、住民同士で共有する仕組みづくりを進める。〔住民、事業者、社福、社協、市町、県〕

### ② 発災時等における要配慮者支援の推進

- 災害時における地域の実情を踏まえた災害時要配慮者<sup>※</sup>の救助・支援のあり方の検討や平時からの避難行動要支援者名簿の情報の提供、適切な役割分担、連携体制の構築等を進める。

また、支援にあたっては、本人(災害時要配慮者)の意向を十分に尊重し、本人の置かれた環境や生活状況のアセスメントを適切に行い、平時から災害時、避難後の生活までを含めた切れ目のない支援を組み立てた上で、地区防災計画や個別避難計画の策定等を推進する。〔住民、社協、市町、県〕

- 災害対策基本法により、各市町は、災害発生時のみならず、原則、本人同意を前提に、平時においても避難行動要支援者名簿<sup>※</sup>の情報の提供が可能である。このため、避難行動要支援者名簿の情報の提供や名簿の活用方法のルール化を進め、平時から地域の中で共有できるようにする。〔住民、事業者、社福、社協、市町〕

○ 大規模災害発生の際、災害ボランティアセンターを速やかに設置・運営できるよう、社会福祉協議会などと協定等を締結し、平時から役割分担を明確にするとともに、顔の見える関係を構築する。〔社協、市町、県〕

○ 大規模災害発生時に福祉施設が相互に協力することを目的として設置された機関である「兵庫県災害福祉広域支援ネットワーク」において、災害派遣活動の国ガイドラインを踏まえた「兵庫県災害派遣福祉チーム(兵庫DWAT)」による被災者支援の活動が円滑に進むよう人材育成等を行う。

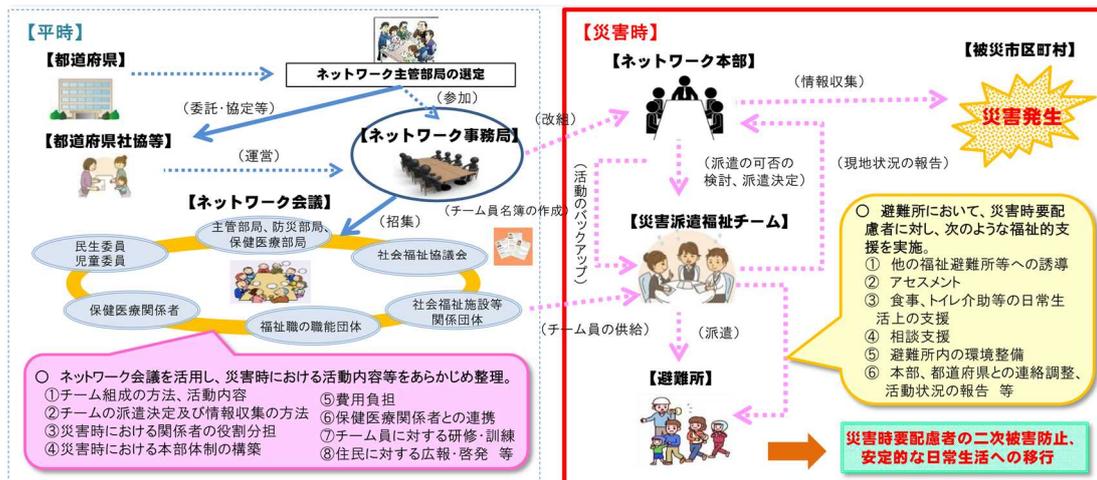
また、令和6年1月に発生した「能登半島地震」への兵庫DWATの石川県への派遣を通じて、その課題等を踏まえた実践的な体制整備を進める。〔社福、社協、県〕

※ ①では、一般的に使用されている「災害時要支援者」という用語により記載し、災害対策基本法等の規定により、災害発生時の避難等に特に支援を要する方としての「要配慮者」については、②において推進方策等を記載した。

### [主な県の施策]

#### ○ 災害時の支援体制の充実

災害時において、災害時要支援者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で災害時要支援者に対する福祉支援を行う「兵庫県災害派遣福祉チーム(兵庫 DWAT)」の登録を推進し、チーム員に各種研修を行うなど、災害時の支援体制の充実を図っている。



※ 上記は、あくまで標準的な在り方であり、都道府県の実情を踏まえつつ、ネットワークで検討の上、必要な変更を加えていくことが期待される。

## (11) 特殊詐欺被害の防止

- 特殊詐欺※被害に遭う被害者の急増を踏まえて設置した「特殊詐欺集中対策本部」の取組として、県警と市町が連携し、特殊詐欺の被害に遭うおそれが比較的高い高齢者を中心に、情報提供や見守り活動を実施することが重要である。〔市町、県〕

### 〔主な県の施策〕

- 特殊詐欺対策の普及啓発

県内各地できめ細かく被害対策講習会を開催するとともに、金融機関等高齢者がよく訪れる場所での普及啓発など、広く被害防止対策キャンペーンを実施する。

また、2023(令和5)年11月に「兵庫県特殊詐欺集中対策本部」を設置し、特殊詐欺対策の強化を全庁横断的に検討・実施している。



【県特殊詐欺集中対策本部会議】

- 自動録音機能付電話機等普及促進事業

特殊詐欺被害防止に効果がある自動録音機能付電話機等の機器購入費に対する補助事業(市町を通じた補助)を実施する。

## (12) 地域福祉を支える財源確保(寄附文化の醸成等)

- 資金提供も地域づくり活動への参画のひとつの形態としてとらえ、公民が協働した住民の寄附文化の醸成を図る。〔社協、市町、県〕

- 地域福祉を推進していく上での必要な財源については、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の国庫補助・国庫負担制度や基金を柔軟に活用するほか、公民協働における取組など創意工夫をこらした取組を継続的に検討する。

〔市町、県〕

- 地域住民や地域団体等が地域のビジョンを描き、共有し、共通のビジョン実現に向けて、想いを資金支援の形で実現するため、共同募金運動の推進に加えて、クラウドファンディング等新たな資金調達法を導入するなど必要な財源を自ら確保するファンディング※の意識を持ちながら事業を推進する。〔社協、市町、県〕



### 3 地域づくりを担う人づくり

～地域共生の意識醸成、地域福祉の担い手育成及び福祉・介護人材の確保・育成～

地域住民が、住民自治の主体として、地域社会に関わっていくためには、地域住民の支え合い(互助)を基盤とした地域づくりを進めていくことが必要となる。

地域を支える社会資源は、その地域に暮らしていく中での近所づきあいや、そこから発展した日常の生活の支え合い等の特段意識されずに行われているものも重要である。それらを再発見、再評価することにより、地域力を高めていくことが有効であり、そのことにより住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できることが期待できる。

これらを踏まえ、身近な地域での協議・活動の場づくりを支援するほか、地域の実情や地域活動に関する情報提供の充実、すでにある個々の「つながり」の発見や意味づけ等を通じて、地域住民の意識を醸成していく。

また、これらの人と人とのつながりに加え、地域の歴史、伝統文化、自然、景観、産業、特産品などの地域資源が地域への愛着と誇りや、仲間意識を生み、地域づくりの原動力となることから、地域づくり活動を広げていく上で、「ふるさと意識」の醸成について意識的に取り組むことが求められる。

自発的で自律的な意思により、これまでは支えられる側として捉えられるような方でも、支え手・受け手という関係を超えて、どのような方でも社会に参加でき、支えるような役割も果たせる行動変容を促す「きっかけづくり」が重要である。

併せて、地域住民と協働し、地域課題の解決を図るとともに、必要により専門職等につなぐ役割を果たしていく民生委員・児童委員等、地域福祉の担い手育成を図っていく。

また、少子高齢化の進展等に伴い、増加する福祉サービスへのニーズに対応するため、福祉・介護人材の確保(定着)、資質の向上、業務の効率化を着実に進めることが重要である。

#### [数値目標]

○ 地域福祉の担い手を拡大するため、幅広い層の参画を促進する。

・民生委員・児童委員の充足率

93.3%(2023(令和5)年度) → 94.3%(2028(令和10)年度)

・年度別ひょうごケア・アシスタント<sup>※</sup>参加者目標人数

49名(2022(令和4)年度) → 毎年度300名(2026(令和8)年度)

・年度別外国人材受入施設割合

1.3%増(5年度平均) → 毎年2%増(2026(令和8)年度)

(1) 住民の地域づくり活動のきっかけづくりを支援

- 地域住民の地域への関心を喚起し、地域づくりへの主体的な関わりを促進するための取組を進める。

具体的には、①地域生活課題への気づきや行動を促す社会教育や人権教育などを含む福祉教育の推進や協議の場づくり、②身近な活動の場の提供、③住民に対する地域づくり活動や地域の状況に関する情報提供の充実、とりわけ情報弱者に対してはきめ細かな支援を行う。

なお、取組の推進にあたっては、介護保険制度の生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターの活動と連携しながら推進する。〔社協、市町、県〕

- 住民が気軽に楽しく地域づくり活動に参加できるような身近な活動の場の提供や短時間でも参加できるボランティア活動情報の発信に取り組む。〔社協、市町、県〕

- 地域に対する愛着や誇りは、地域を支える活動に関わるきっかけや原動力となる。

このため、生まれ育った“ふるさと”に対して持っている「ふるさと意識」を今、住んでいる地域や関わりのある地域においても育むことができるよう、地域の魅力を再発見する取組や住民同士の交流機会を創出する取組等を推進する。

〔住民、事業者、社福、社協、市町、県〕

- 企業等において、短時間勤務や在宅勤務制度の導入など多様な働き方を取り入れ、勤労者が主体的に働き方を選択し、地域づくり活動等にも参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。〔住民、事業者〕

### 1 コロナ禍で停滞した地域福祉活動

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、2020(令和2)年4月7日に緊急事態宣言が発出された。

自治会、地区社協、ボランティアグループなどは、予定されていた話し合いを延期・中止せざるを得ず、地域福祉活動は軒並み停滞することとなるなど影響は地域福祉活動にも例外なく及んだ。ふれあいサロンなどの「通いの場」や地域の見守り・支え合いは中止となり、高齢者を中心に、家に留まることで心身ともに虚弱となる「フレイル」や社会的孤立に陥ることが懸念された。

一旦は感染症対策を講じて活動を再開する地域も広がったが、緊急事態宣言の発出が繰り返された結果、人が一堂に会する機会の多くが縮小を余儀なくされた。

### 2 活動再開・継続に向けた動き

一方で、県内の市町社協などには、「つながりを切りたくない」「みんなと集まりたい」という住民の声が寄せられた。

県内のコミュニティワーカー・ボランティアコーディネーター※・生活支援コーディネーターは、3密(密集、密接、密閉)の回避や「新しい生活様式」を念頭に置きながら、創意工夫を凝らした活動の新しいスタイルを活動者と共に模索した。



【プランターファーム(つながる)】

### 3 集わずともつながり続けるために

淡路市社会福祉協議会では、生活支援体制整備事業の中で、“再び笑って集まれる日のために”集まらない新しいつながり方として、家の玄関や庭先で野菜を育てながら、ご近所同士での見守りと交流を続ける「プランターファーム見守りプロジェクト」に取り組んだ。

外出自粛が続き、地域内の集まりが中止となる中、住民間のつながりが途切れかねない状況に危機感を抱いた市社協が、住民の日常生活にヒントを得て、誰でも参加できる活動として企画した。

社協の広報誌「コロナ特別号」で告知されると、参加の希望が殺到し、約 800 戸にプランターが届けられる大きな活動となった。毎日の水やりを通じて自然と声かけをし合う姿も見られ、「近所の人が庭先に寄ってきてくれて嬉しい」「野菜を育てることが生きがい」と、参加する誰もが元気を取り戻すきっかけとなった。



【プランターファーム(会話が進む)】

## (2) 高齢者、障害者や若者等の目線に立った地域づくりに参画する住民の育成

- 地域の持続や発展のためには、次代を担う子どもや青少年などの若者が、積極的に地域づくりに参画することが期待される。また、若者の柔軟な発想や、若者が主体となった取組は、地域に新たな魅力を付加することにつながる。

このため、体験学習の充実など若者の地域への関心を喚起する取組を推進する。

〔市町、県〕

- インフォーマルな支え合いの裾野を拡大し、多様な能力を生かすため、高齢者、勤労者、子育て中の親、学生などの地域住民、自治体職員、生協・農協等の協同組合、企業、商店街、市場、学校等幅広い主体の関わりを助け、連携した取組を支援する。その際には、取組の情報を積極的に発信し、広く公表することが重要である。

特に、就業や子育てが落ち着いた元気なシニア層が、地域の活動等へ円滑に参画できる取組を推進する。〔住民、事業者、社協、市町、県〕

- サービスの受け手が、時にはサービスの支え手にもなる(例:サービスの受け手と考えられがちな高齢者が、子ども食堂の運営や登下校の見守り活動などに関わり、子どもの見守り活動というサービスの支え手にもなる)など様々な立場の人たちが活躍できる機会を、コミュニティワーカー、NPO、地域運営組織、民生委員・児童委員等が中心となり、地域の中に多様に創出することが重要である。〔住民、社協、市町〕

- 高齢者の社会参加を促進するため、老人クラブによる子育て支援等の社会貢献活動に対する支援、高齢者等が介護施設の補助的業務に従事する「ひょうごケア・アシスタント推進事業」等の事業を推進する。〔県〕

- 障害者が住み慣れた地域で適切な就職相談や職業訓練を受講できる体制を構築するとともに、一般就労・福祉的就労の密接な連携による就労移行を支援することが重要である。〔社福、社協、市町、県〕

- 2024(令和6)年4月から障害者の法定雇用率が引き上げられることに伴い、雇用が進んでいない中小企業の雇用拡大を一層促進することが求められる。

また、行政においても障害者雇用促進法に定められた障害者の雇用を着実に進めることが求められる。〔事業者、市町、県〕

- 新型コロナウイルス感染症を背景にした景気の厳しい状況が徐々に緩和され、生産年齢人口の減少も相まって様々な業種で人手不足が顕在化している。今後の人材確保に向けて、新規学卒者のほか外国人等、多様な人材の就業・定着促進に取り組むとともに、潜在労働力の活躍を促す。〔市町、県〕

- 表彰制度など地域における活動を顕彰する仕組みをより一層周知し、動機づけを行うことによる積極的な地域づくり活動等への参画を促進する。〔市町、県〕

表彰名	ひょうご県民ボランティア活動賞	こうのとり賞	くすのき賞	のじぎく賞	兵庫県社会賞
対象となる活動例	見守り、傾聴、地域交流等ボランティア活動	居場所づくり、ボランティア活動の指導育成等	配食サービス、児童向け演劇作品の上演等	人命救助、障害者支援施設でのボランティア等	社会奉仕活動、文化活動、地域社会貢献活動等

### (3) 地域の支え合いや“つなぎ・つながる”を支える地域福祉の担い手づくり

- 民生委員・児童委員の担い手不足が課題となっており、地域福祉の担い手確保に向けて、様々なイベントにおいてチラシ、ポスター等の広報に努めるなど、地域住民への積極的なPRに努めるとともに、民生・児童協力委員制度の活用等を通じて活動支援の強化を図る。

また、個々の民生委員・児童委員や民生委員・児童委員協議会の活動実践事例を積極的に発信するなど、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備に努める。

さらに、企業や自治体等の退職予定者への積極的なPRを行うとともに、県は、SNSを活用した周知・広報活動を通じた多世代への理解促進など市町の創意工夫による担い手確保に向けた取組を支援する。〔市町、県〕

- 住民の主体的な協議の場づくりや活動の活性化を通じて、助け、助けられる関係に基づく地域の共同基盤としての福祉コミュニティづくりを進めるため、地域づくりの専門職(コミュニティワーカー、生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーター、地域再生アドバイザー※等)を適切に配置・活用し、地域の中の組織づくりや学習・協議の場づくり、拠点形成を進めていく。配置・活用にあたっては、住民と円滑に協働する能力を高めるため、これら専門職を対象にした各種研修や情報交換会を実施し、その資質向上を支援する。〔社協、市町、県〕

- 支援を要する者の個別の相談を包括的に受け止め、地域住民と協働して当事者の生活を支援する福祉専門職(地域生活支援ワーカー、ほっとかへんネットワークワーカー等)を育成する。育成にあたっては、研修の充実やネットワークづくりなど活動のバックアップ体制を強化する。〔社協、市町、県〕

- 都市部から郡部に移住し、地域の活性化に取り組む「地域おこし協力隊※」の事業展開にあたっては、特産品開発・観光振興などの地域づくり活動と高齢者や障害者支援など福祉活動との連携を視野に入れた取組を進めることが望まれる。〔市町、県〕

- 二地域居住者や田舎暮らしを志向する若者など地域の枠を越えて活動・交流する人口が増加し、また、留学や就労などで、日本で暮らす外国人が増加する中、多様

化・複雑化する地域生活課題に対応するためには、地域の中だけにとどまらず、これらの地域外の人材・投資等を地域づくりにつなぎ、生かす取組を進める。

そのためには、近年のスマートフォン等の普及に伴い、ICTを積極的に活用した情報提供の仕組みづくりを進めることにより、地域を越えた交流を活性化させることも重要である。〔住民、社協、市町、県〕

- 自治体職員についても、自ら積極的に知識・経験等を生かして、地域社会の一員として、地域における課題解決に積極的に取り組むとともに、地域での役割を担うことを通じて、地域力を高めていくことを目的に、公務外での活躍を後押しすることも必要である。〔市町、県〕

### [主な県の施策]

#### ○ 県職員の社会参画サポート制度

行政課題の多様化・複雑化、人口減少・高齢化に伴う地域の担い手不足、多様で柔軟な働き方の需要の高まりなどを背景に、県職員も公務外での活動を通じたスキルアップ、多様な主体とのネットワークの構築、地域社会の一員としての活動などが期待されている。

県職員が公務外で報酬を得て活動するには、任命権者の許可が必要であるため、「社会参画サポート制度」の創設により、手続・許可基準の明確化を図ることで、県職員が地域活動等に従事しやすい環境を整えた。

## 2 社会参画サポート制度活用具体例

社会参画サポート制度を利用できる活動は、公益性が高く、多様な主体とのネットワーク構築、職員の能力向上が期待でき、行政サービスの質の向上につながる活動です。  
活動類型と代表的な例を紹介しますので、新しい働き方により生まれた時間を積極的に活用しましょう。

類型		具体例		
ネットワーク構築	担い手不足 解消	地域 振興	① 地域団体活動	自治会役員、同窓会役員等
			② 地域の伝統文化の維持継承活動	地域のまつり等の運営に従事、伝統的工芸品の製作・PR等
			③ 学校部活動の指導員	中学校・高校等で外部コーチとして部活動を指導
			④ 児童の学習支援	市町が実施する無料学習塾等で児童・生徒の学習を支援
			⑤ 地域特産農作物の収穫支援	農家で丹波黒大豆、淡路島たまねぎ等の収穫を支援
		SDGs	⑥ 環境保全活動	海岸のごみ拾い
		NPO活動	⑦ 非営利団体の役員	NPOの理事として商店街活性化活動に従事
		スキルアップ	⑧ 能力を活かした活動	通訳ガイド、手話通訳として活動



1

#### (4) 学校、企業等の多様な主体の参画の促進

- 子どもの成長を支えていくため、地域と学校が連携・協働する仕組みを一体的に推進する「地域と学校の連携・協働体制推進事業」を実施し、学校の環境整備、登下校の安全確保など地域人材による学校支援や、放課後、土曜日等において地域における学習支援・体験活動を行うことにより、「学校を核とした地域づくり」を推進する。  
〔住民、市町、県〕
- 自治会などの地縁団体や、企業等が地域の一員として地域づくり活動に取り組めるよう地域活動等に関する情報提供など必要な支援を行う。〔事業者、市町、県〕
- 地域の中で、不登校の子どもやその保護者が相談できる場や、不登校の子どもたちが学習できる場の提供、小中学校における個々の不登校の子どもに応じた学習や生活の支援等を行う支援員の配置、学生人材バンクの創設等、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域での「つながりと居場所づくり」を広げる取組を推進するなど、学校、地域、支援関係機関、行政が互いの役割を自覚し、相互に連携しながら、全県一丸となって不登校対策に取り組む。〔住民、市町、県〕

#### 〔主な県の施策〕

##### ○ 地域と学校の連携・協働体制推進事業

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」と地域学校協働活動を一体的に実施し、地域人材による学校支援や、地域人材による学習支援・体験活動を行う。

また、学校運営協議会を設置した学校(コミュニティ・スクール(CS))の導入推進及び導入済のCSの活動を発展・拡充する方策に関する実践研究を実施する。



【地域人材による学校支援】

#### (5) 福祉・介護人材の確保(定着)及び資質の向上

- 福祉・介護人材を質と量の両面から確保するため、多様な人材の確保、資質の向上、定着支援等に取り組む。〔社福、社協、市町、県〕
- 介護職員の負担軽減や業務効率化、魅力ある職場づくり等に向けて、ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センターによる業務改善の相談、介護ロボット\*の導入やICTの普及促進など介護現場の生産性向上に関する取組を推進する。〔県〕

- 福祉・介護分野において、県が実施主体となる研修について、各業務のやりがいや関係多職種の中での役割分担を意識付けするとともに、実践的なスキルの向上に資するものとなるよう努める。〔県〕
  
- 外国人介護人材の参入促進・定着支援については、施設向けの受入促進・指導方法研修、外国人介護職員向けの悩み相談・日本文化理解促進講習会・介護技術や介護の日本語研修・介護福祉士資格取得支援などの取組のほか、県内の介護事業者や現場で働く外国人介護職員のニーズを踏まえ、必要な支援策等を実施する。  
〔市町、県〕



## 4 計画的な地域福祉の推進

地域福祉計画は、市町地域福祉推進の基本方針となる重要なものであり、各市町は、地域の実情を踏まえた地域福祉推進の方向性を定めた地域福祉計画を策定・改定し、各市町の計画に沿った事業の実施を推進していく。地域福祉を推進する各主体が相互に理解を深め、協働を推進することや計画の評価体制を構築するなど、その実効性を高める仕組みを作っていくことが重要である。

### [数値目標]

- 地域の実情を踏まえ、地域福祉計画を策定・改定し、的確に推進する。
  - ・地域福祉計画を策定する市町数  
37市町(2023(令和5)年度) → 41市町(2028(令和10)年度)
  - ・地域福祉計画を定期的に進行管理・評価している市町数  
27市町(2022(令和4)年度) → 41市町(2028(令和10)年度)
  - ・福祉部局と地域づくり部局との協力体制を構築している市町数  
17市町(2022(令和4)年度) → 41市町(2028(令和10)年度)

### (1) 各主体の協働推進

- 地域福祉推進の中核的な機関として、市町、社会福祉協議会、共同募金会、社会福祉法人の役割は重要であり、地域福祉計画にもそれらの役割を明記する。〔市町〕

#### (市町の役割)

市町は、社会福祉法、生活困窮者自立支援法、介護保険法等に基づく施策を地域福祉推進の観点から積極的かつ柔軟に実施するとともに、社会福祉協議会、地域団体等の取組と緊密に連携し、必要な支援を行う必要がある。

また、地域福祉計画の策定及び見直しにあたっては、地域の実情を十分に踏まえるとともに、地域福祉支援計画の内容や計画期間との調和を図ることが必要である。

更に、計画の実効性を高めるため、市町の総合計画等に位置づけることが望まれる。

#### (社会福祉協議会の役割)

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とし、市町域で福祉を通じたコミュニティ形成のための地域福祉活動を推進する中核的な役割を担う組織として位置づけられている。

このため、地域福祉のコーディネート役として、公民協働による地域福祉の推進体制を構築することが求められている。

地域住民の様々な問題やニーズに対応するため、市町社会福祉協議会は、地域住民の公的サービスにとどまらない支援に係る情報提供や利用援助を行い、県社会福祉協

議会は広域性や専門性を生かして地域福祉活動を支援し、市町社会福祉協議会との連携を行う。

#### (共同募金会の役割)

共同募金会は、地域福祉の推進を図るため、寄附金を募集し、集まった寄附金を県内の社会福祉事業に配分する共同募金事業を行うことを目的に設置される社会福祉法第113条に基づく組織であり、民間の地域福祉活動を支える重要な資源となっている。

地域や職場などでの募金活動や福祉活動への助成、広報活動などを通じ、住民の地域福祉への理解と参加の促進、寄附文化の醸成などが期待される。

#### (社会福祉法人の役割)

社会福祉法人は、多くの福祉・医療の専門スタッフを有することに加え、これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を生かした「地域における公益的な取組」の実践を通じて、積極的に住民の主体的な地域づくり活動や包括的な支援体制づくりに貢献していくことが期待されている。

### (2) 社会福祉協議会との連携・協働

○ 社会福祉協議会が支援する地域づくり活動は、住民をエンパワーメントしつつ、住民主体で地域力を高めていく必要がある。これは目に見える効果が直ちにあらわれるものではなく、またその役割を行政や専門職等が代替できるものではない。

このため、地域づくり等の地域福祉の推進を図っていく上で、行政は市町社会福祉協議会を対等のパートナーとして認識して、継続的に施策を推進していくことが重要である。

○ とりわけ、公民協働による包括的な支援体制や福祉コミュニティの構築にあたっては、住民や民間の立場を踏まえた協働・推進を行っていく必要があるため、これまで地域において住民に寄り添い、地域への働きかけを行ってきた市町社会福祉協議会との連携は不可欠である。

市町における地域福祉を推進するための施策の実施にあたっては、単独で事業を企画し、その結果を一方的に依頼するのではなく、対等のパートナーとして、市町社会福祉協議会と連携を図りながら、企画、実施、評価、見直しまでを一体的に実施できるよう事業の企画段階から共に検討を進めていくことが重要である。

○ また、市町から各種の相談支援事業を受託実施している市町社会福祉協議会もあることから、これら個別支援から地域課題への検討過程を通じて、解決すべき地域生活課題の明確化や地域の関係者間のネットワーク化が行われていることが多い。

今後、例えば、重層的支援体制整備事業の体制構築等包括的支援体制整備や地

域づくりの支援にあたり、これらのノウハウを活用するなど、行政・社会福祉協議会その他関係機関との連携をさらに強化していく必要がある。

- 併せて、社会福祉協議会においても、これらの取組を確実にできるよう、体制の確保や、組織のマネジメントの強化に努めていく必要がある。とりわけ財源確保については、行政が予算要求する段階から共に検討していくこと等を通じて、必要な予算額による事業執行が行えるよう財源確保に取り組むことも必要である。

加えて、市町においても、社会福祉協議会の公益性・公共性に鑑みて、各種事業委託はもとより、地域福祉活動部門・法人運営部門に対する社会福祉協議会への補助も含めて、安定的・継続的な予算措置に努めることが不可欠である。〔市町、社協〕

### (3) 地域福祉計画の進行管理・評価等の実施

- 計画の実効性を担保するため、各市町が現状を把握し、評価するためのチェックリスト等を活用し、計画の進行管理及び評価を実施し、その結果に基づき、新規施策の立案、既存事業の拡充など見直しを行う。〔市町〕

- 計画の進行管理・評価にあたっては、計画の中間年度などにおいても定期的なフォローアップを実施する。

また、社会情勢の変化や国の制度改正に応じて、計画策定後も適宜目標を見直すなど、柔軟かつ着実な計画の推進を図る。〔市町〕

### (4) 行政職員の意識改革

- 総合的な課題解決の仕組みづくりを進めるためには、福祉部門だけでなく、庁内の関係各課の理解と連携を深める必要がある。このため、庁内連絡会議等の開催を通じて、関係課の情報共有を図るなど、地域福祉に関する意識を醸成する取組を進める。〔市町〕

- 地域福祉の政策動向やコミュニティワークに関する職員研修の実施や好事例の紹介、市町間の情報交換の場を提供して、分野横断的な人材養成を図る。

また、これらを契機として、自治体間連携についても好事例等が創出されるよう支援する。〔市町、県、社協〕

- 日常的に地域づくりの視点を持ち、自ら積極的に地域活動に取り組むほか、地域住民との関わりを大切にし、そこから得た学びをもって、相互の施策を連携・発展させていくことが重要である。〔市町〕

### 1 定住自立圏構想

加西市・加東市・多可町は、自治体の枠組みを越えて生活に必要な都市機能を擁する中心市とその近隣市町で形成される「定住自立圏」において、各市町が相互に連携・協力し、圏域全体の活性化を図るため、西脇市を含む3市1町で「北播磨広域定住自立圏形成協定」を締結しており、同協定に基づき推進する取組をとりまとめた「広域定住自立圏共生ビジョン」において、権利擁護・成年後見事務の効率化及び体制強化を掲げている。



【第2次北播磨広域定住自立圏共生ビジョン】

### 2 広域的な権利擁護体制

圏域内の住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、権利擁護にかかる相談窓口の共同設置等に向けて、2023(令和5)年度に「北はりま成年後見支援センター(仮称)設立準備委員会」を立ち上げた。

委員会においては、関係市町及び市町社協をはじめ、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の専門職、県、県社協や管轄の家庭裁判所を委員とし、地域包括支援センター、障害者自立支援センターの職員も交えて丁寧な協議を重ね、成年後見支援センターの共同設立にかかる提言をとりまとめており、2024(令和6)年度から同センターを2市1町で共同設置する予定である。



【加西市広報誌令和6年1月号】

## 第4章 地域福祉支援計画の推進

### 1 地域福祉支援計画の推進体制

福祉以外の分野を担当する関係部局を含めた連携により、県政の様々な分野で地域福祉の視点から横断的な施策を推進するとともに、兵庫県社会福祉審議会等、有識者等で構成される会議体において、支援策の評価を行い、必要な対応策を検討する。

### 2 市町の地域福祉計画の推進に対する県の支援

#### (1) 計画策定の支援

- 市町の地域福祉計画の早期策定に向け、未策定の自治体に対しては、その要因等を十分に把握した上で、県等が実情に応じた伴走型の策定支援を行う。

#### (2) 進行管理・評価の支援

- 市町の地域福祉計画の実効性を担保するため、各市町が現状を把握し、評価するための「市町セルフチェックシート」を作成し、市町による計画の進行管理や評価の実施を支援する。

#### (3) 情報の提供

- 市町の地域福祉計画の実施に資するよう、高齢化率や生活保護受給世帯数、福祉専門職の配置状況など、地域福祉に関する市町別のデータや先進的な取組事例などを収集・整理し、各市町に提供する。

# 第5章 県の地域福祉支援施策体系

1 包括的に支援する体制づくり	
<b>(1)分野横断的な支援体制の構築に向けた体制の整備(重層的支援体制整備事業の推進)</b>	
重層的支援体制整備事業	福祉部地域福祉課
包括的な相談支援体制の構築による日常生活自立支援事業機能強化	福祉部地域福祉課
基幹相談支援センターの設置促進	福祉部障害福祉課
地域包括支援推進事業(地域包括支援センター機能強化)	福祉部高齢政策課
<b>(2)地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握</b>	
兵庫県民生委員児童委員連合会事業委託	福祉部地域福祉課
民生委員協議会機能強化補助事業	福祉部地域福祉課
民生委員活動費用弁償費補助事業	福祉部地域福祉課
民生・児童協力委員活動支援事業	福祉部地域福祉課
地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策	福祉部地域福祉課
高齢者・障害者等の特殊詐欺等被害防止啓発事業(高齢者等被害防止ネットワーク連絡会議)	県民生活部県民躍動課
<b>(3)生活困窮者等に対する分野横断的な対策の推進</b>	
生活困窮者への支援(生活困窮者自立支援事業)	福祉部地域福祉課
生活困窮者世帯を地域で支援事業(子どもの貧困対策事業)	福祉部地域福祉課
ヤングケアラー・若者ケアラー支援体制拡充事業	福祉部地域福祉課
子ども食堂・ヤングケアラー等応援プロジェクト	福祉部地域福祉課
孤独・孤立対策推進事業	福祉部地域福祉課
女性家庭センター一時保護所事業	福祉部児童課
配偶者暴力相談支援センター運営事業	福祉部児童課
社会的養護経験者(ケアリーバー)支援充実・強化推進事業	福祉部児童課
児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト事業	福祉部児童課
地域レベルでの自殺対策の推進	福祉部障害福祉課
相談体制の充実強化(自殺対策強化事業)	福祉部障害福祉課
ひきこもり対策総合支援事業	福祉部障害福祉課
人権ダイバーシティ推進事業	県民生活部総務課
地域再犯防止推進事業	県民生活部くらし安全課
住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居促進	まちづくり部住宅政策課
<b>(4)権利擁護支援体制の充実</b>	
権利擁護支援体制整備・拡充事業	福祉部地域福祉課
法人後見・市民後見体制整備事業	福祉部地域福祉課
高齢者の権利擁護の推進(権利擁護相談窓口)	福祉部高齢政策課
高齢者虐待防止の強化	福祉部高齢政策課
児童虐待24時間ホットライン設置運営事業	福祉部児童課
ひょうご児童虐待防止サポーター事業	福祉部児童課
児童虐待等対応専門アドバイザー設置運営事業	福祉部児童課
児童虐待関係機関職員対応力向上事業	福祉部児童課
乳児院における児童虐待対応強化事業	福祉部児童課
DV防止対策の実施	福祉部児童課
DV防止・被害者保護推進強化事業	福祉部児童課
障害者虐待防止・権利擁護体制推進事業	福祉部障害福祉課
<b>(5)共生型サービス等の展開</b>	
介護・障害福祉サービス事業等	福祉部高齢政策課 福祉部障害福祉課 福祉部ユニバーサル推進課

## 2 安心して暮らせる地域づくり

### (1)福祉の視点からの地域づくりの推進

「持続可能な生活圏」形成支援事業	企画部地域振興課
市町伴走支援体制整備支援事業	企画部地域振興課
持続可能な多自然地域づくりプロジェクト市町支援事業	企画部地域振興課
地域再生アドバイザー派遣事業	企画部地域振興課

### (2)市町の実情に応じた重層的な圏域(エリア)設計

地域包括推進支援事業(生活支援体制整備)	福祉部高齢政策課
----------------------	----------

### (3)地域福祉ネットワークの構築

兵庫県地域見守りネットワーク応援協定	福祉部地域福祉課
高齢者・障害者等の特殊詐欺等被害防止啓発事業(高齢者等被害防止ネットワーク連絡会議)(再掲)	県民生活部県民躍動課

### (4)地域を支える活動の基盤強化

子ども食堂・ヤングケアラー等応援プロジェクト(再掲)	福祉部地域福祉課
地域子育て支援拠点事業	福祉部こども政策課
みんなの声かけ運動実践事業	福祉部ユニバーサル推進課
公民連携プラットフォーム	企画部SDGs推進課
ひょうごフィールドパビリオンの展開	企画部万博推進課
子どもの冒険ひろば事業	県民生活部男女青少年課
ひょうごっ子・ふるさと塾	県民生活部男女青少年課
地域づくり活動応援事業	県民生活部県民躍動課
ボランティア活動の法人化支援(NPO法人の設立運営相談等)	県民生活部県民躍動課

### (5)社会福祉法人の専門性を生かした地域における公益的な取組等の推進

地域サポート施設の推進	福祉部高齢政策課
-------------	----------

### (6)住民の主体的な健康づくりの推進

地域包括推進支援事業(介護予防の推進)	福祉部高齢政策課
健康体操の推進	保健医療部健康増進課
健康大学講座	保健医療部健康増進課
健康ひょうご21大作戦の推進	保健医療部健康増進課
まちの保健室による健康づくり推進事業	保健医療部健康増進課

### (7)認知症の予防・早期発見、地域で支える仕組みの構築

包括的な相談支援体制の構築による日常生活自立支援事業機能強化(再掲)	福祉部地域福祉課
認知症予防・早期発見の推進	保健医療部健康増進課
認知症医療対策の充実	保健医療部健康増進課
認知症地域支援ネットワークの強化	保健医療部健康増進課
認知症介護人材育成事業	保健医療部健康増進課
若年性認知症対策の推進	保健医療部健康増進課

### (8)障害者の障害者支援施設等からの地域移行・地域定着を支援

グループホーム新規開設サポート事業	福祉部障害福祉課
グループホームを活用した障害者の地域移行の推進	福祉部障害福祉課
相談支援・障害福祉サービスの質の向上に向けた人材養成事業	福祉部障害福祉課
精神障害者地域移行・地域定着支援支援事業	福祉部障害福祉課
地域生活の理解促進事業	福祉部障害福祉課
ユニバーサル社会づくりの充実強化事業	福祉部ユニバーサル推進課

### (9)外国人が安心して生活できる環境整備

ひょうご外国人介護実習支援センターの運営	福祉部高齢政策課
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	福祉部高齢政策課
外国人雇用HYOGO サポートデスクの設置	産業労働部労政福祉課
外国人県民相談・情報提供事業	産業労働部国際課
外国人安全・安心基盤整備事業	産業労働部国際課
外国人留学生採用ワンストップ支援事業	産業労働部国際課

<b>(10)災害時に備えた平時からの対応</b>	
災害福祉広域支援ネットワーク体制整備事業	福祉部地域福祉課
要配慮者対策事業	危機管理部防災支援課
消防団活性化支援事業	危機管理部消防保安課
<b>(11)特殊詐欺被害の防止</b>	
高齢者・障害者等の特殊詐欺等被害防止啓発事業(高齢者等被害防止ネットワーク連絡会議)(再掲)	県民生活部県民躍動課
自動録音機能付電話機等普及促進事業	県民生活部くらし安全課
<b>(12)地域福祉を支える財源確保(寄附文化の醸成等)</b>	
「ふるさとひょうご寄附金」「企業版ふるさと納税」の募集	財務部財政課
<b>(13)福祉以外の様々な分野(まちづくり、医療、農林水産を含めた産業、労働、教育、防犯、防災等)との連携</b>	
災害福祉広域支援ネットワーク体制整備事業(再掲)	福祉部地域福祉課
ひょうご外国人介護実習支援センターの運営(再掲)	福祉部高齢政策課
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業(再掲)	福祉部高齢政策課
地域包括推進支援事業(介護予防の推進)(再掲)	福祉部高齢政策課
ひょうご地域安全SOSキャッチ事業	県民生活部くらし安全課
地域安全まちづくり事業	県民生活部くらし安全課
要配慮者対策事業(再掲)	危機管理部防災支援課
地域と学校の連携・協働体制推進事業	教育委員会事務局社会教育課
<b>3 地域づくりを担う人づくり</b>	
<b>(1)住民の地域づくり活動のきっかけづくりを支援</b>	
里親・特別養子縁組制度の推進事業	福祉部児童課
児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト事業	福祉部児童課
高齢者・障害者等の特殊詐欺等被害防止啓発事業(高齢者等被害防止ネットワーク連絡会議)(再掲)	県民生活部県民躍動課
地域の消費者力アップ事業	県民生活部県民躍動課
SDGs HYOGO青年チャレンジ事業	県民生活部男女青少年課
仕事と生活の調和推進企業認定	産業労働部労政福祉課
空き家活用支援事業(地域交流拠点型)	まちづくり部住宅政策課
<b>(2)高齢者、障害者や若者等の目線に立った地域づくりに参画する住民の育成</b>	
兵庫県地域見守りネットワーク応援協定(再掲)	福祉部地域福祉課
老人クラブ活動強化推進事業	福祉部高齢政策課
ひょうごケア・アシスタント推進事業	福祉部高齢政策課
地域×大学×企業のひょうご絆プロジェクト	企画部地域振興課
高齢者大学講座の開催	県民生活部県民躍動課
「まちの子育てひろば」の推進	県民生活部男女青少年課
子育て応援ネットの推進	県民生活部男女青少年課
SDGs HYOGO青年チャレンジ事業(再掲)	県民生活部男女青少年課
地域しごとサポートセンター事業	産業労働部労政福祉課
地域と学校の連携・協働体制推進事業(再掲)	教育委員会事務局社会教育課
<b>(3)地域の支え合いや“つなぎ・つながる”を支える地域福祉の担い手づくり</b>	
兵庫県民生委員児童委員連合会事業委託(再掲)	福祉部地域福祉課
民生委員協議会機能強化補助事業(再掲)	福祉部地域福祉課
民生委員活動費用弁償費補助事業(再掲)	福祉部地域福祉課
民生・児童協力委員活動支援事業(再掲)	福祉部地域福祉課
地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策(再掲)	福祉部地域福祉課
地域包括推進支援事業(生活支援体制整備)(再掲)	福祉部高齢政策課
地域包括推進支援事業(介護予防の推進)(再掲)	福祉部高齢政策課

強度行動障害者スーパーバイザー養成事業	福祉部障害福祉課
自立支援協議会等の設置・運営	福祉部障害福祉課
相談支援・障害福祉サービスの質の向上に向けた人材育成	福祉部障害福祉課
障害者を対象としたデジタルデバッド解消事業	福祉部障害福祉課
ひきこもり対策総合支援事業(再掲)	福祉部障害福祉課
社会参画サポート制度	総務部人事課
地域おこし協力隊等ネットワーク構築支援事業(再掲)	企画部地域振興課
地域再生アドバイザー派遣事業(再掲)	企画部地域振興課
<b>(4)学校、企業等の多様な主体の参画の促進</b>	
ひょうご不登校対策プロジェクト事業	教育委員会事務局義務教育課
「心のバリアフリー」推進事業	教育委員会特別支援教育課
地域と学校の連携・協働体制推進事業(再掲)	教育委員会事務局社会教育課
<b>(5)福祉・介護人材の確保(定着)及び資質の向上</b>	
福祉人材研修センターにおける社会福祉職員研修(地域福祉研修の充実等)	福祉部地域福祉課
地域包括推進支援事業(生活支援体制整備)(再掲)	福祉部高齢政策課
介護の仕事啓発促進事業	福祉部高齢政策課
介護人材確保対策強化事業	福祉部高齢政策課
介護福祉士修学資金等の貸付	福祉部高齢政策課
潜在介護福祉士等再就業支援事業	福祉部高齢政策課
介護人材確保・定着支援事業	福祉部高齢政策課
訪問看護師・訪問介護員の安全確保・離職防止対策事業	福祉部高齢政策課
介護人材確保に向けた市町・団体支援事業	福祉部高齢政策課
介護業務における労働環境の改善(介護ロボット導入支援)	福祉部高齢政策課
地域包括推進支援事業(介護予防の推進)(再掲)	福祉部高齢政策課
介護ロボット導入・生産性向上支援推進総合事業	福祉部高齢政策課
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業(再掲)	福祉部高齢政策課
ひょうご外国人介護実習支援センターの運営(再掲)	福祉部高齢政策課
民の力を活用した特定技能外国人等確保事業	福祉部高齢政策課
外国人介護人材受入施設環境整備事業	福祉部高齢政策課
放課後児童支援員認定研修	福祉部こども政策課
放課後児童支援員等質の向上研修	福祉部こども政策課
子育て支援員研修	福祉部こども政策課
ファミリー・サポート・センターアドバイザー等研修会	福祉部こども政策課
認定こども園園長・主幹保育教諭研修	福祉部こども政策課
保育人材確保対策貸付事業	福祉部こども政策課
保育人材確保研修	福祉部こども政策課
潜在保育士復職支援研修	福祉部こども政策課
保育士・保育所支援センター	福祉部こども政策課
保育士キャリアアップ研修	福祉部こども政策課
ひょうご乳幼児教育・保育マイスター養成研修	福祉部こども政策課
保育教諭確保のための資格・免許取得支援事業	福祉部こども政策課
相談支援・障害福祉サービスの質の向上に向けた人材育成(再掲)	福祉部障害福祉課
強度行動障害支援者養成研修事業	福祉部障害福祉課

サービス管理責任者等研修	福祉部障害福祉課
認知症地域支援ネットワークの強化(再掲)	保健医療部健康増進課
外国人材就職・定着支援事業	産業労働部労政福祉課
<b>4 計画的な地域福祉の推進</b>	
<b>(1)各主体の協働推進</b>	
社会福祉政策への提言説明会の開催	福祉部地域福祉課
<b>(2)社会福祉協議会との連携・協働</b>	
重層的支援体制整備事業(再掲)	福祉部地域福祉課
権利擁護支援体制整備・拡充事業(再掲)	福祉部地域福祉課
<b>(3)地域福祉計画の進行管理・評価等の実施</b>	
市町セルフチェックシートの作成・配布	福祉部地域福祉課
地域福祉に関する市町別データの収集・整理	福祉部地域福祉課
<b>(4)行政職員の意識改革</b>	
福祉人材研修センターにおける社会福祉職員研修	福祉部地域福祉課
権利擁護支援体制整備・拡充事業(再掲)	福祉部地域福祉課

# 参考資料

## 1 地域福祉支援計画の改定に向けた検討経過

2023(令和5)年度末で計画期間が満了する第4期兵庫県地域福祉支援計画の改定について、兵庫県社会福祉審議会のもとに「小委員会」を設置し、改定に向け協議を行った。

また、従来からの福祉の枠を越えた部署の連携による計画策定を進めるため、福祉部門の関係部署のほか、地域振興、県民生活、防災、労政福祉、住宅政策など他分野の部署から成る庁内ワーキンググループを設置し、意見交換を行う等計画改定に参画した。

さらに、2024(令和6)年2月には、パブリック・コメントを実施し、広く県民等から意見を募り、改定に至った。

年月日	審議会・委員会等	検討概要
令和5年7月31日	兵庫県社会福祉審議会 小委員会(第1回)	・計画策定の目的、方針の確認 ・兵庫県地域福祉支援計画改定の 考え方 ・今後のスケジュール
令和5年11月1日	兵庫県社会福祉審議会 小委員会(第2回)	・第5期兵庫県地域福祉支援計画の 骨子案
令和5年12月15日	兵庫県社会福祉審議会 小委員会(第3回)	・第5期兵庫県地域福祉支援計画の 素案
令和6年2月5日～ 令和6年2月26日	パブリック・コメントの実施	
令和6年3月18日	兵庫県社会福祉審議会 小委員会(第4回)	・第5期兵庫県地域福祉支援計画の 計画案
令和6年3月28日	兵庫県社会福祉審議会 総会	・小委員会の検討等を踏まえた第5期 兵庫県地域福祉支援計画の報告

## 2 兵庫県社会福祉審議会名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	役職名	備考
伊藤 篤	甲南女子大学人間科学部教授	
井上 真二	兵庫県青少年団体連絡協議会代表理事	
井上 三枝子	(公財)兵庫県手をつなぐ育成会理事長	
入江 武信	(社福)兵庫県社会福祉協議会会長	委員長
梅村 智	(一社)兵庫県歯科医師会常務理事	
大江 秀謙	兵庫県民生委員児童委員連合会会長	
大久保 博章	(特殊法人)日本赤十字社兵庫県支部事務局長	
岡林 孝直	(一社)兵庫県医師会副会長	
笠井 秀一	(一社)兵庫県薬剤師会会長	
北上 あきひと	兵庫県議会議員	
木村 佳史	(公財)兵庫県身体障害者福祉協会理事長	
後藤 和子	(一財)兵庫県婦人共励会理事長	
里見 孝枝	兵庫県議会議員	
鈴木 純	神戸大学大学院経済学研究科教授	
伊達 恵一	(公社)兵庫県保育協会会長	
田中 伸明	神戸新聞社論説委員室論説委員	
谷勝 公代	兵庫県連合婦人会副会長	
谷口 俊介	兵庫県議会議員	
玉田 敏郎	(社福)神戸市社会福祉協議会理事長	
中村 美津子	(公財)兵庫県老人クラブ連合会会長	
馬場 幸子	関西学院大学人間福祉学部教授	
藤澤 徹	(一社)兵庫県老人福祉事業協会会長	
藤本 政則	兵庫県児童養護連絡協議会会長	
松端 克文	武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授	
松原 一郎	関西大学名誉教授	
丸山 美津子	(公社)兵庫県看護協会会長	
迎山 志保	兵庫県議会議員	
森 茂起	甲南大学文学部名誉教授	
若生 留美子	生活協同組合コープこうべ理事	
脇田 のりかず	兵庫県議会議員	

### 3 兵庫県社会福祉審議会小委員会の設置について

#### 1 設置趣旨

令和6年度から5か年期間の兵庫県地域福祉支援計画(以下「支援計画」という。)の改定に際し、兵庫県社会福祉審議会(以下「審議会」)の下で検討協議を行うため、審議会規則第8条により、「兵庫県社会福祉審議会小委員会」(以下「小委員会」という。)を設置する。

#### 2 検討内容

この小委員会は、支援計画の策定に関して、次のことについて検討・協議する。

- (1) 県内における地域の福祉課題の現状と課題
- (2) 住民の参画と協働による地域福祉推進方策
- (3) 地域福祉推進のための市町地域福祉計画及び支援計画のあり方

#### 3 委員

小委員会の委員は、社会福祉審議会の委員及び臨時委員で、次に掲げる者のうち委員長が指名する者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体(高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等)

#### 4 座長及び座長の職務代理者

- (1) 小委員会に、座長1人及び座長職務代理者1人を置く。
- (2) 座長及び座長の職務代理者については、審議会規則第3条及び第5条を準用する。

5 小委員会の決議は、委員長の承認を得て、審議会の決議とすることができる。

#### 6 その他

その他、小委員会に関し必要な事項は、座長が定める。

#### 7 附則

この小委員会の設置は、令和5年3月30日から、支援計画策定までとする。

## 4 兵庫県社会福祉審議会小委員会名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	役職名	備考
井上 三枝子	(公財)兵庫県手をつなぐ育成会理事長	
入江 武信	(社福)兵庫県社会福祉協議会会長	
大江 秀謙	兵庫県民生委員児童委員連合会会長	
鈴木 純	神戸大学大学院経済学研究科教授	
田口 勝彦	兵庫県市町社協活動推進協議会会長	
谷口 慎一郎	認定特定非営利活動法人コムサロン21 副理事長	
伊達 恵一	(公社)兵庫県保育協会会長	
近澤 孝則	加東市健康福祉部長(重層的支援体制整備事業)	
西野 佳名子	(一社)兵庫県社会福祉士会事務局長	
濱田 英世	特定非営利活動法人やんちゃんこ代表理事	
藤澤 徹	(一社)兵庫県老人福祉事業協会会長	
松端 克文	武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授	座長職務代理
松原 一郎	関西大学名誉教授	座長
丸山 美津子	(公社)兵庫県看護協会会長	
望月 裕美	兵庫県地域包括・在宅介護支援センター協議会会長	
若生 留美子	生活協同組合コープこうべ理事	

### 事務局

氏名	役職名
生安 衛	兵庫県福祉部長
村上 恵一	兵庫県福祉部次長
小田 直樹	兵庫県福祉部地域福祉課長
森山 剛吏	兵庫県福祉部地域福祉課副課長
沖本 考史	兵庫県福祉部地域福祉課地域福祉班長
川井 大樹	兵庫県福祉部地域福祉課地域福祉班主任
佐野 詩歩	兵庫県福祉部地域福祉課地域福祉課職員
福本 良忠	兵庫県社会福祉協議会地域福祉部長
松本 裕一	兵庫県社会福祉協議会地域福祉部副部長

## 5 地域福祉支援計画策定庁内ワーキンググループ設置要綱

### (設置)

第1条 地域福祉支援計画を策定するための庁内組織として、幅広く意見交換等を行うため、地域福祉支援計画策定ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、兵庫県地域福祉支援計画を策定するため、兵庫県社会福祉審議会小委員会への意見提出、必要な調査及び検討を行う。

### (構成員)

第3条 ワーキンググループは、別表に掲げる所属の職員のうち、所属長が指名する者をもって構成する。ただし、必要に応じて構成員を追加することができる。

### (会議)

第4条 ワーキンググループの会議(以下「会議」という。)は、福祉部地域福祉課長(以下「座長」という。)が招集する。

2 構成員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

3 座長が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 ワーキンググループの庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は別に定める。

### 附則

#### (施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

別表(第3条関係)

兵庫県企画部地域振興課  
兵庫県県民生活部県民躍動課  
兵庫県県民生活部男女青少年課  
兵庫県危機管理部防災支援課  
兵庫県福祉部高齢政策課  
兵庫県福祉部こども政策課  
兵庫県福祉部児童課  
兵庫県福祉部障害福祉課  
兵庫県福祉部ユニバーサル推進課  
兵庫県産業労働部労政福祉課  
兵庫県まちづくり部住宅政策課

## 6 社会福祉法(抜粋)

### (目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

### (福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

### (地域福祉の推進)

- 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
  - 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### (福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支

援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。
  - 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
    - イ 介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業
    - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
    - ハ 子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業
    - ニ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業
  - 二 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
  - 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
    - イ 介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
    - ロ 介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業
    - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業
    - ニ 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業
  - 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
  - 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
  - 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当

該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業(前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。)を実施するに当たっては、母子保健法第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第2項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (重層的支援体制整備事業実施計画)

- 第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
  - 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であって地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
  - 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
  - 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
  - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
  - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
  - 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

## 7 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(抜粋)

(「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について(令和3年3月31日厚生労働省通知))

### 1 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

### 2 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

都道府県地域福祉支援計画(以下「支援計画」という。)に盛り込むべき事項としては、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項、③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項、④福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項、⑤市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備への支援に関する事項の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の支援計画としては認められないものである。都道府県においては、主体的にこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともにその他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

## 8 用語解説

<ア行>	
アウトカム指標	行った施策や目標の成果や効果。
アウトリーチ	積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。
SDGs	2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標」。「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、2030年を達成期限とする17のゴール、169のターゲット及びその進展を評価するための指針を持つ包括的な目標。
NPO	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
LGBT	レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の英語の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティの総称として用いられる。最後にQ(Questioning 又は Queer)を併記して、LGBTQと表記されることもある。
<カ行>	
介護福祉士	心身の障害により日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う専門職。
介護ロボット	ロボットの定義は、「情報を感知(センサー系)」「判断し(知能・制御系)」「動作する(駆動系)」の3つの要素技術を有する、知能化した機械システム。ロボット技術が応用され利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器を介護ロボットと呼んでいる。
共生型サービス	障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等について、高齢者や障害児者が共に利用できるサービス。
居住支援法人	住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの。都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として指定することが可能。

クラウドファンディング	新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者(=crowd〔群衆〕)から少額ずつ資金を集める仕組みを指すもの。
ケアリーバー	ケアリーバー(社会的養護経験者)とは、児童養護施設や里親などの社会的養護の保護(ケア)を離れた方(リーバー)のこと。親など頼れる方がおらず、施設等を離れた後に、困難に直面する方も少なくない。
権利擁護	高齢者や障害者等の人権等様々な権利を保護すること。具体には、認知症や知的障害、精神障害等により、生活上の判断が難しくなった場合に成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用により生活上の支援を行うことや、虐待や悪徳商法等の権利侵害への対応の取組等が挙げられる。
子ども食堂	地域住民等による民間発の取組であり、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場。また、食事の提供に加え、世代を超えた交流の場としての機能も果たしていることが多い。
個別避難計画	地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画。
<サ行>	
災害時要配慮者	災害時に援護を必要とする方のことで、高齢者や障害者、乳幼児等が含まれる。
里親	一時的に家庭での養育が困難になった子どもや家族を失った子どもを、自分の家庭に引き取って、深い愛情と正しい理解をもって養育する者。
自主防災組織	地域住民の連帯意識に基づく自発的な防災組織をいう。平常時には、防災訓練の実施や防災知識の普及啓発、防災巡視、資機材等の共同購入等を行っており、災害時には、初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、地域の災害危険箇所等の把握及び周知等を行うこととしている。
児童養護施設	保護者のいない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。
市民後見人	地域で暮らす判断能力の不十分な認知症高齢者等の権利擁護を図るため、身近な地域で権利擁護の観点から支援を

	<p>行う社会貢献の精神をもった市民であり、家庭裁判所より後見人等(補助人・保佐人を含む)として選任を受けた者。</p>
<p>社会的包摂 (ソーシャルインクルージョン)</p>	<p>1980年代から1990年代にかけてヨーロッパで普及した概念である。第二次世界大戦後、人々の生活保障は福祉国家の拡大によって追求されてきたが、1970年代以降の低成長期において、失業と不安定雇用の拡大に伴って、若年者や移民などが福祉国家の基本的な諸制度(失業保険、健康保険など)から漏れ落ち、様々な不利な条件が重なって生活の基礎的なニーズが欠如すると共に社会的な参加やつながりも絶たれるという「新たな貧困」が拡大した。このように、問題が複合的に重なり合い、社会の諸活動への参加が阻まれ社会の周縁部に押しやられている状態あるいはその動態を社会的排除と規定し、これに対応して、社会参加を促し、保障する諸政策を貫く理念として用いられるようになった。</p>
<p>社会福祉協議会</p>	<p>地域住民を基盤とした協議体であり、当事者・住民の主体性を原動力としながら、生活課題を抱える一人ひとりが地域の一員として、自分らしく暮らせる地域社会(福祉コミュニティ)づくりをすすめることを使命としている。社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つであるが、全国・都道府県・市町村に1か所のみ組織された、自主性と公共的性格を有する地域福祉推進の中核的民間組織である。</p>
<p>社会福祉士</p>	<p>心身の障害又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、保健医療福祉サービスの提供者との連絡調整その他の援助を行う専門職。</p>
<p>社会福祉施設</p>	<p>高齢者、児童、障害者、生活困窮者等を援護、育成し、又は更生のための各種治療訓練等を行い、これら要援護者の福祉増進を図ることを目的とした施設。</p>
<p>社会福祉法人連絡協議会 (ほっとかへんネット)</p>	<p>制度の狭間にある困り事を含めた多様で複雑な地域生活課題の解決と、誰もが暮らしやすい共生のまちづくりの推進を目指し、県内市区町域において、児童・保育・高齢・障害など様々な種別の社会福祉法人が連携して活動するネットワーク組織。</p>
<p>社会福祉連携推進法人</p>	<p>地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進するため、社会福祉法人やNPO法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行う法人。</p>

重層的支援体制整備事業	地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業。
生活福祉資金新型コロナウイルス特例貸付	新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入が減少した世帯を対象として、緊急かつ一時的な生計維持のための生活費又は生活の立て直しまでの一定期間の生活費を貸し付ける制度。低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とする生活福祉資金貸付制度の特例措置として設けられ、令和2年3月25日から令和4年9月30日まで受け付けられた。
生活支援協議体	市町が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターと生活支援やサービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワークのこと。介護保険法における地域支援事業(生活支援体制整備事業)に位置付けられる。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者。介護保険法における地域支援事業の生活支援体制整備事業に位置づけられる。
性的マイノリティ	性自認(自己の性別についての認識)が出生時に判定された性と一致しない人又は性的指向(恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向)が異性に限らない人のこと。「性的少数者」ともいう。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。
セーフティネット住宅	外国人や東日本大震災等の大規模災害の被災者等、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅。
<タ行>	
ダブルケア	晩婚化、晩産化等を背景に、育児期にある者(世帯)が、親

	の介護も同時に担うこと。
地域運営組織	地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。
地域おこし協力隊	都市地域から過疎地域等に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
地域における公益的な取組	すべての社会福祉法人は、その高い公益性に鑑み、「社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われている。 (社会福祉法第24条第2項)
地域再生アドバイザー	持続可能な生活圏形成に向けた多自然地域の取組を促進するため、市町の地域伴走支援と連携する地域づくりや各分野の専門家。
地域サポート施設	日常生活の継続した支援が必要な地域住民のため、見守りや食生活の支援、移動支援等を実施する社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム等を県が認定するもの。
地域福祉ネットワーク	地域生活課題の解決を目指した住民、地域団体、専門職、行政等が協議・協働するネットワーク。
地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制のこと。
地域包括支援センター	①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を一体的に実施するため、市町又は地域包括支援事業の委託を受けた法人が設置する機関。介護サービス事業者やその団体の代表者、利用者や被保険者の代表者、学識経験者等で構成される地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて適切、公正かつ中立な運営の確保が求められている。
特殊詐欺	犯人が電話やハガキ(封書)等で親族や公共機関の職員等

	を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪(現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗(窃盗)を含む。)をいう。
<ナ行>	
日常生活圏域	住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して市町が定める区域。小学校区や中学校区が想定される。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。
<ハ行>	
8050 問題	高齢の親と働いていない独身の50代の子どもとが同居している世帯に係る問題。特に高齢の親が50代のひきこもりの子どもを支える状態に象徴される複合的問題。
ピアサポーター	同じ経験をもつ仲間同士でお互いがお互いを支え合う活動(ピアサポート)を行う人。
PDCA サイクル	「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
避難行動要支援者	当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者についての避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。
ひょうごケア・アシスタント	特別養護老人ホームや介護老人保健施設において雇用され、試用的に介護の周辺業務に従事する方や、訪問介護事業所や定期巡回サービス事業所において雇用され、生活援助サービスの補助的業務の職場体験に従事する者。
ファンドレイジング	民間非営利団体が、活動のための資金を個人・法人・政府等から集める行為の総称。
保護司	犯罪や非行をした者が再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える民間のボランティア。

ボランティアコーディネーター	「一人ひとりが社会を構成する重要な一員であることを自覚し、主体的・自発的に社会のさまざまな課題やテーマに取り組む」というボランティア活動を理解してその意義を認め、その活動のプロセスで多様な人や組織が相互に対等な関係でつながり、新たな力を生み出せるように調整することにより、一人ひとりが市民社会づくりに参加することを可能にするというボランティアコーディネーションの役割を仕事として担っている人材(スタッフ)のこと。
<マ行>	
民生委員・児童委員	民生委員法及び児童福祉法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努める者。知事(政令指定都市及び中核市は市長)の推薦により、厚生労働大臣が委嘱する非常勤の特別職の地方公務員。
<ヤ行>	
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面などのサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。 本県のケアラー・ヤングケアラー支援推進方策においては、発信力が弱く、最も支援が必要な10代以下、そして学業のみならず、就職や結婚への影響が懸念される概ね20代以上30歳代前半までを対象とし、18歳未満の子どもである「ヤングケアラー」と18歳以上30歳代前半までの者を「若者ケアラー(ケアラー)」として主な支援対象としている。
ユニバーサル社会	年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができる社会。
<ラ行>	
リスクマネジメント	起こり得るリスクやその影響を把握し、対策を講じておくことにより、問題が発生した場合にその損失を最小化すること。

